

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	適正な行政管理の実施			番号	①				
評価方式	総合 実績 ・事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり			(千円)			
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額			
	会計	組織／勘定	項	事項		4年度 当初予算額		5年度 概算要求額	
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	総務本省	行政管理実施費	行政管理の実施に必要な経費		140,104		179,701	
	一般会計	管区行政評価局	行政評価等実施費	行政管理の実施に必要な経費		42,898		41,622	
	小 計				一般会計	183,002		221,323	
						< > の内数	< > の内数		
					特別会計	< > の内数	< > の内数		
						< > の内数	< > の内数		
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの									
	小 計				一般会計				
						< > の内数	< > の内数		
					特別会計	< > の内数	< > の内数		
						< > の内数	< > の内数		
	合 計				一般会計	183,002		221,323	
						< > の内数	< > の内数		
					特別会計	< > の内数	< > の内数		
						< > の内数	< > の内数		

主要な政策に係る評価書(令和3年度実施政策)

(総務省R4-①)

政策 ^(※1) 名	政策1:適正な行政管理の実施			分野	行政改革・行政運営	
政策の概要	行政運営の見直し・改善を図るとともに、各省に共通する行政制度を管理することにより、行政の総合的かつ効率的・効果的な実施を推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]: ・行政運営の改善・効率化の実現 ・行政の信頼性の確保及び透明性の向上 [中間アウトカム]: ・業務改革が各府省において実施されること ・独立行政法人の共通的な制度が適正かつ円滑に運用されること ・行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開制度が適正かつ円滑に運用されること					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	172	157	213	183
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	172	157	213	
執行額		147	134	193		

(注)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関する内 閣の重要政策(施政 方針演説等のうち主 なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	-	-	-

施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)				
				令和元年度	令和2年度	令和3年度		
政府全体の行政サービスの質を向上させるとともに行政運営の効率化を実現すること	各府省における業務改革の取組の推進	1		測定指標に関する業務がデジタル庁に移管				
		2	54% 【平成30年度】	56%	58%	60%	60% 【令和3年度】	イ
		電子決裁を検討するとされている項目(6省庁7項目)※のうち、具体的な内容が「デジタル・ガバメント中長期計画」に記載されて継続的に取組が示されている項目数 (※ただしシステムが整備済等対応が完了したものは除く。) <アウトプット指標>						
		終了プロセス等に移行した事業の割合 <アウトプット指標> ・終了プロセス:公共サービス改革法の対象から外し、実施府省等の責任において入札・契約を行うこととするプロセス ・新プロセス:公共サービス改革法の対象であるものの、監理委員会の関与を軽減し、実施府省等の自律的な入札・契約に委ねるプロセス		55% (216/390) ※216事業中、終了プロセス186事業、新プロセス30事業	59% (237/402) ※237事業中、終了プロセス215事業、新プロセス22事業	62% (255/410) ※255事業中、終了プロセス253事業、新プロセス22事業		

<p>独立行政法人の共通制度の適正かつ円滑な運用の確保</p>	<p>独立行政法人の共通制度を運用するに当たった課題等の把握と対応</p>	<p>③</p>	<p>独立行政法人の共通制度の運用に係る課題等の把握及びその対応の程度 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>平成30年度末の制度の運用に係る課題等の把握及びその対応の程度 【平成30年度末時点において把握している課題】 ・独立行政法人会計基準における連結財務諸表部分の見直し ・特例随意契約制度の見直し ・見直しを行った制度の周知 【平成30年度】</p>	<p>各府省・各法人における制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施</p> <p>・国立研究開発法人の機能の一層の向上と柔軟な業務運営の確保及びガバナンス強化という課題に対し、特例随意契約制度における調達に係る公正性確保のためのガバナンス強化等の措置、同制度の適用範囲や調達の上限額についての見直しを行うため、内閣府と共同で検討会（令和元年5月～2年3月）を開催した。検討会の結果を踏まえ、現在、同制度の運用状況を踏まえた見直しに向け、作業を行っている。 ・独立行政法人の財務報告のより一層の活用という課題に対し、独立行政法人の連結財務諸表の活用状況及び出資の状況等を踏まえ、連結財務諸表の作成の目的や連結の範囲等について、『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』の改訂（令和2年3月）を行った。 ・平成30年度に改定等を行った独立行政法人の「目標策定指針」及び「評価指針」や、「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」等について、主務省や法人等における改定等の趣旨の浸透・定着を図るため、シンポジウム（令和元年9月）や説明会（同年10月）の開催などを通じ、周知に取り組んだ。</p>	<p>各府省・各法人における制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施</p> <p>・特例随意契約制度については、令和元年度に開催した検討会の結果を踏まえ、制度を利用する法人の拡大及び既に制度を利用している法人に係る上限額の引上げ等を行うこととし、「国立研究開発法人の調達に係る事務について」（令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定）を策定した。さらに、制度の利用を希望する法人の規程類を公正性確保のためのガバナンスが構築されているかとの観点から内閣府と共同で精査し、令和3年度から制度を利用する法人として6法人を定めた。 ・令和2年11月に企業会計の監査基準が改訂されたことを踏まえ、令和3年3月に「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」の改訂を行った。 ・令和元事業年度より新たに「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」に基づく事業報告書が、独立行政法人において作成、公表されたため、事業報告書についての記載状況を把握するとともに、事例集を作成し、令和2事業年度の事業報告書の作成に当たっての参考となるよう独立行政法人に周知を行った。 ・新たな独立行政法人制度の運用に係る実態把握に向け、各主務省・各法人向けのフォローアップ調査を実施した（当該調査結果の取りまとめ・公表は令和3年度）。</p>	<p>各府省・各法人における制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施</p> <p>・令和2年度末に改正された特例随意契約制度が3年度から施行されたため、制度を利用している6法人や、今後制度を利用したいと考えている法人等からの照会対応を内閣府と共同で行った。 ・近年、企業会計において新たな会計基準が公表等されたことを踏まえ、令和3年9月に『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』の改訂を行った。 ・「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」を参照して作成される事業報告書について、その適用2年目となる令和2事業年度の事業報告書における各独立行政法人の取組状況を把握するとともに、事例集を作成し、令和3事業年度の事業報告書の作成に当たっての参考となるよう独立行政法人に周知を行った。 ・「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）において、「総務省は、令和3年度（2021年度）中に情報システム整備方針を踏まえ、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」を改定する」とされたこと等に伴い、両指針を改定した。これにあわせて、「目標及び指標の記載例」の改正や、両指針のQ&Aを更新し、改定内容の周知・理解促進に取り組んだ。 ・各主務省・各法人向けのフォローアップ調査の結果を取りまとめた（令和4年2月）。その結果、平成26年度改正の柱についておおむね肯定的に受け止められている一方で、独立行政法人評価制度の運用上の課題として、A以上の評定を取得することが困難な事務・事業があると回答した法人が全体の約6割に上ること等が明らかになった。</p>	<p>各府省・各法人における制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施 【令和3年度】</p>	<p>イ</p>
---------------------------------	---------------------------------------	----------	--	---	---	---	--	--	----------

<p>行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること</p>	<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等を通じて必要な情報提供を実施</p>	<p>④</p>	<p>行政手続制度、行政不服審査制度の普及 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>平成27年4月施行の改正行政手続法及び平成28年4月施行の改正行政不服審査法について、各府省や各地方公共団体における主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供 【平成30年度】</p>	<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続制度及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施</p> <p>各府省及び各地方公共団体に対する行政手続法及び行政不服審査法の施行状況調査、各機関からの質問・照会、意見交換(2回)等により、各機関における制度運用上の疑義、事務手続に苦慮している事項などの取組状況を把握し、国や地方の実務担当者等を対象とした研修・説明会(5回)等を通じて、制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施した。</p>	<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続制度及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施</p> <p>各府省及び各地方公共団体に対する行政手続法及び行政不服審査法の施行状況調査、各機関からの質問・照会、意見交換(1回)等により、各機関における制度運用上の疑義、事務手続に苦慮している事項などの取組状況を把握し、国や地方の実務担当者等を対象とした研修・説明会(2回)等を通じて、制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施した。</p>	<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続制度及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施</p> <p>各府省及び各地方公共団体からの行政手続法及び行政不服審査法の質問・照会、意見交換(1回)等により、各機関における制度運用上の疑義、事務手続に苦慮している事項などの取組状況を把握し、国や地方の実務担当者等を対象とした研修・説明会(3回)等を通じて、制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施した。</p>	<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施 【令和3年度】</p>	<p>イ</p>
<p>国民への説明責務を全うするため、開示決定期限の遵守の徹底を図ること</p>	<p>⑤</p>	<p>国の行政機関等における情報公開制度において、期限内(※)に開示決定等がされたものの割合(行政機関及び独立行政法人等) ＜アウトプット指標＞ ※ 原則30日以内。延長した場合には延長期限内</p>	<p>行政機関 :100% 独立行政法人等 :99.7% 【算定根拠】 ・行政機関 :期限内128,538件、期限超過53件(100%) ・独立行政法人等 :期限内7,436件、期限超過25件(99.7%) ※小数点第二位四捨五入 【平成30年度(29年度実績値)】</p>	<p>100%</p> <p>行政機関 :100%、 独立行政法人等 :99.7% 【算定根拠】 ・行政機関 :期限内138,810件、期限超過42件(100%) ・独立行政法人等 :期限内7,499件、期限超過26件(99.7%) ※小数点第二位四捨五入 (平成30年度実績値)</p>	<p>100%</p> <p>行政機関 :100%、 独立行政法人等 :99.9% 【算定根拠】 ・行政機関 :期限内160,481件、期限超過65件(100%) ・独立行政法人等 :期限内7,964件、期限超過8件(99.9%) ※小数点第二位四捨五入 (令和元年度実績値)</p>	<p>100%</p> <p>行政機関 :99.4%、 独立行政法人等 :99.5% 【算定根拠】 ・行政機関 :期限内163,987件、期限超過963件(99.4%) ・独立行政法人等 :期限内8,398件、期限超過44件(99.5%) ※小数点第二位四捨五入 (令和2年度実績値)</p>	<p>100% 【令和3年度】</p>	<p>ロ</p>	
<p>国の行政機関等の情報公開の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること</p>	<p>職員研修により、情報公開制度の趣旨及び内容等の徹底を図ること</p>	<p>6</p> <p>国の行政機関等の職員に対する情報公開制度の運用に関する研修における理解度等の割合 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>参加機関等数 :708 参加者数 :1,254人 理解度 :76.6% 【平成30年度】</p>	<p>平成30年度値を上回る</p> <p>参加機関等数 :730 参加者数 :1,294人 理解度 :78.2%(注)</p> <p>(注)853人/1,091人。分母はアンケート回答者数</p>	<p>平成30年度値を上回る</p> <p>参加機関等数 :237 参加者数 :315人 理解度 :85.7%(注)</p> <p>(注)186人/217人。分母はアンケート回答者数</p>	<p>平成30年度値を上回る</p> <p>参加機関等数 :617 参加者数 :1,434人 理解度 :77.6%(注1)</p> <p>(注1)797人/1,027人。分母はアンケート回答者数 (注2)オンライン方式により実施</p>	<p>平成30年度値を上回る 【令和3年度】</p>	<p>イ</p>	

<p>目標達成度合いの測定結果 (※4)</p>	<p>(各行政機関共通区分)</p>	<p>相当程度進展あり</p> <p>測定指標3、4及び5は達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えている。 測定指標3及び4については目標を達成しており、また、測定指標5は目標達成に僅かに及ばなかったが目標値に近い実績を示すことができた。 主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示しており、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
<p>政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)</p>	<p>(判断根拠)</p>	<p><施策目標>政府全体の行政サービスの質を向上させるとともに行政運営の効率化を実現すること 当該施策目標については、以下のとおり取り組んだところであり、測定指標2に係る目標は達成することができた(※測定指標1に関する業務はデジタル庁に移管)。 ・業務改革の取組の推進については、令和3年6月に取りまとめられた「法案誤り等再発防止プロジェクトチーム取りまとめ」において位置付けられた法制執務全体の業務フローの在り方等に係る検証に取り組むなど、各府省を通ずる業務に係る業務改革等に取り組んだところ。 ・測定指標2については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」(平成26年3月19日、平成31年3月8日一部改正官民競争入札等監理委員会)に基づき、社会経済情勢の変化、対象公共サービスをめぐる環境の変化等も勘案し、あらかじめ設定してある確保されるべき対象公共サービスの質に関する目標の達成状況等を確認して、事業の評価を適切に実施することにより、目標を達成することができた。</p> <p><施策目標>独立行政法人の共通的な制度の適正かつ円滑な運用の確保 当該施策目標については、以下のとおり、課題の把握及びその対応の措置を講ずるとともに、講じた措置に係る周知にも努めた。令和3年度のフォローアップ調査結果においても、制度改正の柱についておおむね肯定的に受け止められていることが明らかになったことも踏まえれば、共通的な制度の運用により、独立行政法人が国民に対する説明責任を果たしつつ、政策実施機能を最大化する環境を整備することができたと考えられ、目標を達成したと考えられる。 ・特別随意契約制度に関し、「統合イノベーション戦略2019」(令和元年6月21日閣議決定)で「適用法人や上限額等の見直しを検討する」とされたことを踏まえ、令和元年度以降、内閣府及び総務省において外部有識者から成る検討会を開催し、その検討結果を踏まえ、「国立研究開発法人の調達に係る事務について」(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)を策定した。 さらに、制度の利用を希望する法人の規程類を内閣府と共同で精査し、令和3年度から制度を利用する法人として6法人を定めた。 ・平成30年度末時点で課題となっていた独立行政法人会計基準における連結財務諸表部分の見直しを行ったことにより、独立行政法人の財務報告の在り方を整理した「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」(平成29年9月1日独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会、財政制度等審議会財政制度分科会・法制・公会計部会)に関連する見直しは一通り終了し、さらに、企業会計における動向を踏まえた独立行政法人会計基準等の改訂など、独立行政法人を取り巻く環境の変化に伴う課題等を踏まえた対応も行った。 ・独立行政法人の「目標策定指針」及び「評価指針」については、説明会の開催やQ&Aの送付等を通じて、平成30年度及び令和3年度の改定の趣旨について周知し、これに沿った目標策定・変更や評価が進んでいる。 ・各主務省・各法人に対し、新たな独立行政法人制度の運用に係るフォローアップ調査を実施し、制度運用の実態及び課題の把握を行った。 今後、フォローアップ調査により明らかとなった運用上の課題への対応を引き続き進めるほか、これまで策定した規程等の運用改善に向けた取組を引き続き推進していく。</p> <p><施策目標>行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること 当該施策目標については行政手続制度及び行政不服審査制度の円滑な運用について、各機関からの質問・照会対応、施行状況調査、研修・説明会等の機会を通じて状況把握をするとともに、情報の提供を実施し、目標を達成できた。 ・測定指標4については、各府省及び各地方公共団体からの行政手続法及び行政不服審査法の質問・照会、意見交換(延べ4回)等により、各機関における制度運用上の疑義、事務手続に苦慮している事項などの取組状況を把握し、それらを踏まえた事務連絡やマニュアル等の改訂を行うとともに、国や地方の実務担当者等を対象とした研修・説明会(延べ10回)等を通じて、制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施した。</p> <p><施策目標>国の行政機関等の情報公開制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること 当該施策目標については、測定指標5については目標達成に僅かに及ばなかったが、行政機関及び独立行政法人等ともに目標値に近い実績を示すことができ、測定指標6については目標を上回ることができた。そのため、施策全体としても目標に対し相当程度の進展があったと考えられるが、開示請求を法定の期限内に処理することは制度に対する国民の信頼を確保する上で必要であり、当該指標を達成できなかったことは遺憾である。 ・測定指標5については、行政機関の実績については令和2年度(令和元年度実績値)までは会議、研修等を通じて指導等を実施した結果、目標値である100%を達成できたが、令和3年度(令和2年度実績値)は新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に係る出勤抑制の下で進行管理の不徹底や担当者間での連絡不足などの理由から99.4%となっており、また、独立行政法人等の実績についても令和3年度は同緊急事態宣言時に事務が停滞したことなどの理由から99.5%となっており、目標の100%には及ばなかったものの目標値に近い実績を示すことができた。 ・測定指標6については、令和2年度については、コロナ禍により、参加機関等数、参加者数ともに大幅に減少したが、当該年度も含め、全ての年度において目標を上回ることができた。施行状況調査の実施等により行政機関等における制度運用状況を把握し、事例を含めた具体的な説明により受講者の理解が進んだものと思われる。</p>
<p>評価結果</p>	<p>(令和5年度予算概算要求に向けた考え方)</p>	<p>・測定指標1については、当該指標に係る業務が令和3年度にデジタル庁に移管されたことから、次期評価に係る指標の設定に当たっては、業務改革の取組の推進に関する新たな指標を設定することとする。なお、新たな指標の検討に当たっては、令和3年6月に取りまとめられた「法案誤り等再発防止プロジェクトチーム取りまとめ」において、法制執務全体の業務フローの在り方等に係る検証について、総務省及びデジタル庁において、内閣法制局や各府省庁と連携し、検証を進めることが位置付けられたことも踏まえ検討する。 ・測定指標2については、目標を達成しているため、引き続き公共サービスをめぐる環境の変化に対応した、効率的・効果的な業務運営を行うこととする。 ・測定指標3については、目標を達成したものの、独立行政法人が制度導入の本来の趣旨にのっとり、自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、政策実施機能を最大化し、経済成長や国民生活の向上により一層貢献していきよう、引き続き、独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用に関する取組を推進していくこととする。 ・測定指標4のうち行政手続制度については、引き続きの目標として、法の狙いや制度趣旨に沿った運用が徹底されるよう、研修の開催・情報提供等を推進する。行政不服審査制度については、行政不服審査法の改善に向けた検討会最終報告(令和4年1月)において、政策評価・EBPMの手法を活用した現状把握、評価、改善方策等の検討を実施した上で、今後の施行状況調査等でモニタリングすべき事項を設定し、改善方策等の本格的な実施(令和5年度以降)を行ってから、5年を経過した時期を目安に結果を公表することとされていることを踏まえ、事前分析表においては測定指標は設定しないこととする。なお、今後必要に応じて評価を実施する。 ・測定指標5については目標値に近い実績を示すことができ、また、測定指標6については目標を達成できているところ、開示請求件数や期限超過事案が増加傾向にある現状を踏まえ、制度に対する国民の信頼を確保するためには、各府省の開示請求処理の現場における課題を把握した上で、当該課題の解消に資する取組を行っていくことが必要であり、かつ、当該取組は不断の実施が必要であることから、当該取組を新たな指標として設定することとする。</p> <p>Ⅲ 予算の継続・現状維持</p>
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>(令和5年度予算概算要求に向けた考え方)</p>	<p>Ⅲ 予算の継続・現状維持</p>

	令和5年度予算概算要求への主な反映内容	評価結果を踏まえ、引き続き取組を継続するため、令和5年度予算概算要求においても所要の要求を行う。また、より効率的・効果的な業務運営を行う観点から、要求額の精査・合理化に努めた。
	税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—

学識経験を有する者の知見等の活用	令和4年7月に開催された「総務省の政策評価に関する有識者会議」において、有識者から評価書の記述等について御意見をいただき、「政策の分析」欄に行政サービスの質の向上についての評価に係る記述を追記するとともに、次期事前分析表の指標⑤に、参考データとして従来の指標を追記した。
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・法案誤り等再発防止プロジェクトチーム取りまとめ(令和3年6月29日法案誤り等再発防止プロジェクトチーム)(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/houan_ayamaribousi_pt/pdf/torimatome210629.pdf) ・公共サービス改革基本方針(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/koukyo_service_kaikaku/kihon.html) ・独立行政法人制度改革フォローアップ調査結果(令和4年2月独立行政法人評価制度委員会)(https://www.soumu.go.jp/main_content/000795297.pdf) ・令和元年度行政不服審査法施行状況調査(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/fufuku/index.html) ・行政不服審査法の改善に向けた検討会最終報告(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/gyoseifufuku/index.html) ・平成30年度における行政機関及び独立行政法人等の情報公開法の施行の状況について(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/02gyokan06_04000079.html) ・令和元年度における行政機関及び独立行政法人等の情報公開法の施行の状況について(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/02gyokan06_04000084.html) ・令和2年度における行政機関及び独立行政法人等の情報公開法の施行の状況について(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/02gyokan06_04000087.html)
-------------------------------	--

担当部局課室名	行政管理局(企画調整課、調査法制課、他4管理官等)	作成責任者名	行政管理局企画調整課長 佐藤 紀明 行政管理局調査法制課長 水野 靖久 他4管理官等	政策評価実施時期	令和4年8月
---------	---------------------------	--------	--	----------	--------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「-」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	行政評価等による行政制度・運営の改善			番号	②				
評価方式	総合・実績・事業	政策目標の達成度合い	モニタリング実施(評価は未実施)						
(千円)									
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額			
	会計	組織/勘定	項	事項		4年度 当初予算額		5年度 概算要求額	
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	総務本省	行政評価等実施費	行政評価等の実施に必要な経費		183,299		358,527	
	一般会計	管区行政評価局	行政評価等実施費	行政評価等の実施に必要な経費		763,059		722,524	
	小 計				一般会計	946,358		1,081,051	
						< > の内数	< > の内数		
					特別会計				
						< > の内数	< > の内数		
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの									
	小 計				一般会計				
						< > の内数	< > の内数		
					特別会計				
						< > の内数	< > の内数		
合 計					一般会計	946,358		1,081,051	
						< > の内数	< > の内数		
					特別会計				
						< > の内数	< > の内数		

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-②)

政策 ^(※1) 名	政策2: 行政評価等による行政制度・運営の改善					担当部局課室名	行政評価局総務課 他2課	作成責任者名	行政評価局総務課長 大槻 大輔
政策の概要	<p>政府内において施策や事業の担当府省とは異なる立場から、次の活動を行う。 【行政評価局調査】各府省の政策効果や業務運営上の課題を実証的に把握・分析し、政策や制度・業務運営の見直し、改善方針について勧告等を行う。 【政策評価の推進】政策評価に関する基本的事項の企画立案、各府省の政策評価の点検等により、政策評価の質及び実効性の一層の向上を図る。 【行政相談】国民の行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、関係行政機関にあっせん・通知を行うことにより、個々の苦情の解決や行政の制度・運営の改善を図る。</p>							分野【政策体系上の位置付け】	行政改革・行政運営
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	<p>【最終アウトカム】: 国民に信頼される質の高い行政の実現がされること 【中間アウトカム】: 以下の三つの機能を通して、内閣の重要課題や各府省の行政上の課題の解決が促進されること ①行政評価局調査の結果に基づき改善方針が提示されることで、行政制度・運営の見直し・改善が推進されること ②政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政が推進され、国民への説明責任が果たされること ③行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し・改善が推進されること</p>					政策評価実施予定時期	令和5年8月		
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
施策手段		基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) ^(※2)					
				令和2年度	令和3年度	令和4年度			
①	<p>全国規模の調査に基づく勧告等について、フォローアップ時点での改善措置率^(※) <アウトカム指標> ※①該当年度にフォローアップ(複数回フォローアップを行うこととしている場合、最後のフォローアップ)を実施した調査について、調査ごとにフォローアップ時点での改善措置件数/勧告等における指摘事項数を算出、②年度ごとに①の結果の平均値を算出、③過去3年間の平均値を「改善措置率」として算出</p>	<p>96.3% (過去3年間の改善措置率(平成29年度98.9%、30年度95.5%、令和元年度94.4%の平均値)の平均値)</p>	<p>令和元年度 基準値以上かつ前年度実績以上</p>	<p>令和4年度 93.9% (平成30年度95.5%、令和元年度94.4%、2年度91.8%の平均値)</p>	<p>令和3年度 94.0% (令和元年度94.4%、2年度91.8%、3年度95.8%の平均値)</p>	<p>令和4年度 -</p>	<p>国の行政の質を向上させ、行政に対する国民からの信頼を確保するためには、行政評価局調査の結果行なった勧告等に対する各府省の改善措置により、実際の行政上の課題・問題点が解消されることが重要であることから、本指標を設定した。 調査結果に係る各府省の改善措置状況については、調査結果の公表時に、内容に応じて、原則1年から2年後までの間で特定した時点でフォローアップを行うこととしている。設定する目標としては、フォローアップ(複数回フォローアップを行うこととしている場合、最後のフォローアップ)において、勧告の指摘事項のうち、改善措置が採られたものの割合が、過去3年間の改善措置率の平均値以上かつ基準値以上となることとした。 なお、フォローアップは勧告等の1~2年後に行うものであるため、単年度の改善措置率を指標に用いるのではなく、過去3年間の改善措置率の平均値を用いることとしている。</p>		

<p>各府省の業務の実施状況について、課題や問題点を実証的に把握・分析し、その結果に基づき改善方を提示することにより、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること</p>	<p>行政評価局調査の効果的な実施</p>	<p>②</p>	<p>テーマの内容や調査実施上の必要に応じて、弾力的な方法(コンパクト調査又は機動的な調査)により、調査を適切に実施し、また適切な方法・タイミングで公表できたか。 <アウトプット指標></p>	<p>—</p>	<p>テーマの内容や調査実施上の必要に応じて、弾力的な方法(コンパクト調査又は機動的な調査)により、調査を適切に実施し、また適切な方法・タイミングで公表できたか。</p>	<p>—</p>	<p>令和4年度</p> <p>テーマの内容や調査実施上の必要に応じて、弾力的な方法(コンパクト調査又は機動的な調査)により、調査を適切に実施し、また適切な方法・タイミングで公表できたか。</p> <p>・コンパクト調査として、「都道府県指定文化財(美術工芸品)の保護・承継に関する行政評価・監視」を実施・公表した。 本調査は、問題意識を絞った調査とすることにより、調査開始から約9か月で公表した。</p> <p>・上記のほか、コンパクト調査かつ機動的な調査を2件、コンパクト調査を5件、令和2年度から実施した。</p> <p>【令和元年度に着手した調査について】 コンパクト調査かつ機動的な調査として、令和元年9月から実施していた「緊急自動車等におけるETC活用等に係る実態調査」を令和2年6月に行政評価局レポートとして公表した。</p> <p>・コンパクト調査かつ機動的な調査として、令和元年12月から実施していた「学校施設の長寿命化計画の策定に関する実態調査」については、関係するデータや事例の整理、分析に時間を要したことから、令和2年12月の公表となった。</p>	<p>令和3年度</p> <p>テーマの内容や調査実施上の必要に応じて、弾力的な方法(コンパクト調査又は機動的な調査)により、調査を適切に実施し、また適切な方法・タイミングで公表</p> <p>【令和2年度に着手した調査について】 コンパクト調査かつ機動的な調査として、①「政府電子調達システムの利便性向上に関する実態調査」、②「国の資格の更新等に伴う講習・研修等の見直しに関する実態調査」、③「国立大学への入学時における保証人契約の適正化に関する実態調査」を実施・公表した。①及び②はコロナ禍において進むデジタル化について現場の実情を調査したものであり、③は行政相談を端緒に全国的に調査したものの。また、調査開始から①は約3か月、②は約2か月、③は約3週間で、行政評価局レポートとして速やかに公表した。そのほか、②については、令和2年12月22日開催の規制改革推進会議で決定された「当面の規制改革の実施事項」において、「各府省は、総務省行政評価局の実態調査の結果も踏まえ、法令に基づく講習等について、オンライン化に取り組むこととされていることを踏まえ、その後の対応状況等についての調査(「国の資格の更新等に伴う講習・研修等の見直しに関する実態調査—その後の対応状況を中心として—)」を令和3年3月から実施した。</p> <p>・コンパクト調査として令和2年9月から実施していた「木質バイオマス発電をめぐる木材の需給状況に関する実態調査」については、3年7月に公表した。</p> <p>・令和3年度に結果公表した調査のうち、コンパクト調査又は機動的な調査として実施していた以下の5件が、追加調査の実施や調査結果の取りまとめ等に時間を要したため、調査開始から公表まで1年を超過した。 ①第4種踏切道の安全確保に関する実態調査(令和2年4月開始、3年11月公表)、②建設残土対策に関する実態調査(令和2年1月開始、3年12月公表)、③地域公共交通の確保等に関する実態調査(令和元年12月開始、4年1月公表)、④涉外戸籍事務の適正・円滑な処理に関する行政評価・監視—外国人の婚姻届を中心として—(令和2年11月開始、4年1月公表)、⑤災害廃棄物対策に関する行政評価・監視(令和3年1月開始、4年2月公表) ただし、④については、管区行政評価局で受け付けた行政相談を踏まえ、迅速な解決を図るため、全体の調査結果の公表に先んじて、令和3年11月に第一報を公表した。</p>	<p>テーマの内容や調査実施上の必要に応じて、弾力的な方法(コンパクト調査又は機動的な調査)により、調査を適切に実施し、また適切な方法・タイミングで公表</p>	<p>テーマの内容や調査実施上の必要に応じて、弾力的な方法(コンパクト調査又は機動的な調査)により、調査を適切に実施し、また適切な方法・タイミングで公表</p> <p>国の行政の質を向上させ、行政に対する国民からの信頼を確保するためには、おおむね1年の調査期間で実施する従来型の調査のほか、必要に応じてコンパクト調査又は機動的な調査を適切に実施し、また適切な方法・タイミングで公表することが必要であることから、本指標を設定した。 なお、令和4年度においては、適時・適切な調査の実施をさらに進める観点から「行政評価等プログラム」において当該年度の実施テーマを決定せず、随時決定することとしている。</p> <p>本指標の参考指標として、以下を設定した。</p> <p>【参考指標】 ・コンパクト調査(調査予定期間が1年未満であり、1年未満で調査が終了した調査)及び機動的な調査(「行政評価等プログラム」において実施することとされているテーマ以外の調査)の実施件数(当該年度に調査結果を公表したものを) <令和2年度: 5件> <令和3年度: 4件></p>
--	-----------------------	----------	--	----------	---	----------	--	---	--	---

<p>政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政が実現されるとともに、国民への説明責任が果たされるようになること</p>	<p>政策評価審議会政策評価制度部会(以下「制度部会」という。)や行政評価局アドバイザーの知見を活用した以下の取組 ・ガイドラインの見直し等 ・各行政機関が行った政策評価の点検(規制、公共事業、租税特別措置等) ・政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究の実施 ・諸外国の政策評価制度に係る調査・研究 ・政策評価担当者等に対する研修の実施 ・政策評価各府省連絡会議等の開催等</p>	<p>政策評価の質及び実効性の向上 ＜アウトカム指標＞</p> <p>③ ＜参考指標＞ ・各年度の点検件数 ・指摘件数の割合又はフォローアップで把握した指摘の改善件数の割合 ・研修の参加者数</p>	<p>令和元年度の政策評価の実施状況</p>	<p>令和元年度</p>	<p>点検等の実施に係る政策評価の質及び実効性の向上</p>	<p>令和4年度</p>	<p>【目標管理型政策評価】 「実証的共同研究の成果と今後の取組について」(R2.5.8制度部会資料)を踏まえた実証的共同研究を実施</p> <p>【規制評価】 ・「令和2年度の規制評価の点検方針」(令和2年3月)を踏まえた点検を実施</p> <p>【公共事業評価】 ・令和2年度点検方針を踏まえた点検を実施</p> <p>【租税特別措置等に係る評価】 ・令和2年度点検方針を踏まえた点検を実施</p> <p>【研修】 ・全国10か所での研修、e-ラーニングを実施</p> <p>【目標管理型政策評価】 ・実証的共同研究の実施件数:2件(二つの実際の施策)</p> <p>【規制評価】 ＜点検件数＞195件 ＜指摘件数の割合＞32.8%(点検件数195件、うち指摘した件数64件) ＜主な指摘＞ ・費用及び効果の金銭価値化・定量化が不十分 ・EBPMの観点を踏まえたロジック(課題、課題の発生原因、非規制手段との比較等)の記載が不十分 ・費用及び効果の金銭価値化・定量化が可能となるよう具体的な手法を提示するとともに、推奨事例を横展開</p> <p>【公共事業評価】 ＜点検件数＞22件 ＜指摘件数の割合＞36.4%(点検件数:22件、うち指摘した件数8件) ＜主な指摘＞ ・個別事業ごとの実施の必要性や有効性を外部から検証できるよう、個々の事業背景を記載するなど評価事項を見直すこと ・費用便益分析に当たって用いた便益の内容等を外部から検証できるよう、便益の項目、推計手法及び原単位を明らかにするための方策を講ずること ＜フォローアップで把握した指摘の改善件数の割合＞100%(令和元年度の指摘件数:4件、うち改善件数4件)</p>	<p>【目標管理型政策評価】 「実証的共同研究の成果と今後の取組について」(R2.5.8制度部会資料)を踏まえた実証的共同研究を実施</p> <p>【規制評価】 ・令和3年度点検方針を踏まえた点検を実施</p> <p>【公共事業評価】 ・各行政機関の評価情報の収集・提供や今後の在り方の検討等を実施</p> <p>【租税特別措置等に係る評価】 ・令和3年度点検方針を踏まえた点検を実施</p> <p>【研修】 ・e-ラーニングを充実化するとともに、これを含めた研修を実施</p> <p>【目標管理型政策評価】 ・実証的共同研究の実施件数:2件(二つの実際の施策)</p> <p>【規制評価】 ＜点検件数＞156件 ＜指摘件数の割合＞38.5%(点検件数156件、うち指摘した件数60件) ＜主な指摘＞ ・費用及び効果の金銭価値化・定量化が不十分 ・EBPMの観点を踏まえたロジック(課題、課題の発生原因、非規制手段との比較等)の記載が不十分 ・費用及び効果の金銭価値化・定量化が可能となるよう具体的な手法を提示するとともに、推奨事例を横展開</p> <p>【公共事業評価】 ・各省に対し、公共事業評価に関する情報提供を依頼。 ・各省から提供された情報及び公共事業評価ワーキング・グループでの議論も踏まえ、今後は、従来と同様の横断的な点検は行わないが、各行政機関が実施した公共事業評価の客観性を担保するため、例えば、同ワーキング・グループ等有識者の知見を活用するなど、①国民の関心の高い事業について評価が行われた場合や、②評価マニュアルの改定等により、これまでに点検していない新たな評価手法による評価が行われたような場合などを中心にチェックを行い、必要があれば改善を求めることとした。 ＜フォローアップで把握した指摘の改善件数の割合＞87.5%(令和2年度の指摘件数:8件、うち改善件数7件)</p>	<p>【目標管理型政策評価】 「実証的共同研究の成果と今後の取組について」(R2.5.8制度部会資料)を踏まえた実証的共同研究を実施</p> <p>【規制評価】 ・令和4年度点検方針を踏まえた点検を実施</p> <p>【公共事業評価】 ・令和3年度の検討結果等を踏まえ、公共事業評価に係る実態把握等や点検を実施</p> <p>【租税特別措置等に係る評価】 ・令和4年度点検方針を踏まえた点検を実施</p> <p>【研修】 ・充実させたe-ラーニングを含めた研修の実施</p> <p>【目標管理型政策評価】 ・実証的共同研究の実施件数:2件(二つの実際の施策)</p> <p>【規制評価】 ＜点検件数＞156件 ＜指摘件数の割合＞38.5%(点検件数156件、うち指摘した件数60件) ＜主な指摘＞ ・費用及び効果の金銭価値化・定量化が不十分 ・EBPMの観点を踏まえたロジック(課題、課題の発生原因、非規制手段との比較等)の記載が不十分 ・費用及び効果の金銭価値化・定量化が可能となるよう具体的な手法を提示するとともに、推奨事例を横展開</p> <p>【公共事業評価】 ・各省に対し、公共事業評価に関する情報提供を依頼。 ・各省から提供された情報及び公共事業評価ワーキング・グループでの議論も踏まえ、今後は、従来と同様の横断的な点検は行わないが、各行政機関が実施した公共事業評価の客観性を担保するため、例えば、同ワーキング・グループ等有識者の知見を活用するなど、①国民の関心の高い事業について評価が行われた場合や、②評価マニュアルの改定等により、これまでに点検していない新たな評価手法による評価が行われたような場合などを中心にチェックを行い、必要があれば改善を求めることとした。 ＜フォローアップで把握した指摘の改善件数の割合＞87.5%(令和2年度の指摘件数:8件、うち改善件数7件)</p>	<p>行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)の第1条(目的)においては、「(前略)政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」と定められている。</p> <p>この目的を達成するためには、政策評価の質及び実効性を高めていくことが必要であるため、これを指標として設定した。当該指標については、定量的に把握することが困難であるが、目標の達成状況を把握する上で参考となる。各府省の政策評価の取組状況等について参考指標を設定した。年度ごとの目標については、各行政機関の政策評価が客観的で適正なものとなるよう、政策評価の点検を実施することを目標として設定した。なお、公共事業評価に係る点検については、令和3年度においては、これまで以上に主要な事業区分を一巡したことから、作業の合理化という観点も踏まえ、令和3年度は、各行政機関の評価情報の収集・提供や、今後の在り方の検討等を行うが、横断的な点検は行わないこととする。</p> <p>令和4年度においては、令和3年度における公共事業評価ワーキング・グループでの議論も踏まえ、引き続き公共事業評価に係る実態把握等を行うとともに、行政機関が実施した公共事業評価の客観性を担保すること、例えば、同ワーキング・グループ等有識者の知見を活用するなど、①国民の関心の高い事業について評価が行われた場合や、②評価マニュアルの改定等により、これまでに点検していない新たな評価手法による評価が行われたような場合などを中心にチェックを行い、必要があれば改善を求めることとする。</p> <p>また、総務省では、政策評価の質の向上のため、各府省及び学識経験者と専門的知識の向上等が欠かせない。これを企図し、毎年度、各府省の評価担当者(出先機関含む。)等を対象として、研修を実施しているところである。令和2年度は、できるだけ多くの担当者に参加してもらうことを企図して、少なくとも全国10か所(東京、管区行政評価局、四国行政評価支局及び沖縄行政評価事務所)で開催するとともに、e-ラーニングを実施することとしている。また、令和3年度以降において、現下の情勢も踏まえ、e-ラーニングの充実も図りつつ、研修全体の在り方を検討・実施することとした。</p> <p>また、令和5年度以降の取組改善のため、令和4年度において、令和2年度から4年度までの取組について総括を実施することとしている。</p> <p>【関係法等】 ・行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第1条等 ・総務省設置法(平成11年法律第91号)第3条、第4条第1項第10号等 ・政策評価に関する基本方針(平成17年12月16日閣議決定) ・規制に係る政策評価の改善方策(平成29年3月6日政策評価審議会政策評価制度部会) ・目標管理型の政策評価に係る評価書の検証結果等(平成30年3月2日政策評価審議会政策評価制度部会) ・公共事業に係る政策評価の改善方策(平成30年3月2日政策評価審議会政策評価制度部会) ・統計改革推進会議最終取りまとめ(平成29年5月19日統計改革推進会議) ・政策評価制度に関する決議(平成27年7月8日参議院本会議)</p>
---	---	---	------------------------	--------------	--------------------------------	--------------	---	---	---	---

							<p>【租税特別措置等に係る評価】 <点検件数>42件 <指摘件数の割合>100%(点検した評価書数:42件、うち指摘した評価書数42件) <主な指摘> ・達成目標と効果に関する分析・説明が不十分 ※点検過程で各行政機関に補足説明を求め、分析・説明の内容の改善を実現</p> <p>【研修】 <研修> ・全国10か所で実施(オンライン形式) ・参加(登録)者数:1,430人 <e-ラーニング> ・令和2年10月から同3年2月まで実施 ・参加(登録)者数:792人</p> <p>【その他】 ・政策評価審議会において、政策評価の改善を含む提言を取りまとめた(令和3年3月17日)</p>	<p>【租税特別措置等に係る評価】 <点検件数>30件 <指摘件数の割合>100%(点検した評価書数:30件、うち指摘した評価書数30件) <主な指摘> ・達成目標と措置のつながりの説明が不十分 ※点検過程で各行政機関に補足説明を求め、分析・説明の内容について一定程度の改善を実現</p> <p>【研修】 <研修> ・講義型研修は、地域ごとに開催していた研修を本省の研修に統合して、オンライン形式で開催(参加(登録)者数:1,430人) ・演習型研修(規制の政策評価)は実開催及びオンライン開催を各1回実施(参加者数計:44人) <e-ラーニング> ・令和3年度は通年(令和3年4月から4年2月まで)で実施(参加(登録)者数:741人)</p>				
行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること	行政相談委員と協働する等して行政に対する国民の相談案件を吸い上げること	4	行政相談の総受付件数 <アウトカム指標>	163,689件	令和元年度	16.5万件以上	令和4年度	16.5万件以上	16.5万件以上	行政制度・運営の見直し・改善を推進するためには、全国に配置された5千人の行政相談委員との協働を充実させ、国民による行政相談の利用促進を図り、行政に対する国民の相談案件をできるだけ吸い上げることが不可欠であることから、その成果を測定する指標として最も適切と考えられる。行政相談の総受付件数を設定した。 目標値については、過去の実績と次期中期目標期間における推計値(※)を踏まえ設定した。 (※)ピーク時以降のトレンド(平成4年度:233,334件⇒令和元年度:163,689件)で試算すると、次の3年間(令和2~4年度)の総受付件数は、162,192件~167,207件と推計される。		
				119,116件				120,047件	—			
	受け付けた苦情等について、必要なあっせん等を実施すること	⑤	苦情あっせん解決率 <アウトカム指標>	94.7% (あっせん等を実施した件数:514件、うち解決が図られた件数:487件)	令和元年度	95.0%以上	令和4年度	95.0%以上	95.0%以上	行政相談制度は、国の行政に関する苦情の申出等に応じ、必要なあっせんを行い、その解決を促進するとともに、これを行政の制度及び運営の改善に反映させるものである。この行政相談制度の目的を踏まえ、あっせんにより各府省において具体的な対応が行われ、どれだけの苦情が解決されたかを示すあっせん解決率が、最も適切と考えられることから測定指標として設定した。 目標値(95%以上)については、既に高い水準を達成(平成29年度には97.2%)していることから、引き続き、これを維持する趣旨で設定した。 なお、あっせんには、必要に応じ行政苦情救済推進会議に付議した上で行うものや、行政相談委員法第4条に基づいて行政相談委員から提出された意見(※)を契機として行うものもあることから、これらを参考指標として設定した。 【参考指標】 ・行政苦情救済推進会議の審議に基づくあっせん件数 <令和2年度:13件> <令和3年度:7件> ・行政相談委員法第4条に基づく意見を契機としたあっせん等件数 <令和2年度:3件> <令和3年度:1件> (※)行政相談委員法第4条に基づく意見:行政相談委員が、総務大臣に対して、日常の行政相談業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を述べることでできるというもの		
				95.6% (あっせん等を実施した件数:452件、うち解決が図られた件数:432件)				94.1% (あっせん等を実施した件数:409件、うち解決が図られた件数:385件)	—			
達成手段 (開始年度)			予算額(執行額)			関連する指標 (※4)	達成手段の概要等			令和4年度行政事業レビュー事業番号		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度							
(1)	行政評価等実施事業(総務本省) (昭和27年度)			※5			1~5	※5			0002	
(2)	行政評価等実施事業(管区行政評価局) (昭和27年度)			※5			1~5	※5			0003	
(3)	行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年)			—			1~3	行政機関が行う政策の評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにする。				
(4)	行政相談委員法(昭和41年)			—			4,5	国民の行政に関する苦情の解決の促進に資するため、苦情の相談に関する業務の委嘱について必要な事項を定め、もって行政の民主的な運営に寄与する。				
政策の予算額・執行額 (※3)				1,017百万円 (707百万円)	1,031百万円 (749百万円)	946百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)			施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
										経済財政運営と改革の基本方針2022	令和4年6月7日	第2章1.(5)デジタルトランスフォーメーション(DX)への投資 第4章1.中長期の視点に立った持続可能な経済財政運営
										デジタル社会の実現に向けた重点計画	令和4年6月7日	第5 1.(2)①デジタル時代にふさわしい政府への転換

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyou4.html)を参照

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等			番号	③				
評価方式	総合・実績・事業	政策目標の達成度合い		目標達成		(千円)			
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額			
	会計	組織／勘定	項	事項		4年度 当初予算額		5年度 概算要求額	
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	総務本省	地方行政制度整備費	地方行政制度の整備に必要な経費		639,572		579,952	
	小 計				一般会計	< 639,572 > の内数	< 579,952 > の内数		
					特別会計	< > の内数	< > の内数		
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの									
	小 計				一般会計	< > の内数	< > の内数		
					特別会計	< > の内数	< > の内数		
	合 計				一般会計	< 639,572 > の内数	< 579,952 > の内数		
					特別会計	< > の内数	< > の内数		

主要な政策に係る評価書(令和3年度実施政策)

(総務省R4-③)

政策 ^(※1) 名	政策3:分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等			分野	地方行財政	
政策の概要	地方分権型社会の確立を目指した地方自治制度の見直しや簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備等を進めるとともに、地方分権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給与の適正化や地方公共団体における人材の育成・確保を推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]:地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現 [中間アウトカム]:地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、国と地方公共団体との間の基本的関係を確立し、地方公共団体等の人事行政に関する根本基準を確立すること。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	500	786	599	640
		補正予算(b)	0	139	85	0
		繰越し等(c)	0	△ 139	89	
		合計(a+b+c)	500	786	773	
執行額		364	507	634		

(注)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に係る内 閣の重要政策(施政 方針演説等のうち主 なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	経済財政運営と改革の基本方針2020	令和2年7月17日	第3章「新たな日常」の実現 1.「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備(デジタルニューディール) (1)次世代型行政サービスの強力な推進ー デジタル・ガバメントの断行 ③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速 2.「新たな日常」が実現される地方創生 (1)東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ ⑥持続可能な地方自治体の実現等
	まち・ひと・しごと創生基本方針2020	令和2年7月17日	第3章 各分野の政策の推進 4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる (1)活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保 ①質の高い暮らしのためのまちの機能の充実
	成長戦略フォローアップ	令和2年7月17日	6. 個別分野の取組 (2)新たに講ずべき具体的施策 iii)スマート公共サービス ②地方公共団体のデジタル化の推進

施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)	
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)					
				令和元年度	令和2年度	令和3年度			
地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと	地方自治制度の改善を目的とした地方自治法及びその運用の見直し	① 地方自治制度の見直し及び普及 ＜アウトプット指標＞	第32次地方制度調査会の審議状況を踏まえ、人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私とのベストミックスその他の必要な地方行政体制の在り方について、地方自治制度の見直しを含めて検討を開始。 【平成30年度】	第32次地方制度調査会の任期である令和2年7月までの答申に向け事務局を運営する。また、答申において提言された法令事項について、地方六団体からの意見等を踏まえ、地方自治法改正案を立案。閣議決定時点の反映度を指標とする。 さらに、法成立の暁には、円滑な施行に向け各地方公共団体に対して情報提供を行う。	第32次地方制度調査会において、「2040年頃から逆算し顕在化する地方行政の諸課題とその対応方策」についての中間報告(令和元年7月31日)を取りまとめた。また、同調査会において「市町村合併についての今後の対応方策に関する答申」(令和元年10月30日)を取りまとめ、これを総理に提出し、これを受け、「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案」を第201回通常国会に提出し、令和2年3月27日に成立、同年3月31日に公布された。公布及び施行通知を同年3月31日付けで発出し、地方公共団体に対して情報提供を行った。 【参考】 総会:2回、専門小委員会:23回	第32次地方制度調査会において、「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」(令和2年6月26日)を取りまとめた。 ※答申の項目 1.基本的な認識 2.地方行政のデジタル化 3.公共私連携 4.地方公共団体の広域連携 5.地方議会 【参考】 総会:1回、専門小委員会:4回	第32次地方制度調査会の答申を踏まえ、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が制定(令和3年5月19日公布、9月1日施行)され、通知を同年5月19日付けで発出したほか、第11次分権一括法(令和3年5月26日公布、11月26日施行)により、地方自治法の改正(地縁団体について、不動産等の保有(保有予定)の有無にかかわらず、認可を可能とする内容)が行われ、通知を同年5月26日に発出した。 【参考】 第33次地方制度調査会開催回数 ⇒総会:1回、専門小委員会2回	第32次地方制度調査会の審議状況等を踏まえ、地方自治制度に関し必要に応じ見直しを実施 【令和3年度】	イ
人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する連携中枢都市圏の取組を推進	地方財政措置等を通じ支援を実施	2 連携中枢都市圏の形成数 ＜アウトプット指標＞ 【新経済・財政再生計画改革工程表2019のKPI】 ※連携中枢都市圏:連携中枢都市となる圏域の中心市と近隣の市町村が、連携協約(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項)を締結することにより、形成される圏域。	31圏域 (平成30年度末現在) 【平成30年度】	35圏域(令和4年度までの目標値)			35圏域 【令和4年度】	—	
			34圏域	34圏域	37圏域				

スマート自治体(※)の推進 ※スマート自治体システムやAI等の技術を駆使して、効果的・効率的に行政サービスを提供する自治体	3	(1) AI・RPA等の革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数	【地域数】 79団体	【地域数】 150団体	【地域数】 300団体		【地域数】 300団体	イ
		(2) AI・RPA等の活用により得られた歳出効率化の成果等(業務コスト(金額)、処理手続時間等)の情報提供 【新経済・財政再生計画改革工程表2019のKPI】 <アウトプット指標>	【情報提供】 AI・RPA等の活用により得られた歳出効率化の成果等(業務コスト(金額)、処理手続時間等)の情報提供 【平成29年度】	【情報提供】 AI・RPA等を活用した地方公共団体における歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)を把握し、各地方公共団体に対して情報提供	【情報提供】 AI・RPA等を活用した地方公共団体における歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)を把握し、各地方公共団体へ情報提供		【情報提供】 AI・RPA等を活用した地方公共団体における歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)を把握し、各地方公共団体に対して情報提供 【令和2年度】	
地方公共団体の自主的・主体的な地方行革の取組が進むこと 業務改革に資する情報の提供	4	(1) 窓口業務のアウトソーシングを実施した市区町村数	【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 416市区町村 総合窓口の導入 370市区町村	【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 416市区町村 総合窓口の導入 370市区町村	(令和5年度までの目標値) 【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 485市区町村 総合窓口の導入 370市区町村		【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 485市区町村 総合窓口の導入 370市区町村	-
(2) 総合窓口(※)の導入を実施した市区町村数		【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 208市区町村 総合窓口の導入 185市区町村	【情報提供】 窓口業務のアウトソーシング等を実施したことにより得られた地方公共団体における歳出効率化の成果等(業務コスト(金額)、処理手続時間等)を把握し、各地方公共団体に対して情報提供	【情報提供】 窓口業務のアウトソーシング等を実施したことにより得られた地方公共団体における歳出効率化の成果等(業務コスト(金額)、処理手続時間等)を把握し、各地方公共団体に対して情報提供	【情報提供】 窓口業務のアウトソーシング等を実施したことにより得られた地方公共団体における歳出効率化の成果等(業務コスト(金額)、処理手続時間等)を把握し、各地方公共団体に対して情報提供			
(3) 窓口業務のアウトソーシング等を実施したことにより得られた地方公共団体における歳出効率化の成果等(業務コスト(金額)、処理手続時間等)を把握し、各地方公共団体に対して情報提供 【新経済・財政再生計画改革工程表2020のKPI】 <アウトプット指標> ※総合窓口:住民等からの各種申請等(戸籍・住民基本台帳業務、税証明、福祉業務等)に関する受付部署を複数部署から1部署に集約し、例外的なケースを除きワンストップで対応が完結する取組	【情報提供】 窓口業務のアウトソーシング等を実施したことにより得られた地方公共団体における歳出効率化の成果等(業務コスト(金額)、処理手続時間等)を把握し、各地方公共団体に対して情報提供 【平成26年度】	【情報提供】 窓口業務のアウトソーシング等を実施したことにより得られた地方公共団体における歳出効率化の成果等(業務コスト(金額)、処理手続時間等)を把握し、各地方公共団体に対して情報提供	【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 425市区町村 総合窓口の導入 236市区町村	【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 463市区町村 総合窓口の導入 246市区町村	【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 490市区町村 総合窓口の導入 253市区町村	【情報提供】 窓口業務のアウトソーシング等を実施したことにより得られた地方公共団体における歳出効率化の成果等(業務コスト(金額)、処理手続時間等)を把握し、各地方公共団体に対して情報提供 【令和5年度】		
			【情報提供】 地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査を実施し、平成31年4月1日時点における地方行革の取組状況(民間委託等の実施率、地方公共団体における行政改革の取組事例、BPRの手法を用いた業務分析の取組状況等)について、令和2年3月27日に公表した。	【情報提供】 地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査を実施し、令和2年4月1日時点における地方行革の取組状況(民間委託等の実施率、地方公共団体における行政改革の取組事例、BPRの手法を用いた業務分析の取組状況等)について、令和3年3月31日に公表した。	【情報提供】 地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査を実施し、令和3年4月1日時点における地方行革の取組状況(民間委託等の実施率、地方公共団体における行政改革の取組事例、BPRの手法を用いた業務分析の取組状況等)について、令和4年3月31日に公表した。			

地方公共団体における適正な定員管理に資する取組の実施	5	地方公共団体の適正な定員管理のために必要な情報の提供 <アウトプット指標>	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供 【平成30年度】	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供			地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供 【令和3年度】	イ	
				<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年10月11日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」により、地方公共団体に対して、適正な定員管理について技術的助言を行った。 ・平成31年4月1日現在の地方公務員数の状況について調査及び取りまとめを行い、令和元年12月24日に報道発表・総務省ホームページに公表した。 ○主な会議 ・「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成31年4月～令和元年8月 全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(令和元年8月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年11月6日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」により、地方公共団体に対して、適正な定員管理について技術的助言を行った。 ・令和2年4月1日現在の地方公務員数の状況について調査及び取りまとめを行い、令和2年12月21日に報道発表・総務省ホームページに公表した。 ○主な会議 ・「全国都道府県財政課長・市区町村担当課長合同会議」(令和3年1月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年11月24日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」により、地方公共団体に対して、適正な定員管理について技術的助言を行った。 ・令和3年4月1日現在の地方公務員数の状況について調査及び取りまとめを行い、令和3年12月24日に報道発表・総務省ホームページに公表した。 ○主な会議 ・「全国人事委員会事務局長会議」(令和3年8月) 			
地方公共団体における給与・制度・運用の適正化に資する取組の実施	⑥	地方公共団体の給与制度・運用の適正化に必要な情報の提供 <アウトプット指標>	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供 【平成30年度】	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年10月11日付け総務副大臣通知のほか、以下の各種会議の場などを通じ、各地方公共団体に対して、給与の適正化に関する技術的助言や情報提供を行った。 ・平成31年4月1日現在の地方公共団体の給与の適正化について、調査及び取りまとめを行い、令和元年12月24日に報道発表・総務省ホームページに公表した。 ○主な会議 ・「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成31年4月～令和元年8月 全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(令和元年8月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年11月6日付け総務副大臣通知のほか、以下の会議の場などを通じ、各地方公共団体に対して、給与の適正化に関する技術的助言や情報提供を行った。 ・令和2年4月1日現在の地方公共団体の給与の適正化について、調査及び取りまとめを行い、令和2年12月21日に報道発表・総務省ホームページに公表した。 ○主な会議 ・「全国人事委員会事務局長会議」(令和2年10月 計2回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年11月24日付け総務副大臣通知のほか、以下の会議の場などを通じ、各地方公共団体に対して、給与の適正化に関する技術的助言や情報提供を行った。 ・令和3年4月1日現在の地方公共団体の給与の適正化について、調査及び取りまとめを行い、令和3年12月24日に報道発表・総務省ホームページに公表した。 ○主な会議 ・「全国人事委員会事務局長会議」(令和3年8月) 	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供 【令和3年度】	イ
地方公共団体における適正な給与水準の確保に資する取組の実施	7	給与情報等公表システムによる公表実施率 <アウトプット指標>	実施率99.8% (1,785/1,788) (平成30年4月30日現在) 【平成30年度】	実施率100%	99.9% (1,786/1,788)	99.9% (1,786/1,788)	100.0% (1,788/1,788)	実施率100% 【令和3年度】	イ

地方分権の担い手を支える地方公務員制度が能率的かつ適正に運用されること	地方公共団体の人事制度改革の適正な実施	8	地方公共団体の人事制度改革に係る情報提供 ＜アウトプット指標＞	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう、各種会議の場などを通じて、各地方公共団体に対して必要な情報を提供	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員制度の準備状況等に関する調査ヒアリングを実施(6月及び7月) ・各団体における関係条例案の議会提案予定時期等の調査を実施(4月、9月及び1月) ・事務処理マニュアルの追加Q&A(6月及び1月)、FAQ(10月)及び会計年度任用職員制度の施行に向けた留意事項について通知(12月)を发出 ○主な会議 ・会計年度任用職員制度意見交換会(富山県 5/17) ・市町村等人事担当課長会議(山形県 5/24) ・会計年度任用職員制度に係る説明会(岐阜県 6/25) ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査ヒアリングを実施(8月～10月) ・会計年度任用職員制度の適正な運用等について通知を发出(12月) ○主な会議 ・地方公務員行政に関するブロック会議(全国各ブロック 9月) ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査ヒアリングを実施(8月～10月) ・会計年度任用職員制度の適正な運用等について通知を发出(1月) ○主な会議 ・全国人事委員会事務局長及び全国人事担当課長・市町村担当課長会議 ほか 	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう、各種会議の場などを通じて、各地方公共団体に対し、臨時・非常勤職員の適正な任用等の確保や任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供 【令和3年度】	イ
				各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に対して必要な情報を提供	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年4月1日時点の人事評価結果の活用状況調査を実施 ・調査結果を踏まえ、未活用団体を中心に地方公共団体ヒアリングを実施(7月及び9月) ・人事評価結果の活用促進のため、都道府県庁まで出向き、地方公共団体に対して助言を行った(7月～2月、8団体)。 <p>＜助言等の内容例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事評価の活用が進んでいない自治体に対し、人事評価の意義の再確認や制度への信頼の構築について助言を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月1日時点の人事評価結果の活用状況調査を実施 ・調査結果を踏まえ、未活用団体を中心に地方公共団体ヒアリングを実施(7月～9月) ・人事評価結果の活用促進のため、オンライン会議や都道府県庁まで出向いて、地方公共団体に対し助言を行った(11月～2月、3団体)。 <p>＜助言等の内容例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事評価の活用が進んでいない自治体に対し、職員への抵抗感を払拭するための方策や職員団体との交渉の進め方について助言を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月1日時点の人事評価結果の活用状況調査を実施 ・調査結果を踏まえ、未活用団体を中心に地方公共団体ヒアリングを実施(8月～10月) ・人事評価結果の活用促進のため、オンライン会議で、地方公共団体に対し助言を行った(11月、1団体)。 <p>＜助言等の内容例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事評価の活用が進んでいない自治体に対し、評価者や職場規模、職種等の要因に対する評価の公平性の担保について及び評価のバラつきや二次評価者による評価の最終調整について助言を行った。 	各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供 【令和3年度】	<p>【参考】人事評価結果の任用、給与への活用状況(各年度4月1日現在)</p> <p>○昇給 (令和3年度実績) 1,169団体 (令和2年度実績) 1,048団体 (令和元年度実績) 928団体</p> <p>○勤勉手当 (令和3年度実績) 1,309団体 (令和2年度実績) 1,185団体 (令和元年度実績) 1,032団体</p> <p>○昇任・昇格 (令和3年度実績) 1,254団体 (令和2年度実績) 1,127団体 (令和元年度実績) 926団体</p> <p>○分限 (令和3年度実績) 979団体 (令和2年度実績) 874団体 (令和元年度実績) 870団体(※) (※)令和元年度以降は活用(見込みも含む。)した団体数</p>

<p>目標達成度の測定結果 (※4)</p>	<p>(各行政機関共通区分)</p>	<p>目標達成</p>
	<p>(判断根拠)</p>	<p>測定指標1: 令和3年5月に法律が成立したことや、それに伴い地方公共団体への情報提供を実施したことにより、地方自治制度の見直しと普及に一定の進展がみられたため、目標達成とした。 測定指標2: 令和4年度までの目標値である35圏域を上回ることができた。 測定指標3: 目標値を超過しているため、目標達成とした。 測定指標4: 令和5年度までの目標値だが、(1)の「窓口業務のアウトソーシング」は目標値を既に達成し、(2)の「総合窓口の導入」は目標値に対して7割程度達成している。 測定指標5: 総務副大臣通知のほか、会議の場などを通じ、各地方公共団体に対して、定員管理の適正化に関する技術的助言や情報提供を行ったため、目標達成とした。 測定指標6: 総務副大臣通知のほか、会議の場などを通じ、各地方公共団体に対して、給与の適正化に関する技術的助言や情報提供を行ったため、目標達成とした。 測定指標7: 目標値を達成している。 測定指標8: 各種会議の場や助言通知等の中で制度の適切な運用等について情報提供を行ったため、目標達成とした。 測定指標9: 人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供を行ったため、目標達成とした。</p>
<p>政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)</p>	<p><施策目標>「地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと」(測定指標1に対応)</p> <p>当該目標については、地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むことができたため、目標を達成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標1: 各地方公共団体に対し、事務連絡等により、改正地方自治法等により新設された制度等に関する必要な情報提供等を行った。 <p><施策目標>「人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する連携中枢都市圏の取組を推進」(測定指標2に対応)</p> <p>当該目標については、目標年度が令和4年度ではあるが、年度末時点で目標値を上回った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標2: 連携中枢都市圏の形成に関して圏域形成を目指す市町村に連携中枢都市圏の取組等を丁寧に説明するなどにより、令和3年度末時点で37圏域が形成され、令和4年度までの目標値である35圏域を上回ることができた。 <p><施策目標>「地方公共団体の自主的・主体的な地方行革の取組が進むこと」(測定指標3及び4に対応)</p> <p>当該目標については、地方公共団体の自主的・主体的な地方行革の取組が進むことができたため、目標を達成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標3: 団体間業務比較によるAI・RPA等のICTを活用した業務プロセスモデルを構築(自治体行政スマートプロジェクト)するとともに、その過程で得られた知見や構築したモデルの横展開を図るためモデル事業に取り組んだ団体の職員を講師として地方公共団体が主催する研修会等に派遣した。あわせて、モデル事業(※)の内容について、都道府県担当者が集まる会議において積極的に周知するなど、活用促進に取り組んだ。 ※最新のモデル事業については、https://www.soumu.go.jp/main_content/000804882.pdf(P9～13)を参照 ・測定指標4: 窓口業務改革を含む行政改革の取組状況の公表と併せて、各地方公共団体における行政改革に関する取組の参考として事例集(※)を作成し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、行政改革の取組状況に関する情報提供を行った。総合窓口の導入については、組織・職員体制の変更を伴う場合があることや、庁舎の改修等が必要となる場合があることなど、導入コストが課題と考えられるが、こうした課題への対応事例をヒアリング等で把握し、横展開を図っていく。 ※最新の行革取組事例集については、https://www.soumu.go.jp/main_content/000804882.pdfを参照 	
	<p>評価結果</p>	<p><施策目標>「地方分権の担い手を支える地方公務員制度が能率的かつ適正に運用されること」(測定指標5～9に対応)</p> <p>当該目標については、地方分権の担い手を支える地方公務員制度が能率的かつ適正に運用されたため、目標を達成した。</p> <p>測定指標5: 総務副大臣通知のほか、会議の場などを通じ、各地方公共団体に対して、適正な定員管理のための技術的助言や情報提供を行い、地方公共団体定員管理調査を通じ、増員・減員の理由を含め、団体における自主的・主体的な定員管理の取組が確認できたため、目標を達成できた。</p> <p>測定指標6: 総務副大臣通知のほか、会議の場などを通じ、各地方公共団体に対して、給与の適正化に関する技術的助言や情報提供を行い、地方公共団体(全団体)のラスパイレ指数について100を上回っていないことなど、地方公務員における給与制度が一定程度適正に運用されていると確認できたため、目標を達成できた。</p> <p>測定指標7: 地方公共団体に対し、個別のヒアリングや事務連絡等を通じて働きかけることにより、全地方公共団体が給与情報等の公表を行い、住民等が全団体間の比較分析を行うことができるようになったため、目標を達成できた。</p> <p>測定指標8: 各種会議の場や助言通知等の中で制度の適切な運用等に関する技術的助言や情報提供を行ったことにより、空白期間の是正や、休暇・給与の取扱いなど、おおむね制度の趣旨に沿った適正な運用が図られており、目標を達成できた。</p> <p>測定指標9: 人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、調査結果である昇級、勤勉手当、昇任・昇格、分限ごとの活用状況等について、各地方公共団体に情報提供を行った。また、各種会議の場を通じ制度の適切な運用を周知するとともに、人材育成派遣事業における情報提供や団体ヒアリングに基づく助言等に取り組んだ結果、人事評価結果の活用率は着実に進んでいることが確認できたため、目標を達成できた。</p>

次期目標等への反映の方向性	<p>測定指標1:第33次地方制度調査会の審議状況等を踏まえての地方自治制度の見直しを引き続き検討し、各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、必要な情報提供等を行っていく。</p> <p>測定指標2:目標を達成したが、今後も引き続き、地方財政措置等の支援策を通じ、圏域の形成を進めるとともに、各圏域における取組の深化を目指していく。</p> <p>測定指標3:モデル構築事業の取組が終了し、また既に目標を大幅に超過していることから次期事前分析表の測定指標から削除する。</p> <p>測定指標4:未達成の事項について引き続き達成を目指していく。</p> <p>測定指標5:引き続き、地方公共団体の適正な定員管理のために必要な情報の提供を行っていく。</p> <p>測定指標6:引き続き、地方公共団体の給与制度・運用の適正化のために必要な情報の提供を行っていく。</p> <p>測定指標7:目標を達成したため、次期事前分析表の測定指標から削除する。</p> <p>測定指標8:会計年度任用職員制度については、導入から3年目となり、おむね制度の趣旨に沿った運用が図られていると考えており、新たに、地方公務員の定年引上げについて、令和5年4月からの円滑な実施に向けた目標を設定することとする。</p> <p>測定指標9:目標を達成しているため、引き続き人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報提供を行っていく。</p>	
	(令和5年度予算概算要求に向けた考え方)	
	Ⅲ 予算の継続・現状維持	
	令和5年度予算概算要求への主な反映内容	測定指標に関連する事業である多様な広域連携の推進については、連携中枢都市圏を始めとする多様な広域連携を進めていくとともに、広域連携の取組内容の深化を図るため、必要な予算の要求を行うこととする。
税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—	

学識経験を有する者の知見等の活用	・総務省の政策評価に関する有識者会議委員による指摘を踏まえ、測定指標2、3及び4に係る情報提供内容並びに測定指標1答申の内容を追記。
------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/ict/#ai ・地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査等 https://www.soumu.go.jp/iken/02gyosei04_04000145.html ・給与・定員等の調査結果等 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/teiin-kyuuyo02.html ・令和3年度 会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査 https://www.soumu.go.jp/main_content/000788996.pdf ・地方公共団体における人事評価結果の活用状況等調査結果(令和3年4月1日現在) https://www.soumu.go.jp/main_content/000783768.pdf
-------------------------------	--

担当部局課室名	自治行政局総務室、行政課、住民制度課、外国人住民基本台帳室、市町村課、行政経営支援室、公務員課、給与能率推進室、福利課	作成責任者名	自治行政局総務室長 穂積 直樹	政策評価実施時期	令和4年8月
---------	---	--------	-----------------	----------	--------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	地域振興（地域力創造）			番号	④				
	評価方式	総合・実績・事業	政策目標の達成度合い	モニタリング実施（評価は未実施）		（千円）			
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額			
	会計	組織／勘定	項	事項		4年度 当初予算額		5年度 概算要求額	
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	総務本省	地域振興費	地域振興に必要な経費		1,900,405		2,874,611	
	小 計				一般会計	< 1,900,405 > の内数	< 2,874,611 > の内数		
					特別会計	< > の内数	< > の内数		
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの									
	小 計				一般会計	< > の内数	< > の内数		
					特別会計	< > の内数	< > の内数		
	合 計				一般会計	< 1,900,405 > の内数	< 2,874,611 > の内数		
					特別会計	< > の内数	< > の内数		

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-④)

政策(※1)名	政策4: 地域振興(地域力創造)		担当部局課室名	地域力創造グループ地域政策課、国際室、地域自立応援課、人材力活性化・連携交流室、地域振興室、過疎対策室、自治財政局財務調査課	作成責任者名	自治行政局地域政策課長 西中 隆	
	政策の概要						分野【政策体系上の位置付け】
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]: 地方圏において人口減少が急速に進む中で、地方創生と地域経済の好循環の確立、地域の連携、自立促進を実現する。 [中間アウトカム]: 地域経済に「雇用」を生み出し、「為替変動にも強い地域経済構造」の構築、条件不利地域の自立・活性化、地域多文化共生の推進・地域のグローバル化等を実現する。				政策評価実施予定時期	令和5年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
				年度ごとの実績(値)(※2)			
施策手段		基準年度	目標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
地域経済の好循環の更なる拡大のため、地域資源を活用した地域の雇用創出と消費拡大を図ること	① 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援 地域経済循環創造事業交付金(ローカル10,000プロジェクト)の投資効果 <アウトカム指標>	投資効果: 2.65倍 (平成29年度から令和元年度までの累積)	令和元年度	直近3年度の投資効果以上 令和4年度	平成29年度から令和元年度までの投資効果以上 (投資効果: 2.65倍)	平成30年度から令和2年度までの投資効果以上 (投資効果: 2.61倍)	令和元年度から令和3年度までの投資効果以上 ※投資効果は、交付金の確定額に対する初期投資額の割合を示したものの「(補助額+融資額)/補助額」で算出 ※補助額については、平成27年度までは「国費」のみで、平成28年度からは「国費+地方費」で算出 ※融資額は、令和3年度末時点で175億円(平成24年度からの累計) ※交付決定件数は、令和3年度末時点で440件(うち継続事業件数424件)
	② エネルギーの地産地消を進め、自立的で持続可能な地域分散型のエネルギーシステムの構築を目指すマスタープランの策定を支援	分散型エネルギーインフラプロジェクトのマスタープラン新規策定団体数 <アウトカム指標>	5団体 (平成29年度から令和元年度までの平均)	令和元年度	直近3年度の平均策定団体数以上 令和4年度	5団体以上 (平成29~令和元年度の平均策定団体数以上)	5団体以上 (平成30~令和2年度の平均策定団体数以上)

過疎地域などの条件不利地域の持続的発展の支援等により、地域の元氣をつくること	過疎地域の持続的発展に係る措置を実施	3	人材育成事業を行っている過疎関係市町村数 ＜アウトカム指標＞	312団体	令和3年度	460団体	令和7年度	460団体			令和3年度行政事業レビュー公開プロセスでの議論を踏まえ、過疎地域持続的発展支援交付金の事業の成果を検証するために指標を修正 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。令和3年4月1日施行)において重点分野として位置付けられていることを踏まえ、過疎地域持続的発展支援交付金において重点化した人材育成事業やICT等活用事業を全国の過疎関係市町村へ波及していくことが重要であることから、指標として令和3年度事業から設定 また、基幹集落を中心に周辺の複数集落を一つのまとまりとする集落ネットワーク圏(小さな拠点)の形成についても、過疎地域等の集落の維持・活性化のため全国へ波及していくことが重要であることから、指標として小さな拠点の形成数についても設定
			過疎関係市町村のうち、地域課題の解決のためにICT等技術活用した事業を行っている団体の割合 ＜アウトカム指標＞	47%	令和3年度	100%	令和7年度	100%			
			小さな拠点の形成数 ＜アウトカム指標＞	1,267箇所	令和2年度	1,800箇所	令和6年度	1,800箇所			
						1,267箇所	1,408箇所	-			
	中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する取組	4	定住自立圏の協定締結等圏域数 ＜アウトプット指標＞ 【新経済・財政再生計画関連：地方行財政改革・分野横断的な取組分野4-1(持続可能な地方行財政基盤の構築)⑤】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	79圏域	平成26年度	140圏域	令和6年度	140圏域			人口減少が急速に進む地方圏においては、複数の自治体で役割分担・連携を図ることにより、圏域全体の生活機能を確保する必要があることから、定住自立圏の形成が重要である。そのため、定住自立圏構想の進捗状況を明確に示す圏域の形成数を指標として設定。目標年度は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に合わせ、令和6年としている。 ※ 定住自立圏：中心市(人口5万人程度以上)と近隣市町村が、集約とネットワークの考え方に基づき、圏域全体として必要な生活機能を確保するため、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的として形成される圏域をいう。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定] ※平成29年度：121圏域、平成30年度：123圏域、令和元年度：127圏域
								129圏域	130圏域	-	
	子どもの地域住民とのふれあいや農林漁業等を体験する機会の確保	5	子ども農山漁村交流プロジェクトへの参加児童数 ＜アウトカム指標＞	94,719人	令和元年度	100,000人	令和4年度	新型コロナウイルスの影響から設定困難(注1)	新型コロナウイルスの影響から設定困難(注1)	100,000人	地方圏において人口減少が急速に進む中、地方への新しい人の流れをつくるため、都市と農山漁村の交流を推進することで、地方公共団体による地域づくりや地域活性化に寄与すると考えられることから、指標として設定 評価対象政策の測定指標等に対する有識者からの御意見を踏まえ、測定指標を「参加児童割合」から「参加児童数」に改めた。 注1 新型コロナウイルス感染症の収束状況が読めず、現状ほとんどの団体が実施する時期(夏期)に実施することは不可能と考える。そのため、令和2年度・3年度の目標設定は困難である。 ※ 子ども農山漁村交流プロジェクトの活動例：小学校、中学校の児童等を対象とした宿泊体験活動(農山漁村での自然体験、農林漁業体験等) 【過去3年間の実績】 平成29年度：62,375人 平成30年度：60,903人 令和元年度：94,719人
								89,620人	108,922人	-	

							8,000人以上(令和6年度までの目標値)			<p>地方圏において人口減少が急速に進む中、地方への新しい人の流れをつくるため、地域おこしに役立つ人材の活用を推進することで、地方公共団体による地域づくりや地域活性化に寄与すると考えられることから、指標として設定</p> <p>まち・ひと・しごと総合戦略において、令和6年度までに隊員数を8,000人にするとのKPIが設定されているところ。</p> <p>※ 地域おこし協力隊の活動例：地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR、地域メディアやSNSなど使った情報発信等の地域おこしの支援、農林水産業への従事、健康づくり支援や野生鳥獣の保護管理等の活動を実施</p> <p>【過去3年間の実績】 平成29年度：4,976人 平成30年度：5,530人 令和元年度：5,503人</p>
	地域力の維持・強化を図るため担い手となる人材を確保	⑥ 地域おこし協力隊員の人数 ＜アウトカム指標＞ 「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)	5,503人	令和元年度	8,000人以上	令和6年度	5,560人	6,015人	—	
	中心市街地活性化のためのイベント等のソフト事業を実施	7 中心市街地活性化ソフト事業の実施件数 ＜アウトプット指標＞	654件 (平成27～28年度の平均)	平成28年度	654件以上	令和4年度	493件	516件	—	<p>まち・ひと・しごと創生総合戦略においても中心市街地活性化が地方創生の一環として重要な施策に位置付けられ、中心市街地での周遊や新規出店を促す仕組みが重要であることを踏まえ、地方公共団体が中心市街地活性化のためのイベント等のソフト事業を積極的に実施することにより、地域振興が促進されると考えられることから、指標として設定</p> <p>※ 中心市街地活性化ソフト事業：市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行う、認定された中心市街地活性化基本計画に位置付けられたイベント等のソフト事業に要する経費(一般財源所要額)の50%を特別交付税により措置するもの。</p> <p>注2 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方公共団体において、中心市街地活性化のためのイベント等のソフト事業が多数中止されているものと考えられる。そのため、令和2・3年度の目標設定は困難である。</p>
多文化共生を推進し、地域のグローバル化を図ること	外国青年を日本に招致し、地域の国際化に従事するJETプログラムを推進	⑧ JETプログラムの招致人数 ＜アウトカム指標＞	JETプログラムの招致人数 5,761人 (令和元年7月1日現在、新規2,091人、再任用3,670人)	令和元年度	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保	令和4年度	新型コロナウイルスの影響から設定困難(注3)	新型コロナウイルスの影響から設定困難(注3)	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保	<p>外国語教育の推進及び外国人材の活用等の施策が推進されていることを踏まえて、JETプログラムを通じた外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流の充実、多文化共生に関する指針・計画等の策定による計画的・総合的な多文化共生の推進等により、地域の国際化が促進されると考えられることから、指標として設定</p> <p>注3 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2・3年度新規来日予定であった参加者については一部の来日予定者について来日が延期され、その他の参加者についても影響が出ているため、令和2・3年度の目標の設定は困難である。</p> <p>※ JETプログラムは、「語学指導等を行う外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Programme)の略称で、総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)の協力の下、地方公共団体が実施している事業であり、海外から招致した外国青年が、日本全国の学校での語学指導に従事したり、自治体での国際交流事業に携わることにより、地域の住民と様々な形で交流を深めている(令和元年度までの参加者累計70,661人)。</p>
	外国人住民に対する行政サービス等の提供について、地方公共団体の指針・計画の策定を推進	9 「地域における多文化共生推進プラン」の普及状況 ＜アウトプット指標＞	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合89%(平成31年4月1日現在)	令和元年度	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合95%以上	令和4年度	90%	90%	—	<p>注4 新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の者の来日が当初の予定年度以降に先延ばしになる等、令和2・3年度の参加者数に係るデータが現時点でない。</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等	令和4年度行政事業 レビュー事業番号
		令和2年度	令和3年度	令和4年度			
(1)	地域振興に必要な経費(「地域経済循環の創造」の推進に要する経費、過疎地域振興対策に要する経費、定住自立圏構想推進費等除く。)		※5		5~9	※5	0012
(2)	「地域経済循環の創造」の推進に要する経費(平成24年度)		※5		1	※5	0013
(3)	過疎地域振興対策等に要する経費(昭和46年度)		※5		3	※5	0014
(4)	定住自立圏構想推進費(平成21年度) 【新経済・財政再生計画関連:地方行財政改革・分野横断的な取組分野4-1(持続可能な地方行財政基盤の構築)⑤】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】		※5		4	※5	0015
(5)	都市・農山漁村の教育交流による地域活性化推進に要する経費(平成25年度)		※5		5	※5	0016
(6)	地方への移住・交流の推進に要する経費(平成26年度)		※5		—	※5	0017
(7)	地域おこし協力隊の推進に要する経費(平成26年度)		※5		6	※5	0018
(8)	地域運営組織の形成及び持続的な運営に要する経費(平成28年度)		※5		—	※5	0019
(9)	中南米日系社会と国内自治体との連携促進事業(平成30年度)		※5		—	※5	0020
(10)	過疎地域の持続的発展支援の支援に関する特別措置法(令和3年)		—		3	人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。	
(11)	中心市街地の活性化に関する法律(平成10年)		—		7	中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性に鑑み、近年における急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関し、基本理念、政府による基本方針の策定、市町村による基本計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた基本計画に基づく事業に対する特別の措置、中心市街地活性化本部の設置等について定め、もって地域の振興及び秩序ある整備を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する。	

					施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					経済財政運営と改革の基本方針2018	平成30年 6月15日	第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 6. 地方創生の推進 (1) 地方への新しいひとの流れをつくる (2) 中堅・中小企業・小規模事業者への支援 (3) まちづくりとまちの活性化 (4) 意欲ある地方自治体への後押し、地方分権改革の推進等 (5) これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展
					経済財政運営と改革の基本方針2019	令和元年 6月21日	第2章 Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり 1. 成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化 (1) Society5.0時代の実現 (3) 人口減少下での地方施策の強化・人材不足への対応 3. 地方創生の推進 (1) 東京一極集中の是正、地方への新たな人の流れの創出 (4) 地方分権改革の推進等 (5) 対流促進型国土の形成 5. 重要課題への取組 (3) 外国人材の受け入れとその環境整備 (4) 大規模国際大会等の成功とスポーツ・文化芸術立国の実現 (5) 資源・エネルギー、環境対策 第3章 経済再生と財政健全化の好循環 1. 新経済・財政再生計画の着実な推進 2. 経済・財政一体改革の推進等 (1) 次世代型行政サービスの構築を通じた効率と質の高い行政改革 (2) 主要分野ごとの改革の取組
					経済財政運営と改革の基本方針2020	令和2年 7月17日	第3章 「新たな日常」の実現 2. 「新たな日常」が実現される地方創生 (1) 東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ 5. 新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現 (4) 持続可能な開発目標(SDGs)を中心とした環境・地球規模課題への貢献
					経済財政運営と改革の基本方針2021	令和3年 6月18日	第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～ 1. グリーン社会の実現 (2) 脱炭素に向けたエネルギー・資源政策 3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～ (1) 地方への新たな人の流れの促進 (8) 分散型国づくりと個性を活かした地域づくり
					経済財政運営と改革の基本方針2022	令和4年 6月7日	第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 (4) グリーン・トランスフォーメーション(GX)への投資 2. 社会課題の解決に向けた取組 (3) 多極化・地域活性化の推進
					未来投資戦略2017	平成29年 6月9日	Ⅲ 地域経済好循環システムの構築 1. 中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新／サービス産業の活性化・生産性向上 地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業の付加価値を高め、生産性を向上することがローカルアベノミクスの鍵である。 事業者は、地域に根差し、現場感覚に優れ、産業構造などの環境変化に迅速・柔軟に対応できるという特性を有している一方、生産性の伸び悩みや人手不足に直面している。 域内外の「ヒト・モノ・カネ・データ」の循環は、これまで地域の事業者へ十分に行き渡って来なかった。これを改善するとともに、地域に雇用と所得を生み出し、経済環境の変動等にも強く真に自立した地域経済構造を確立することや、日本経済の抱える課題に先行して直面する中小企業・小規模事業者の再生を実現することで、日本経済再生の試金石とする。 iii) 地域中核・成長企業の投資拡大・生産性向上、人材育成、外需の取り込みの充実強化 ・地域の産官学金等が一体となって取り組む施策を引き続き推進しつつ、このうち、地方創生の観点から革新的な施策の案について提案募集等を行い、先導性と横展開可能性の最も優れた提案について、地方創生推進交付金や地域経済循環創造事業交付金、農山漁村振興交付金等関係府省庁による支援策をパッケージで実施する仕組みを推進し、近未来技術の実装等による新しい地方創生を目指す。

未来投資戦略2018	平成30年 6月15日	Ⅱ.経済構造革新への基盤づくり [1]データ駆動型社会の共通インフラの整備 1. 基盤システム・技術への投資促進 (3)新たに講ずべき具体的施策 iii)新たな技術・ビジネスへの対応 ③シェアリングエコノミーの促進 ・地域における社会課題解決や経済の活性化を図るため、自治体等によるモデル的取組への支援を行い、低未利用スペースの活用や働き場の創出などシェアリングエコノミーの活用を促進する。
成長戦略フォローアップ	令和元年 6月21日	I. Society5.0の実現 1. デジタル市場のルール整備 (2)新たに講ずべき具体的施策 ii) データ流通の促進 5. スマート公共サービス (2)新たに講ずべき具体的施策 i) 個人、法人による手続の自動化 ii) 行政機関におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進 7. 脱炭素社会の実現を目指して (2)新たに講ずべき具体的政策 iv) エネルギー分野での取組 Ⅲ.人口減少下での地方施策の強化 3. 人口急減地域の活性化 (2)新たに講ずべき具体的施策 6. 中小企業・小規模事業者の生産性向上 (2)新たに講ずべき具体的施策 7. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現 (2)新たに講ずべき具体的施策
成長戦略フォローアップ	令和3年 6月18日	2. グリーン分野の成長 (4)地域脱炭素ロードマップ 13. 地方創生 (5)地方創生に資するテレワークの推進など都会から地方への人の流れの拡大 (8)地域づくり人材の確保
ニッポン一億総活躍プラン	平成28年 6月2日	5. 「戦後最大の名目GDP600兆円」に向けた取組の方向 (11)地方創生 地方は少子高齢化や過疎化の最前線であり、地方創生は、一億総活躍社会を実現する上で最も緊急度の高い取組の一つである。地域において育まれた伝統・文化、人と人とのつながり、日本人の心の豊かさといった財産を活かしながら進めていくことが重要である。 「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015 改訂版)」及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」に基づき、ローカルアベノミクスの推進、潜在的希望者の地方移住・定着の実現、地域の実情に応じた働き方改革、連携中枢都市圏の形成等を通じ、東京一極集中の是正、若い世代の就労・結婚・子育ての希望実現、地域特性に即した課題解決を進め、人口減少と地域経済の縮小を克服する。
デジタル田園都市国家構想基本方針	令和4年 6月7日年	第3章 各分野の政策の推進 1. デジタル実装による地方の課題解決 (2)仕事づくりと稼ぐ地域の実現 ①地域資源・産業を活かした地域の競争力強化 (3)地方への人の流れの強化 ①地方移住・移転の促進 ③関係人口の創出・拡大 (5)豊かで魅力あふれる地域づくり ③質の高い暮らしのためのまちの機能の充実 ④地域資源を活かした個性あふれる地域の形成 (6)多様な主体が参加する地方活性化 ②地方公共団体等における多様な人材の確保 ③地域コミュニティの維持・強化 ④誰もが活躍する地域社会の推進

政策の予算額・執行額（※3）	2,889百万円 (1,789百万円)	2,218百万円 (1,430百万円)	1,900百万円	政策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	まち・ひと・しごと創生基本方針2017	平成29年 6月9日	<p>Ⅲ.各分野の施策の推進</p> <p>4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する</p> <p>①まちづくりにおける地域連携の推進</p> <p><概要></p> <p>○定住自立圏</p> <p>・圏域全体として必要な生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成するため、定住自立圏の形成に向けた取組を更に広げるとともに、各圏域における取組の更なる深化を支援する。</p> <p><具体的取組></p> <p>◎定住自立圏の取組内容の深化</p> <p>・平成32年度に定住自立圏の形成数を140圏域とすることを目指す（平成29年4月1日現在：118圏域）。</p> <p>・より効果的な施策・事業に連携して取り組むことにより定住自立圏の取組を深化させていくため、年内に定住自立圏共生ビジョンに磨きをかける進捗管理の方法や定住自立圏の目的達成に効果を発揮した施策を把握し、優良事例を全国展開することで各圏域の取組を支援する。</p> <p>④集落生活圏維持のための小さな拠点及び地域運営組織の形成</p> <p>人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となった地域運営組織の形成を進めるとともに、生活サービス機能の集約・確保、集落生活圏内外との交通ネットワーク等による「小さな拠点」の形成を推進し、利便性の高い地域づくりを図る。</p>
					まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版）	平成29年 12月22日	<p>アクションプラン（個別施策工程表）</p> <p>(2)-(オ)-⑤ 「地域おこし協力隊」の拡充</p> <p>●短期・中長期の工程表</p> <p>2020年KPI（成果目標）</p> <p>○地域おこし協力隊の活動隊員数4,000人（2020年度）</p> <p>本文</p> <p>Ⅲ.今後の施策の方向</p> <p>3.政策パッケージ</p> <p>(4)-(ア)-D-①地方都市における「稼げるまちづくり」の推進等</p> <p>中心市街地の活性化に関する法律等を活用し、魅力ある地方都市の拠点として、ひとの集う「まちの賑わい」づくりを推進するため、関係府省庁の連携を強化し、インパクト・波及効果の高い民間投資の喚起等を図るなど、商業、文化、教育、医療、福祉、居住等の複合的な機能の整備支援の充実を図る。</p> <p>また、一定の地域にひとと企業が集積することによる「密度の経済」を「稼ぐ力」の向上につなげていくためには、外国人観光客のインバウンド需要の取込みや高齢者等の健康長寿サービス需要への対応、若年者・創業者のチャレンジによる新たな需要への対応等の視点から、まちづくり会社等の新しい公共を担う民間主体の経営の安定などのソフト施策と、コンパクトシティの形成などのハード施策との連携を図ることが不可欠である。このため、地域の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上に向けた地域のまちづくりを支援するため、関係府省庁一体となって取りまとめた包括的政策パッケージを今後も改訂するとともに、地方都市における稼げるまちづくり取組事例集「地域のチャレンジ100」、「ローカル版知的対流拠点づくりマニュアル」の周知を図り、稼げるまちづくりの取組の全国への展開を図る。</p>

まち・ひと・しごと創生基本方針 2018	平成30年 6月15日	<p>II. 地方創生の基本方針</p> <p>1. ライフステージに応じた地方創生の充実・強化</p> <p>2. 「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の策定・実行</p> <p>(1) 若者を中心とした UIJ ターン対策の抜本的強化</p> <p>(2) 女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし(6年間で 24 万人)</p> <p>(3) 地方における外国人材の活用</p> <p>(4) 国民の関心を惹きつける効果的・戦略的な情報発信</p> <p>III. 各分野の施策の推進</p> <p>1. わくわく地方生活実現政策パッケージ</p> <p>(1) UIJ ターンによる起業・就業者創出(6年間で6万人)</p> <p>(2) 女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし(6年間で 24 万人)</p> <p>(3) 地方における外国人材の活用</p> <p>(4) 地域おこし協力隊の拡充(6年後に8千人)</p> <p>(5) 子供の農山漁村体験の充実</p>
まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)	平成30年 12月21日	<p>III. 今後の施策の方向</p> <p>3. 政策パッケージ</p> <p>(2) 地方への新しいひとの流れをつくる</p> <p>(オ) 地方移住の推進</p> <p>① 地方移住希望者への支援体制</p> <p>② 地方居住の本格推進(都市農村交流、「お試し居住」、「二地域居住」の本格推進)</p> <p>③ 移住・定住施策の好事例の横展開</p> <p>④ 「生涯活躍のまち」の推進</p> <p>⑤ 「地域おこし協力隊」の拡充</p> <p>⑥ 地域の多様な関わりの創出</p> <p>⑦ 地方生活の魅力の発信</p> <p>⑧ UIJ ターンによる起業・就業者創出</p>
まち・ひと・しごと創生基本方針2019	令和元年 6月21日	<p>II. 第2期に向けての基本的な考え方</p> <p>3. 第2期における新たな視点</p> <p>(1) 地方へのひと・資金の流れを強化する</p> <p>III. 各分野の当面の主要な取組</p> <p>2. 地方への新しいひとの流れをつくる</p> <p>(4) 「関係人口」の創出・拡大</p> <p>V. 各分野の施策の推進</p> <p>1. 地方にしごとをつくり安心して働けるようにする、これを支える人材を育て活かす</p> <p>(2) 新しい産業の創出と社会的課題に対応する地域経済社会システムの構築</p> <p>2. 地方への新しいひとの流れをつくる</p> <p>(4) 地方移住の推進</p> <p>(5) 「関係人口」の創出・拡大</p> <p>(6) 子供の農山漁村体験の充実</p> <p>(7) 地域おこし協力隊の拡充</p> <p>3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる</p> <p>(5) 多文化共生の地域づくり</p> <p>4. 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する</p> <p>(1) 地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり</p> <p>(2) Society5.0の実現に向けた技術の活用</p> <p>(3) 居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり等の推進</p> <p>(5) まちづくりにおける地域連携の推進</p> <p>(8) 集落生活圏維持のための「小さな視点」及び地域運営組織の形成</p>

					まち・ひと・しごと創 生基本方針2020	令和2年 7月17日	第2章 政策の方向 II 経済活動の回復～地域経済の立て直し～ 1. 地域経済・生活の再興 (2)交流、賑わいの再活性化 2. 新たな日常に対応した地域経済の構築と東京圏への一極集中の是正 (2)地方への移住・定着の推進 (3)地域とのつながりの構築 第3章 各分野の政策の推進 1. 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする (1)地方の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現 2. 地域とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる (1)地方への移住・定着の推進 (2)関係人口の創出・拡大 4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる (1)活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保
					まち・ひと・しごと創 生基本方針2021	令和3年 6月18日	第2章 政策の方向 2. 地方創生の3つの視点 I ヒューマン～地方へのひとの流れの創出や人材支援に着目した施策～ III グリーン～地方が牽引する脱炭素社会の実現に向けた施策～ 第3章 各分野の政策の推進 1. 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする (1)地方の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現 2. 地域とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる (1)地方への移住・定着の推進 (2)地域とのつながりの構築 4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる (1)活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。

※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyou4.html)を参照

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	地方財源の確保と地方財政の健全化			番号	⑤			
評価方式	総合・実績・事業		政策目標の達成度合い	モニタリング実施（評価は未実施）				
(千円)								
	予算科目				他に記載のある個別票の番号	予算額		
	会計	組織/勘定	項	事項		4年度 当初予算額	5年度 概算要求額	
政策評価の対象となっているもの	一般会計	総務本省	地方財政制度整備費	地方財政制度の整備に必要な経費		52,204	51,911	
	交付税及び譲与税配付金特別会計	総務本省	地方交付税交付金	地方交付税交付金に必要な経費		16,797,717,419	18,193,132,898 +事項要求	
	交付税及び譲与税配付金特別会計	総務本省	地方交付税交付金	東日本大震災復興に係る地方交付税交付金に必要な経費		92,938,763	事項要求	
	交付税及び譲与税配付金特別会計	総務本省	地方特例交付金	地方特例交付金に必要な経費		217,200,000	201,200,000	
	交付税及び譲与税配付金特別会計	総務本省	地方特例交付金	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金に必要な経費		9,500,000	12,400,000	
	小 計				一般会計		52,204	51,911
				特別会計		17,117,356,182	18,406,732,898 +事項要求	
						<	>の内数<	>の内数
政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの	一般会計	総務本省	地方交付税交付金	地方交付税交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入れに必要な経費		15,655,838,658	16,852,247,358 +事項要求	
	一般会計	総務本省	地方特例交付金	地方特例交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入れに必要な経費		217,200,000	201,200,000	
	一般会計	総務本省	地方特例交付金	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入れに必要な経費		9,500,000	12,400,000	
	東日本大震災復興特別会計	総務本省	地方交付税交付金	地方交付税交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入れに必要な経費		91,942,648	事項要求	
	交付税及び譲与税配付金特別会計	総務本省	国債整理基金特別会計へ繰入	国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費		30,183,195,408	30,936,744,569	
	小 計				一般会計		15,882,538,658	17,065,847,358 +事項要求
				特別会計		30,275,138,056	30,936,744,569 +事項要求	
						<	>の内数<	>の内数
合 計				一般会計		15,882,590,862	17,065,899,269 +事項要求	
				特別会計		47,392,494,238	49,343,477,467 +事項要求	
						<	>の内数<	>の内数

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-⑤)

政策(※1)名		政策5: 地方財源の確保と地方財政の健全化				担当部局課室名	自治財政局財政課 他4課		作成責任者名	自治財政局財政課長 新田 一郎	
政策の概要		地方財政計画の策定等を通じ地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するとともに、地方公共団体財政健全化法の適切な運用等により地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。					分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政			
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】		[最終アウトカム]: 住民生活の安心・安全の確保、一億総活躍社会、地方創生の実現 [中間アウトカム]: 極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方の安定的な財政運営のため、地方財政計画において標準的な水準における地方自治体の歳入・歳出総額を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより必要な一般財源総額を確保する。				政策評価実施予定時期		令和6年8月			
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)		目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
			基準年度	目標年度		年度ごとの実績(値)(※2)					
				令和2年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
安定的な財政運営に必要な地方財源を確保すること	安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するために地方財政計画の策定等を実施	① 一般財源総額(※) 一般財源比率(歳入総額に占める一般財源総額の割合) ＜アウトカム指標＞ ※地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税及び臨時財政対策債等の合計	令和3年度一般財源総額 (通常収支分)63兆1,432億円 (水準超経費除き61兆9,932億円) 令和3年度一般財源比率(通常収支分)64.4%	令和2年度	地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。	令和5年度	地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。 令和4年度一般財源総額(通常収支分)63兆8,635億円 (水準超経費除き62兆135億円) 令和4年度一般財源比率(通常収支分)68.5%	—	—	極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方の安定的な財政運営のため、地方財政計画において、標準的な水準における地方自治体の歳入・歳出総額を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより必要な一般財源総額を確保する必要があることから、指標として設定 (測定指標2の地方債依存度について、新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定) 【参考】 ○令和2年度一般財源総額(通常収支分) 63兆4,318億円 (水準超経費除き61兆7,518億円) 平成31年度一般財源総額(通常収支分) 62兆7,072億円 (水準超経費除き60兆6,772億円) 平成30年度一般財源総額(通常収支分) 62兆1,159億円 (水準超経費除き60兆2,759億円) ○令和2年度一般財源比率(通常収支分) 66.4% 平成31年度一般財源比率(通常収支分) 66.4% 平成30年度一般財源比率(通常収支分) 66.9%	
		② 地方債依存度(歳入総額に占める地方債の割合) ＜アウトカム指標＞ 【新経済・財政再生計画関連: 地方行財政改革・分野横断的な取組 02-20】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	令和3年度地方債依存度(通常収支分)12.5% (11兆2,407億円/89兆5,915億円)	令和2年度	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。	令和5年度	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。 令和4年度地方債依存度(通常収支分)8.4%	—	—	○令和2年度地方債依存度(通常収支分) 10.2% 平成31年度地方債依存度(通常収支分) 10.5% 平成30年度地方債依存度(通常収支分) 10.6% ○借入金残高 令和3年度未見込み 193.3兆円 令和2年度未見込み 189.2兆円 平成31年度未見込み 193.7兆円 平成30年度未見込み 192兆円	
		③ 財源不足への対応 ＜アウトカム指標＞	令和3年度財源不足額(通常収支分) 10兆1,222億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 3兆2,726億円 ・臨時財政対策債の発行 5兆4,796億円 ・交付税特別会計借入金償還繰延べ 6,000億円 ・財源対策債の増発 7,700億円	令和2年度	地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するため、臨時財政対策債の発行を抑制しつつ、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずる。	令和5年度	地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するため、臨時財政対策債の発行を抑制しつつ、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずる。 令和4年度財源不足額(通常収支分)2兆5,559億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 154億円 ・臨時財政対策債の発行 1兆7,805億円 ・財源対策債の増発 7,600億円	—	—	○令和2年度財源不足額(通常収支分)4兆5,285億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 6,187億円 ・臨時財政対策債の発行 3兆1,398億円 ・財源対策債の増発 7,700億円 平成31年度財源不足額(通常収支分)4兆4,101億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 3,633億円 ・臨時財政対策債の発行 3兆2,568億円 ・財源対策債の増発 7,900億円 平成30年度財源不足額(通常収支分)6兆1,783億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 1兆4,017億円 ・臨時財政対策債の発行 3兆9,865億円 ・財源対策債の増発 7,900億円 ※臨時財政対策債: 地方財源の不足に対処するため、地方交付税として交付されるべき額の一部を振り替えて発行される地方債 ※財源対策債: 地方財源の不足に対処するため、投資的経費に対する充当率を臨時的に引き上げるために発行される地方債 ○震災復興特別交付税 令和2年度(当初) 3,742億円 平成31年度(当初) 4,049億円 平成30年度(当初) 4,227億円	

		4	東日本大震災による被害を受けた地方公共団体に対する財政措置	震災復興特別交付税 令和3年度(当初) 1,326億円	令和 2年度	被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう震災復興特別交付税について所要額を確保する。	令和 5年度	被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう震災復興特別交付税について所要額を確保する。 震災復興特別交付税 令和4年度(当初) 1,069億円	—	—	
地方財政の健全化を推進すること	地方財政の健全化のために地方公共団体財政健全化法の適切な運用等を実施	5	実質公債費比率等の状況 〈アウトカム指標〉	令和元年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県10.6%、 市町村5.8% ・将来負担比率 都道府県172.9%、 市町村27.4%	令和 2年度	実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する。	令和 5年度	実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する。	—	—	極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方の安定的な財政運営のため、実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する必要があることから、指標として設定 ※実質公債費比率:当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率 ※将来負担比率:地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率 ※財政健全化団体:実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のいずれかが早期健全化基準以上であるため、財政健全化計画を定めている地方公共団体 ※財政再生団体:実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率が財政再生基準以上であるため、財政再生計画を定めている地方公共団体 ※経営健全化団体:資金不足比率が経営健全化基準以上であるため、経営健全化計画を定めている地方公共団体
				令和2年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県10.9% 市町村6.1% ・将来負担比率 都道府県173.6% 市町村28.9% ○平成29年度決算 ・実質公債費比率 都道府県11.4% 市町村6.4% ・将来負担比率 都道府県173.1% 市町村33.7% ○平成28年度決算 ・実質公債費比率 都道府県11.9% 市町村6.9% ・将来負担比率 都道府県173.4% 市町村34.5%				【参考】 財政健全化団体等の数(当該年度をもって計画を完了した団体を含む。) ○平成30年度 ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 8団体 (9公営企業会計) ○平成29年度 ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 9団体 (10公営企業会計) ○平成28年度 ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 9団体 (10公営企業会計)			

				令和元年度末における財政健全化団体等の数(令和元年度をもって計画を完了した団体を含む。) ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 5団体 (5公営企業会計)						令和2年度末における財政健全化団体等の数(令和2年度をもって計画を完了した団体を除く。) ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 9団体 (9公営企業会計)				【参考】 当該年度をもって計画を完了した団体数 ○令和元年度 ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 2団体 (2公営企業会計) ○平成30年度 ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 4団体 (4公営企業会計) ○平成29年度 ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 2団体 (2公営企業会計) ○平成28年度 ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 0団体 (0公営企業会計) 【参考】実質公債費比率等が新たに基準以上となった団体の数 ○令和元年度 ・財政健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 3団体 (3公営企業会計) ○平成30年度 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 3団体 (3公営企業会計) ○平成29年度 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 4団体 (4公営企業会計) ○平成28年度 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 1団体 (1公営企業会計)
達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等	令和4年度行政事業 レビュー事業番号							
		令和2年度	令和3年度	令和4年度										
(1)	地方財政制度の整備に必要な経費 (昭和23年度)	※5			1~5	※5	0021							
(2)	地方交付税交付金及び地方特例交付金に必要な経費	17,214,561百万円 (17,214,561百万円)	19,959,586百万円 (19,959,586百万円)	17,117,356百万円	1,3,4	地方財政計画において地方公共団体の事務・事業を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより、安定的な財政運営に必要な地方財源を確保する。								
(3)	地方交付税法 (昭和25年)	—			1~4	地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を損なわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化する。								
(4)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律 (平成19年)	—			5	地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資する。								
政策の予算額・執行額 (※3)		17,214,613百万円 (17,214,592百万円)	19,959,640百万円 (19,959,614百万円)	17,117,408百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)						
						経済財政運営と改革の基本方針2021	令和3年 6月18日	地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。						
						平成28年度以降の復旧・復興事業について(復興推進会議決定)	平成27年 6月24日	財政力に乏しい被災自治体が計画的に復興を進める上で、震災復興特別交付税は大きな役割を果たしたが、復興の進展を踏まえ、(中略)支援対象を見直した上で、同制度による支援を行う。						

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyoku4.html)を参照

※6 表中の「新経済・財政再生計画 改革工程表」とは、「新経済・財政再生計画 改革工程表2019」(令和元年12月19日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	分権型社会を担う地方税制度の構築			番号	⑥				
評価方式	総合・実績・事業	政策目標の達成度合い	モニタリングにより評価未実施						
	予算科目				(千円)				
	会計	組織／勘定	項	事項	他に記載のある個別票の番号				
					予算額				
					4年度 当初予算額	5年度 概算要求額			
政策評価の対象となっているもの	一般会計	自治税務局	地方税制度整備費	地方税制度の整備に必要な経費		33,669		41,211	
	小 計				一般会計	< 33,669 > の内数	< 41,211 > の内数		
					特別会計	< > の内数	< > の内数		
政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの									
	小 計				一般会計	< > の内数	< > の内数		
					特別会計	< > の内数	< > の内数		
	合 計				一般会計	< 33,669 > の内数	< 41,211 > の内数		
					特別会計	< > の内数	< > の内数		

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-⑥)

政策(※1)名	政策6:分権型社会を担う地方税制度の構築					担当部局課室名	自治税務局企画課 他5課室			作成責任者名	自治税務局企画課長 山口 最文	
政策の概要	分権型社会を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。また、住民自治の確立に向けた地方税制度改革を行う。					担当部局課室名	自治税務局企画課 他5課室			分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:地方分権の推進の観点からは、地方団体が提供する行政サービスの財源については、できるだけ地方税により安定的に賄うことが望ましいが、多くの地方団体において必要な財源を確保することが困難な状況にある。そこで、自らの発想で特色を持った地域づくりができるよう、地方分権を推進し、その基盤となる地方税の充実確保を図る。 [中間アウトカム]:税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築及び地方税の応益課税を強化する。					担当部局課室名	自治税務局企画課 他5課室			政策評価実施予定時期	令和5年8月	
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値)(※2)						
		令和元年度	令和4年度	令和元年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
地方税を充実し、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること	国と地方の税源配分の在り方の見直し	1	国・地方間の税源配分比率 <アウトカム指標>	国:地方 = 61.7:38.3 (平成30年度決算)	令和元年度	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。	令和4年度	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。	国:地方=60.7:39.3 (令和元年度決算)	国:地方=61.9:38.1 (令和2年度決算)	—	国と地方の税源配分については、国と地方の役割分担に応じた税源配分とすることが望ましいことから、地方税の充実や国と地方の税源配分の在り方の見直しによって、地方への税源配分比率が高まることとなるため、指標として設定 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。 【参考】 (平成29年度決算)国:地方=61.5:38.5 (平成28年度決算)国:地方=60.5:39.5
	税源の偏在性が小さい地方税体系の構築	2	歳入総額に占める地方税の割合 <アウトカム指標>	地方税の割合 40.2% (平成30年度決算)	令和元年度	地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。	令和4年度	地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。	地方税の割合 39.9% (令和元年度決算)	地方税の割合 31.4% (令和2年度決算)	—	地方団体が提供する行政サービスの財源はできるだけ地方税により安定的に賄うことが望ましいことから、地方税を充実させ、税収が安定的な地方税体系を構築することによって、歳入総額に占める割合が増加するため、指標として設定 【参考】 (平成29年度決算)39.4% (平成28年度決算)38.8%
	地方税の都道府県別人口一人当たり税収額の最大値と最小値の比較 <アウトカム指標>	3	地方税の都道府県別人口一人当たり税収額の最大値と最小値の比較 <アウトカム指標>	地方税計 最大値/最小値 2.3倍 (平成30年度決算)	令和元年度	税源の偏在性が小さい地方税体系を構築する。	令和4年度	税源の偏在性が小さい地方税体系を構築する。	最大値/最小値 2.4倍 (令和元年度決算)	最大値/最小値 2.2倍 (令和2年度決算)	—	税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する必要がある。都道府県別人口一人当たり税収額の比較は、税源の偏在性を示す一つの目安となるため、指標として設定 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。 【参考】 (平成29年度決算)地方税計 最大値/最小値 2.3倍 (平成28年度決算)地方税計 最大値/最小値 2.4倍
		4	地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革するための取組 <アウトカム指標>	地域決定型地方税制特例措置既存導入数 39項目 (令和2年度税制改正による導入数 1項目)	令和元年度	地方団体の課税自主権の一層の拡充を図る観点から、引き続き検討を行い、特例の対象を更に拡充する。	令和4年度	地方団体の課税自主権の一層の拡充を図る観点から、引き続き検討を行い、特例の対象を更に拡充する。	地域決定型地方税制特例措置既存導入数 41項目 (令和2年4月緊急経済対策による導入数 1項目 令和3年度税制改正による導入数 1項目)	地域決定型地方税制特例措置既存導入数 42項目 (令和4年度税制改正による導入数 1項目)	—	地方団体の自主性・自立性を一層高め、地域の実情に対応した政策を展開していくことが理想である。地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で取り組むことは、住民自治の確立に向けた地方税制度改革につながると考えられるため、指標として設定。(「地域決定型地方税制特例措置」とは、国が一律に定めていた特例措置の内容を地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み) 【参考】 (平成31年度税制改正における導入数) 0項目 (平成30年度税制改正における導入数) 2項目

住民自治の確立に向けた地方税制度改革を実施すること	地域の実情に対応した政策を展開するため、地方税制度改革	⑤	地方税における税負担軽減措置等のうちの「政策減税措置」の見直し ＜アウトプット指標＞	67項目を見直し（うち23項目を廃止・縮減） （令和2年度税制改正）	令和元年度	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。	令和4年度	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。	89項目を見直し（うち12項目を廃止・縮減） （令和3年度税制改正）	65項目を見直し（うち14項目を廃止・縮減） （令和4年度税制改正）	—	税負担軽減措置等は、地方団体が提供する行政サービスの財源としての地方税を減収させる要因の一つであることから、適用僅少の特例等であるか、適宜その実態の透明化を図ることが望ましい。税負担軽減措置等を見直すことは、住民自治の確立に向けた地方税制度改革につながると考えられるため、指標として設定
		⑥	法定外税や超過課税の導入件数 ＜アウトプット指標＞ 【新経済・財政再生計画改革工程表2019のKPI】	【法定外税】 61件 【超過課税】 1,717件 （令和元年度）	令和元年度	地方団体の課税自主権の一層の活用を図る観点から、情報提供など地方団体への支援を行うことにより、地方の独自財源の確保とそれによる地方独自の行政サービスの向上への取組を促進する。	令和4年度	地方団体の課税自主権の一層の活用を図る観点から、情報提供など地方団体への支援を行うことにより、地方の独自財源の確保とそれによる地方独自の行政サービスの向上への取組を促進する。	【法定外税】 65件 （R2.4.1時点） 【超過課税】 1,740件 （R2.4.1時点）	【法定外税】 65件 （R3.4.1時点） 【超過課税】 1,741件 （R3.4.1時点）	—	法定外税を始めとする課税自主権に係る制度は、地域特有の課題を解決するための重要な財源確保手段であり、その活用を図る地方団体への支援を行うことは、地方独自の行政サービスの向上促進につながると考えられるため、指標として設定（支援策としては、電話相談や各種会議等での積極的な周知などを想定） 【新経済・財政再生計画改革工程表2019のKPIは、施策の達成状況を表すものとなっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
達成手段（開始年度）		予算額（執行額） ^{※3}			関連する指標 ^{※4}		達成手段の概要等				令和4年度行政事業レビュー事業番号	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度								
(1)	地方税制度の整備に必要な経費（昭和25年度）	※5			1～6		※5				0022	
(2)	地方税法（昭和25年）	—			1～6		地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。					
政策の予算額・執行額（※3）		37百万円 （21百万円）	37百万円 （19百万円）	34百万円	政策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）		施政方針演説等の名称	年月日	関係部分（抜粋）			
							令和4年度税制改正の大綱	令和3年12月24日	成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための措置を講ずる。また、カーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン控除等を見直す。加えて、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、激変緩和の観点から所要の措置を講ずる。			

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績（値）」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績（値）の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※5 総務省令和4年度行政事業レビュー（https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyoku4.html）を参照

※6 表中の「新経済・財政再生計画 改革工程表」とは、「新経済・財政再生計画 改革工程表2019」（令和元年12月19日経済財政諮問会議決定）であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標（Key Performance Indicator）のことである。

※7 「地方税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第4号に規定する地方税をいう。

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	選挙制度等の適切な運用			番号	⑦				
評価方式	総合・実績・事業	政策目標の達成度合い		モニタリング実施(評価は未実施)		(千円)			
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額			
	会計	組織/勘定	項	事項		4年度 当初予算額		5年度 概算要求額	
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	総務本省	選挙制度等整備費	選挙制度等の整備に必要な経費		229,855		234,577	
	一般会計	総務本省	選挙制度等整備費	参議院議員通常選挙に必要な経費		60,469,172			
	小 計				一般会計	60,699,027		234,577	
						< > の内数	< > の内数		
					特別会計				
						< > の内数	< > の内数		
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの									
	小 計				一般会計				
						< > の内数	< > の内数		
					特別会計				
						< > の内数	< > の内数		
合 計					一般会計	60,699,027		234,577	
						< > の内数	< > の内数		
					特別会計				
					< > の内数	< > の内数			

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-⑦)

政策 ^(※1) 名	政策7: 選挙制度等の適切な運用		担当部局課室名	自治行政局選挙部選挙課、管理課、政治資金課他3室	作成責任者名	自治行政局選挙部管理課長 清田 浩史			
政策の概要	社会ニーズ等に対応した選挙制度に係る調査研究、選挙の管理執行体制の改善や選挙制度の周知等を実施するとともに、政治資金収支報告書の公表等による政治資金の透明化を図る。				分野【政策体系上の位置付け】	選挙制度等			
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	最終アウトカム: 民主政治の健全な発達 中間アウトカム: 日本国憲法の本質にのっとり、選挙制度を確立し、その選挙が公明かつ適正に行われることを確保するとともに、政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治資金の収支の状況を明らかにし、公明で公正な政治活動を確保する。				政策評価実施予定時期	令和6年8月			
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)		目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度		年度ごとの実績(値) ^(※2)				
施策手段					令和3年度	令和4年度	令和5年度		
公職選挙法の趣旨にのっとり、選挙制度の確立に寄与すること	投票率の向上に向け有権者が投票しやすい環境を整備する	① 選挙制度に関する調査研究を行い、国会における議論等を踏まえ実施可能なものから制度改正を実施 <アウトプット指標>	選挙制度に関する調査研究を実施	令和2年度	選挙制度に関する調査研究を行う。また、国会における議論等を踏まえ実施可能なものから制度改正を実施	令和5年度	選挙制度に関する調査研究を行い、国会における議論等を踏まえ実施可能なものから制度改正を実施	選挙制度に関する調査研究を行い、国会における議論等を踏まえ実施可能なものから制度改正を実施	投票率が低下傾向にある中、現在のICT技術の進展等を踏まえて、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、選挙における投票率の向上に努めていく必要があることから、指標として設定 なお、学識経験者・実務者で構成する「投票環境の向上方策等に関する研究会」報告(H30.8)に基づく制度改正等はおおむね令和2年度までに対応したところ、今後は在外インターネット投票を中心に調査研究を行い、各党各会派の議論なども踏まえつつ、検討を進めていく。

<p>公明かつ適正な選挙執行を実現するため、国民の選挙に対する意識を向上させること</p>	<p>主権者教育の推進のため、常時啓発事業の実施等</p>	<p>2 常時啓発事業の実施及び選挙管理委員会等が実施する主権者教育等の取組の支援等 <アウトプット指標></p>	<p>参加・実践等を通じた政治意識の向上や主権者教育の更なる推進を図るため、高校生副教材の作成、主権者教育アドバイザー派遣、主権者教育優良事例普及推進事業、研修事業などを実施</p>	<p>令和2年度</p>	<p>参加・実践等を通じた政治意識の向上や主権者教育の更なる推進を図るため、高校生副教材の作成、主権者教育アドバイザー派遣、主権者教育優良事例普及推進事業、研修事業などを実施</p>	<p>令和5年度</p>	<p>参加・実践等を通じた政治意識の向上や主権者教育の更なる推進を図るため、高校生副教材の作成、主権者教育アドバイザー派遣、主権者教育優良事例普及推進事業、研修事業などを実施</p>	<p>参加・実践等を通じた政治意識の向上や主権者教育の更なる推進を図るため、高校生副教材の作成、主権者教育アドバイザー派遣、主権者教育優良事例普及推進事業、研修事業などを実施</p>	<p>参加・実践等を通じた政治意識の向上や主権者教育の更なる推進を図るため、高校生副教材の作成、主権者教育アドバイザー派遣、主権者教育優良事例普及推進事業、研修事業などを実施</p>	<p>いずれの選挙においても投票率が低下傾向にあり、特に若者の投票率が著しく低い中、選挙が公明かつ適正に行われるよう、新たに投票の権利を得る若者を含め、選挙人の政治意識の向上を図っていくことが重要であることから、主権者教育の推進等も考慮し、常時啓発事業の実施等を指標として設定</p> <p>また、各事業の実施に当たっては、意識調査の結果(選挙における選挙人の投票意識や意識の経時的変化の状況)等も踏まえて効果的に実施する。</p> <p>※ 常時啓発 選挙管理機関として、常時国民の政治常識の向上のために行う啓発活動</p> <p>※ 主権者教育とは、「若者の政治意識の向上」、「将来の有権者である子どもたちの意識の醸成」、「地域の明るい選挙推進協議会活動の活性化」を柱とした取組を進めることなどにより、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、判断し、行動していく「主権者」を育てるもの。</p> <p>※ 主権者教育アドバイザー 国民一人一人が政治や選挙に関心を持ち、主権者としての自覚と豊かな政治常識、高い選挙道義を身につけられるよう、主権者教育に関する知見、ノウハウ等を有する専門家として委嘱を受けた者</p> <p>【令和2年度実績】 ○主な取組 ・高校生向け副教材の作成:新1年生用 約117万部 ・主権者教育アドバイザー派遣:26件実施 ○その他の取組 ・若者啓発イベントの開催 参加者:154人 ・モデル事業:2件実施 ・研修事業:20件実施 ・主権者教育アドバイザー動画教材の作成 ・選挙出前授業見本市の開催 ・出前授業の取組状況:実施選管556団体、実施高校898校、その他学校(小学校、中学校、大学、専修学校、特別支援学校)933校</p>
<p>公明かつ適正な国民投票の執行を実現するため、国民投票制度の認知度を高めること</p>	<p>国民投票制度の内容の周知啓発による環境整備</p>	<p>3 国民投票制度の認知度 <アウトカム指標></p>	<p>国民投票制度の認知度(第25回参議院議員通常選挙全国意識調査) ①10.6% ②30.4% ③42.9% ④13.3%</p>	<p>令和元年度</p>	<p>直近の全国意識調査における国民投票制度の認知度の向上</p>	<p>令和5年度</p>	<p>直近の全国意識調査における国民投票制度の認知度の向上</p>	<p>○第49回衆議院議員総選挙全国意識調査 ①10.7% ②28.3% ③43.2% ④15.5%</p>	<p>国民投票制度の内容を有権者、選挙管理委員会等へ周知啓発を行う必要があるため、指標として設定</p> <p>※ 国民投票制度 日本国憲法第96条に定める日本国憲法の改正について、国民の承認に係る投票(国民投票)に関する制度。</p> <p>※ 国民投票制度の認知度 (公財)明るい選挙推進協会が国政選挙及び統一地方選挙後に実施する全国意識調査の結果を用いている。 ①よく知っている ②だいたい内容を知っている ③内容は知らないが「国民投票(制度)」という言葉は聞いたことがある ④知らない</p>	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等	令和4年度行政事業 レビュー事業番号	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度				
(1)	選挙制度等の整備に必要な経費 (参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費除く。)	※5			1.4	※5	0023	
(2)	参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費(昭和32年度)	※5			2.3	※5	0024	
(3)	投票環境の向上等に要する経費(平成31年度)	※5			1	※5	0025	
(4)	衆議院議員総選挙に必要な経費(令和3年度)	—	※5	—	—	※5	0026	
(5)	参議院議員通常選挙に必要な経費(令和4年度)	—	—	※5	—	※5	新 22-0001	
(6)	公職選挙法(昭和25年)	—			1~3	—		
(7)	日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年)	—			3	—		
(8)	政治資金規正法(昭和23年)	—			4	—		
政策の予算額・執行額(※3)		422百万円 (297百万円)	72,921百万円 (69,103百万円)	60,699百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						—	—	—

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyou4.html)を参照

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	電子自治体の推進			番号	⑧				
評価方式	総合・実績・事業		政策目標の達成度合い	目標達成		(千円)			
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額			
	会計	組織/勘定	項	事項		4年度 当初予算額		5年度 概算要求額	
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	総務本省	電子政府・電子自治体推進費	電子政府・電子自治体の推進に必要な経費		106,686,639		76,555,215	
	小 計				一般会計	< 106,686,639 > の内数	< 76,555,215 > の内数		
					特別会計	< > の内数	< > の内数		
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの	一般会計	総務本省	電子政府・電子自治体推進費	電子政府・電子自治体の推進に必要な経費		419,156		379,856	
	小 計				一般会計	< 419,156 > の内数	< 379,856 > の内数		
					特別会計	< > の内数	< > の内数		
合 計					一般会計	< 107,105,795 > の内数	< 76,935,071 > の内数		
					特別会計	< > の内数	< > の内数		

主要な政策に係る評価書(令和3年度実施政策)

(総務省R4-⑧)

政策 ^(※1) 名	政策8:電子自治体の推進			分野	電子自治体	
政策の概要	国民の利便性向上や行政の効率化等を図るため、行政手続のオンライン化の推進等に取り組み、デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、行政手続のオンライン化を進める。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]: デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指す。 [中間アウトカム]: ・自治体が担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させる。 ・デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図ることで、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていく。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	76,461	418,996	133,986	106,687
		補正予算(b)	13,555	311,293	1,879,706	0
		繰越し等(c)	△ 13,745	△ 357,936	△ 1,582,692	
		合計(a+b+c)	76,271	372,353	431,001	
執行額	71,574	366,315	238,163			

(注) 令和元年度から令和3年度は旧政策名「電子政府・電子自治体の推進」に対応する予算額及び執行額となっている。
 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	デジタル社会の実現に向けた重点計画	令和3年6月18日	第2部 デジタル社会の形成に向けた基本的な施策 1. デジタル社会に必要な共通機能の整備・普及 2. 徹底したUI・UXの改善と国民向けサービスの実現 (5)国の情報システムの整備・管理 4. 官民を挙げたデジタル人材の育成・確保
	世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画	令和2年7月17日	第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言 I.新型コロナウイルス感染拡大の阻止、デジタル強靱化社会の実現 7 社会基盤の整備 (1)デジタル・ガバメント ③ 地方公共団体のデジタル化
	経済財政運営と改革の基本方針2020	令和2年7月17日	第3章「新たな日常」の実現 1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備(デジタルニューディール) (1)次世代型行政サービスの強力な推進—デジタル・ガバメントの断行 ③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速
	新経済・財政再生計画改革工程表2019	令和元年12月19日	5. 次世代型行政サービスの早期実現 5-3 地方自治体のデジタル化・クラウド化の展開 10 自治体におけるクラウド活用の推進
	経済財政運営と改革の基本方針2019	令和元年6月21日	第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり 1. 成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化 (1) Society 5.0の実現 ⑤ スマート公共サービス (i) マイナンバーカードを活用した新たな国民生活・経済政策インフラの構築 Society 5.0社会の国民共有の基盤として、個人情報保護を徹底しつつ、マイナンバーカードの活用を一層深化させる観点から、行政サービスと民間サービスの共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指すこととし、マイナンバーカードの本人確認機能を活用したクラウドサービスを発展的に活用する。具体的には、厳格な本人確認を行った利用者IDを格納するマイキープラットフォームと自治体ポイント管理クラウドを官民で活用する。民間の活力を最大限活用し、住民が自治体ポイントをキャッシュレスで購入できるようにするほか、将来的には、民間の各種ポイントとの交換も検討する。こうした取組により、例えば、地域における移動支援や買い物支援、介護サポート等に自治体ポイントを使うことを可能とするとともに、地域商店街の活性化にも資する政策展開を図る。 あわせて、国や地方公共団体が実施する子育て支援金など各種の現金給付をポイントで行うことも視野に入れ、関係府省や地方公共団体と検討を進め、真に必要な国民に対して、きめ細かい対応を可能とするとともに、不正受給の防止、事務コストの削減など、効果的な政策遂行にもつなげることを目指す。 消費税率引き上げの際の消費平準化対策として、マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの発行準備を進めた上で、上記のような視点に立ち、対策実施後の将来的な拡張性や互換性も担保したナショナルシステムとしての基盤を目指し、官民でのタスクフォースを立ち上げるなど、対策の進捗を踏まえて、具体的な在り方について検討を行う。
	安心と成長の未来を拓く総合経済対策	令和元年12月5日	Ⅲ. 未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上 5. 切れ目のない個人消費の下支え GDPの6割弱を占める個人消費は、民需を中心とした持続的な経済成長の要であり、本経済対策の実行を通じて生産性向上に向けた取組を加速することにより、企業や家計の成長期待を喚起し、賃金の継続的な拡大につなげていくことが重要である。これに加えて、本年10月の消費税率引上げへの対応として実施しているキャッシュレス・ポイント還元を来年6月末まで着実に実施する。さらに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を経た来年9月から令和3年3月末までの期間、マイナンバーカードを活用した消費活性化策(マイナポイントの付与、2万円の前払い等)に対し、5,000ポイントの付与)を実施し、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の拡大を図りつつ、個人消費を切れ目なく下支えする。その際、ポイント付与に必要となる手続についての支援や、中小・小規模店舗へのキャッシュレス対応端末の導入促進、端末操作に係るきめ細かい支援を行う。また、マイナンバー制度への正しい理解やマイナンバーカードの早期取得を促すとともに、地方公共団体等において、マイナンバーカードの発行・交付体制の整備を促進する。このほか、経済の好循環の実現に向け、安定的な資産形成と成長資金の供給拡大の推進に取り組む。

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)				
			令和元年度	令和2年度	令和3年度		
地方公共団体の情報化を推進し、便利な行政サービスを提供し、効率的な電子自治体を実現すること	① クラウド導入市区町村数 <アウトカム指標> 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関係】	クラウド導入市区町村数:平成30年度1,067団体、うち自治体クラウド導入団体は407団体 【平成30年度】	クラウド導入市区町村数:令和5年度末までに約1,600団体、うち自治体クラウド導入団体は約1,100団体			クラウド導入市区町村数:令和5年度末までに約1,600団体、うち自治体クラウド導入団体は約1,100団体。 【令和5年度】	—
			クラウド導入市区町村数:1,182団体 うち自治体クラウド導入団体数:497団体 (H31.4.1現在)	クラウド導入市区町村数:1,279団体 うち自治体クラウド導入団体数:611団体 (R2.4.1現在)	クラウド導入市区町村数:1,404団体 うち自治体クラウド導入団体数:713団体 (R3.4.1現在)		
地方行政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施	② 地方行政統計システム利用課室からの新規要望への対応率 <アウトプット指標>	地方行政統計システム利用課室からの新規要望への対応率:平成30年度100% (45/45) 【平成30年度】 ※数値は累計	対応率100%			地方行政統計システム利用課室からの新規要望への対応率:100% 【令和3年度】	イ
			対応率100% (46/46)	対応率100% (46/46)	対応率100% (46/46)		

※施策目標「総務省所管府省共通情報システム等の適切な構築・運用等を通じた電子政府の推進を図ること」及び「番号制度の円滑な実施より、国民の給付と負担の公平性を確保するとともに、国民の利便性の向上、行政運営の効率化を図ること」については、デジタル庁に移管された。

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	目標達成
		(判断根拠)
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p><施策目標>「地方公共団体の情報化を推進し、便利な行政サービスを提供し、効率的な電子自治体を実現すること」(測定指標1・2に対応) 当該目標については、以下のとおり、「地方公共団体の情報化を推進し、便利な行政サービスを提供し、効率的な電子自治体を実現する」という目標を達成することができた。</p> <p>測定指標1:目標年度(令和5年度)に達していないため、達成・未達成の評価は行っていないが、クラウド導入市区町村数・自治体クラウド導入市区町村数のいずれの指標についても評価期間中に毎年度100団体程度増加しており、目標達成に向けて着実に進展していると評価できる。総務省において、ガイドラインの作成・情報提供や導入支援の実施などを通じて、クラウド導入しやすい環境作りに取り組んだことが、各市区町村におけるクラウド導入を促進したものと考えられる。</p> <p>測定指標2:新規要望に対し、迅速かつ円滑な対応をし、要望の漏れがないようにした結果、対応率100%となっており、施策目標にて設定していた対応率を満たしていることから、目標達成とした。</p>	

評価結果	次期目標等への反映の方向性	測定指標1: 本指標については、目標年度は令和5年度であるが、現時点で目標達成に向けて着実に進展していると評価できることや、「自治体DX推進計画」(令和2年12月25日総務省)や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定)の策定など、デジタル関連施策の状況に変化があったことなどを踏まえ、次期事前分析表の測定指標からは削除することとし、新たに、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続のオンライン利用率に関する指標を設定することとする。 測定指標2: 令和3年度時点で目標を達成しているが、今後も引き続き、効率的な業務運営を行い、新規要望へ対応する。	
		(令和5年度予算概算要求に向けた考え方)	
		Ⅲ 予算の継続・現状維持	
		令和5年度予算概算要求への主な反映内容	政策評価に係る施策目標は予算の増減に関わってこないが、業務を適正かつ効率に実施するための業務体制の見直しについて、事業者と検討していく予定である。
	税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—	

学識経験を有する者の知見等の活用	CIOアドバイザーからのご意見やよろず相談を活用していく予定である。
------------------	------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	—
-------------------------------	---

担当部局課室名	自治行政局(住民制度課デジタル基盤推進室、地域政策課地域情報化企画室)	作成責任者名	自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室長 奥田 隆則 自治行政局地域政策課地域情報化企画室長 小牧 兼太郎	政策評価実施時期	令和4年8月
---------	-------------------------------------	--------	--	----------	--------

- ※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。
- ※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。
- ※3 凡例「イ」: 目標達成、「ロ」: 目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」: 目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「—」: 目標期間が終了していない。
- ※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	情報通信技術の研究開発・標準化の推進			番号	⑨				
評価方式	総合・実績・事業		政策目標の達成度合い	相当程度進展あり		(千円)			
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額			
	会計	組織/勘定	項	事項		4年度 当初予算額		5年度 概算要求額	
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	総務本省	情報通信技術研究開発推進費	情報通信技術の研究開発の推進に必要な経費		8,386,737		11,579,007	
	一般会計	総務本省	情報通信技術研究開発推進費	情報通信技術分野の技術戦略に必要な経費		158,566		158,509	
	小 計				一般会計	8,545,303		11,737,516	
						<	>の内数	<	>の内数
					特別会計				
						<	>の内数	<	>の内数
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属すると 整理できるもの	一般会計	総務本省	国立研究開発法人情報通信研究機構運営費	国立研究開発法人情報通信研究機構運営費交付金に必要な経費		28,253,965		30,019,134	
	一般会計	総務本省	国立研究開発法人情報通信研究機構施設整備費	国立研究開発法人情報通信研究機構施設整備に必要な経費		90,200		90,200	
	小 計				一般会計	28,344,165		30,109,334	
						<	>の内数	<	>の内数
					特別会計				
						<	>の内数	<	>の内数
合 計					一般会計	36,889,468		41,846,850	
						<	>の内数	<	>の内数
					特別会計				
						<	>の内数	<	>の内数

主要な政策に係る評価書(令和3年度実施政策)

(総務省R4-9)

政策 ^(※1) 名	政策9:情報通信技術の研究開発・標準化の推進			分野	情報通信(ICT政策)	
政策の概要	我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、情報通信技術の研究開発及び標準化を積極的に推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]:情報通信技術(ICT)によるイノベーションを創出し、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会を実現 [中間アウトカム]:情報通信技術(ICT)の研究開発・標準化を推進することで、今後とも重要な産業であるICT分野を力強く成長させ、市場と雇用の創出に寄与					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	6,575	7,556	8,406	8,545
		補正予算(b)	834	30,953	64,248	0
		繰越し等(c)	△ 20	△ 138	△ 63,461	
		合計(a+b+c)	7,389	38,371	9,193	
執行額		7,079	37,762	8,245		

(注) Beyond 5Gの実現に必要な要素技術を確立するため、令和2年度補正予算が大幅に増額している。

政策に関する内 閣の重要政策(施政 方針演説等のうち主 なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	統合イノベーション戦略2022	令和4年6月3日	第1章 総論 2. 科学技術・イノベーション政策の3本の柱 (3)先端科学技術の戦略的な推進 第2章 Society 5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策 1. 国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会への変革 (1)サイバー空間とフィジカル空間の融合による新たな価値の創出 (3)レジリエントで安全・安心な社会の構築 4. 官民連携による分野別戦略の推進 (3)量子技術
	第6期科学技術・イノベーション基本計画	令和3年3月26日	第2章 Society 5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策 1. 国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会への変革 (1)サイバー空間とフィジカル空間の融合による新たな価値の創出 (3)レジリエントで安全・安心な社会の構築 第3章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化 2. 官民連携による分野別戦略の推進
	デジタル田園都市国家構想基本方針	令和4年6月7日	第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性 1. 取組方針 (2)デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備 第3章 各分野の政策の推進 2. デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備
	成長戦略 フォローアップ	令和3年6月18日	1. 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備 (2)5Gの早期全国展開、ポスト5Gの推進、いわゆる6G(ビヨンド5G)の推進 10. イノベーションへの投資の強化 (3)量子技術等の最先端技術の研究開発の加速
	知的財産推進計画2022	令和4年6月3日	Ⅲ. 知財戦略の重点8施策 3. 標準の戦略的活用推進 (1)官民一丸となった重点的な標準活用推進
	経済財政運営と改革の基本方針2022	令和4年6月7日	第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 (2)科学技術・イノベーションへの投資 2. 社会課題の解決に向けた取組 (3)多極化・地域活性化の推進

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)			
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)							
			令和元年度	令和2年度	令和3年度					
我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて必要な技術を確立するため、ICTの研究開発・標準化を推進すること	① 重点的に推進すべき研究テーマにおける課題の抽出やその実行に当たっての研究開発の実施等により、効率的・効果的に研究開発を推進する体制を整備する。また、我が国の国際競争力強化が期待できる標準化分野について、関連する国際標準化機関における標準化動向の調査等を実施	研究開発終了時における外部専門家による評価において、当初の見込みどおりか、それを上回る成果があったと判定された課題の割合 ＜アウトプット指標＞	90%以上 (平成29年度～令和元年度の平均)	90%以上 (平成30年度～令和2年度の平均)	90%以上 (令和元年度～3年度の平均)	90%以上 (令和元年度～3年度の平均) (研究開発の終了時における外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判断された課題の件数／研究開発の終了時における外部専門家による評価を実施した課題の件数) 【令和3年度】	イ			
			89% (平成28年度～30年度の平均) 【平成30年度】	89% ((27+36+46)/(31+42+49)=89%)	90% ((36+46+32)/(42+49+36)=90%)			90% ((46+32+22)/(49+36+26)=90%)		
			100% 【平成30年度】	100%	100%			100%	100% (当該年度に必要な研究開発評価会を実施した回数／当該年度に必要な研究開発評価会の回数) 【令和3年度】	イ
				100% (9/9)	100% (6/6)			100% (11/11)		
	③ 研究開発成果の普及状況(標準化、実用化又は特許等)を取得した課題の割合 ＜アウトカム指標＞	97% (平成28年度～30年度の平均) 【平成30年度】	90%以上 (平成29年度～令和元年度の平均)	90%以上 (平成30年度～令和2年度の平均)	90%以上 (令和元年度～3年度の平均)	90%以上 (令和元年度～3年度の平均) 【令和3年度】	ロ			
			96% ((4+16+35)/(4+17+36))	95% ((16+35+27)/(17+36+29))	89% ((35+27+23)/(36+29+31))					
	④ 標準化提案の検討における規格等の策定支援件数 ＜アウトプット指標＞	10件 (平成28年度～30年度の平均) 【平成30年度】	6件以上	6件以上	6件以上	6件以上 【令和3年度】	イ			
			22件	40件	45件					

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	測定指標1、2及び4は目標を達成しているものの、測定指標3は僅かに未達成であることから、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p><施策目標>我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて必要な技術を確立するため、ICTの研究開発・標準化を推進すること</p> <p>・測定指標1 令和4年度に実施した外部専門家による終了評価において、「新たな社会インフラを担う革新的光ネットワーク技術の研究開発 課題Ⅱ、マルチコア大容量伝送システム技術に関する研究開発(令和3年度終了)については、「既存光海底ケーブルシステムの4倍以上となる伝送容量240Tbps、伝送距離1000km以上を実現するための基盤技術を確立するとともに、3,000km級伝送において当初目標の7倍となる1.74Pbpsの実現可能性まで実証しており、基本計画書における目標を上回る有効かつ効率的な研究開発であった。」と評価されている。適切なPDCAサイクルの下で研究開発を実施したことにより、このように、終了評価において当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題が令和2年度、3年度は90%となり、年度ごとの目標の90%以上を上回った。また、令和元年度においては、達成率が89%と僅かに目標を下回ったものの、難易度の高い課題に挑戦している中で、十分高い数値を示している。以上より、令和元年度から3年度にかけておむね目標を達成できていることから我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、必要となる技術を確立するための取組効果が認められる。</p> <p>・測定指標2 我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、令和2年度に「多言語翻訳技術の高度化に関する研究開発」、3年度に「グローバル量子暗号通信網構築のための衛星量子暗号通信の研究開発」等、元年度から3年度にかけて新規に11件の研究開発に着手した。これらの課題を含む研究開発課題について、適切なPDCAサイクルの下で研究開発施策を効果的・効率的に推進するため、「情報通信技術の研究開発の評価に関する会合」を開催し、研究開発フェーズごとにおける研究開発評価(※1)を着実に実施した。 (※1)事前評価、採択評価、継続(中間)評価、終了評価、追跡評価等</p> <p>・測定指標3 令和3年度に実施した外部専門家等による追跡評価(※2)において、「ネットワーク仮想化技術の研究開発(平成27年度終了)については、「本研究開発課題の成果及び研究開発終了後の展開について、事業化をはじめ、国際標準化、オープン化を推進し、5G/Beyond 5Gの基盤技術の構築や周辺技術への寄与、発展、さらには人材育成へ貢献した点で高く評価できる。オープン化を中心とした活動を含めて非常に有意義な研究開発であり、更なる世界的な技術的貢献に期待したい。」とされている。こうした研究成果を広く普及するための活動により、令和元年度及び2年度は目標である90%を上回る成果を上げている。令和3年度は僅かに目標を下回り、89%であったが、これは、3年度に新たに調査対象となった複数事業の、普及・実用化の目標が4年度以降に設定されているためである。なお、これらの事業については、現在、標準化活動中・特許出願中であり、また、一部事業においては、普及・実用化に向けた後継事業を行っていることから、今後は普及・実用化が加速していくものと期待できる。 (※2)追跡評価：研究開発成果の展開状況等を客観的に評価・把握するため、研究開発終了後5年を目途に実施</p> <p>・測定指標4 標準化提案の検討における規格の策定支援については、我が国の国際競争力の強化が期待できる標準化分野において、関連する国際標準化機関における標準化動向や今後の検討見込み、関係各国の標準化活動状況、関連する情報通信技術の最新の開発動向に関する調査を実施してきた。本調査成果を活用し、ITU-TやIEEE、W3Cなどの国際標準化機関への標準化提案の支援を令和元年度から3年度にかけて合計107件実施(元年度22件、2年度40件、3年度45件)し、目標を達成したと言える。国際標準化の推進に向けた取組効果が認められ、継続的な取組を実施する効果が期待できる。年度ごとの目標については、その設定方法について適切であるか検討していく必要がある。</p>	
	評価結果	<p>・測定指標1、3 当該指標の目標値の設定に当たっては、本政策で行う研究開発が、民間のみでは取り組むことが困難なハイリスクな研究開発課題について、諸外国に先んじて取り組み、我が国の国際競争力の強化を目指すものであることから、引き続き一定程度の失敗がやむを得ないものであることを踏まえて目標値を設定することとし、より効果的な測定ができるよう、単年度評価に変更する。また、それに伴い、より正確な目標値を設定できるよう、基準値の算出についても再考を図りたい。なお、研究開発の実施に当たっては、日頃から研究開発評価等のマネジメントを通じ、高い実績値を得られるように取り組んでいるところである。</p> <p>・測定指標2 当該指標については、適切なPDCAサイクルの下で研究開発を実施するために、「国の研究開発に関する大綱的指針(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)に基づき、総務省で実施している「情報通信技術の研究開発の評価に関する会合」において研究開発評価(事前評価、採択評価、継続評価(中間評価)、終了評価及び追跡評価)を効率的かつ着実に実施しているかどうかを評価することが適切であると考えられる。そのため、引き続き測定指標として「適切なPDCAサイクルの下で研究開発を実施するために必要な研究開発評価を実施した割合」を指標として設定することとする。また、基準値及び目標値については、着実な実施を示す必要があることから実施率100%として設定する。</p> <p>・測定指標4 我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術の確立・普及を推進するためには、戦略的に標準化活動を推進し、支援強化を行うことにより、国際標準の策定に貢献することが必要である。このような現状を踏まえ、今後も引き続き、情報通信技術の標準化の推進状況を定量的に把握するため、標準化提案のための規格の策定支援を行い、標準化に寄与した提案件数を指標として設定することとする。年度ごとの目標については、国際標準化提案検討段階から策定に至るまでの期間を考慮し過去5年の実績の平均値を用いて算出することに見直す。</p>
次期目標等への反映の方向性		

	(令和5年度予算概算要求に向けた考え方)
	Ⅱ 予算の内容・事項の見直し・組替え
令和5年度予算概算要求への主な反映内容	・更なる情報通信技術の研究開発の推進に向けて、新規の研究開発の要求を行う。また、継続して実施する事業については要求額の精査に努めた。
税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—

学識経験を有する者の知見等の活用	<p><研究開発の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報通信技術の研究開発の評価に関する会合 本会合及びその下に設けられた評価検討会において、総務省で実施する課題指定型の個々の研究開発事業の目標達成状況等の評価を行っており、その結果を参考としている。 ○戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)におけるプログラムディレクター(PD)、プログラムオフィサー(PO)、評価委員会等競争的資金制度として、PDが事業全体を統括し、POが事業方針の検討等を行い、評価委員会において、当該事業により実施される個々の研究開発の提案内容の評価を実施している。また、評価委員会にて行われた評価が妥当であるかどうかをPD及びPOが判断し、採択課題を決定している。 ○日本医療研究開発推進機構(AMED)におけるプログラムスーパーバイザー(PS)、プログラムオフィサー(PO)、課題評価委員会 医療・介護・健康データ利活用基盤高度化事業においては、PS及びPOが各研究開発テーマの進捗管理等の事業運営を行い、外部有識者、PS及びPOにより構成される課題評価委員会において、評価を実施している。 <p><標準化の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報通信審議会 「Beyond 5Gに向けた情報通信技術戦略の在り方 -強靱で活力のある2030年代の社会を目指して-」(令和3年9月30日付け諮問第27号)に関する中間答申を踏まえ、知財・国際標準化戦略を推進している。
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT重点技術の研究開発プロジェクトに関するホームページ(https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictR-D/index.html) ・戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)に関するホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/scope/) ・統合イノベーション戦略2022(令和4年6月3日閣議決定)(https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/index.html) ・国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)(https://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyu/index.html)
-------------------------------	---

担当部局課室名	国際戦略局 技術政策課 他3課室(指標1、2、3及び4) 総合通信基盤局 電気通信システム課 他1課室(指標1及び3) 情報流通行政局 地域通信振興課デジタル経済推進室(指標3) サイバーセキュリティ統括官室(指標3)	作成責任者名	国際戦略局 技術政策課長 川野 真稔	政策評価実施時期	令和4年8月
---------	--	--------	--------------------------	----------	--------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	情報通信技術高度利用の推進			番号	⑩					
評価方式	総合・実績・事業		政策目標の達成度合い	相当程度進展あり		(千円)				
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額				
	会計	組織/勘定	項	事項		4年度 当初予算額		5年度 概算要求額		
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	総務本省	情報通信技術高度利用推進費	情報通信技術の利活用高度化に必要な経費	⑪	4,145,838		11,148,384		
	一般会計	総合通信局	情報通信技術高度利用等推進費	情報通信技術の利活用高度化に必要な経費		24,903		24,903		
	東日本大震災復興特別会計	復興庁	生活基盤行政復興政策費	情報通信技術の利活用高度化に必要な経費		47,575		49,842		
	小 計					一般会計	4,170,741		11,173,287	
						< > の内数	< > の内数			
					特別会計	47,575		49,842		
						< > の内数	< > の内数			
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属すると 整理できるもの						一般会計				
							< > の内数	< > の内数		
						特別会計				
							< > の内数	< > の内数		
合 計					一般会計	4,170,741		11,173,287		
						< > の内数	< > の内数			
					特別会計	47,575		49,842		
						< > の内数	< > の内数			

主要な政策に係る評価書(令和3年度実施政策)

(総務省R4-⑩)

政策 ^(※1) 名	政策10: 情報通信技術高度利用の推進			分野	情報通信(ICT政策)	
政策の概要	ICTによる生産性向上・国際競争力の強化、ICTによる地域の活性化、誰もが安心してICTを利用できる環境の整備、先進的社会システムの構築を図り、ICTの高度利用を推進することで、世界最高水準の情報通信技術利活用社会を実現する。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]: 全ての国民一人ひとりが「真の豊かさ」を実感できる世界最高水準の情報通信技術利活用社会を実現すること。 [中間アウトカム]: 我が国の経済再生や様々な社会課題(超高齢社会、地域経済の活性化、社会保障費の増大、大規模災害対策等)を解決するためには、あらゆる領域に活用される万能ツールであるICTの高度利用の推進が不可欠である。このような現状を踏まえ、これまで整備してきたICT利活用のための基盤も活用しながら、ICTによる新たな産業・市場を創出すること、社会課題の解決を推進すること及びICT利活用のための環境整備を実施する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	5,490	4,662	4,989	4,218
		補正予算(b)	3,611	10,064	5,132	0
		繰越し等(c)	416	△ 6,567	720	
		合計(a+b+c)	9,518	8,158	10,841	
執行額	8,702	7,135	9,647			

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関する内 閣の重要政策(施政 方針演説等のうち主 なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	成長戦略	令和元年6月21日 (令和2年7月17日改訂) (令和3年6月18日改訂)	成長戦略実行計画 成長戦略フォローアップ (別添)成長戦略フォローアップ 工程表
デジタル社会の実現に向けた重点計画	平成29年5月30日 (30年6月15日改訂) (令和元年6月14日改訂) (令和2年7月17日改訂) (令和3年6月18日改訂)	第1部 我が国が目指すデジタル社会と推進体制 第2部 デジタル社会の形成に向けた基本的な施策 第3部 施策集 参考資料 別表	

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主 要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)				
			令和元年度	令和2年度	令和3年度		
ICTによる 生産性向 上・国際 競争力の 強化、ICT による地 域の活 性化、誰 もが安心 してICTを 利用できる 環境の 整備、先 進的社 会シ ステ ム の 構 築 を 図 る こ と	1	国内生産額に占めるICT産業 の割合 <アウトカム指標>	全産業中最大規模 (平成27年版情報通信白書) 【令和元年度】	全産業中最大規模を維持	全産業中最大規模を維持	全産業中最大規模を維持 【令和3年度】	イ
			全産業中最大規模 97.5兆円/1,003.7兆円 9.7% (令和元年版情報通信白書)	全産業中最大規模を維持	全産業中最大規模 99.1兆円/1,013.5兆円 9.8% (令和2年版情報通信白書)	全産業中最大規模 108.4兆円/1,041.2兆円 10.4% (令和3年版情報通信白書)	

ICTによる 新たな産 業・市場 を創出す ること	日本の魅 力を紹介 する放送 コンテン ツを制 作、発信 等する取 組を支援	2	放送コンテンツの海外販売作 品数 ＜アウトカム指標＞	3,703本 【平成30年度】	「2025年度までに放送コンテンツの海外販売作品数を5,000本に増加させる」との目標の達成に向け、海外の効果的なメディア等において、日本の魅力を発信する事業を実施し、放送コンテンツ海外販売作品数の増加に寄与する。	「2025年度までに放送コンテンツの海外販売作品数を5,000本に増加させる」との目標の達成に向け、海外の効果的なメディア等において、日本の魅力を発信する事業を実施し、放送コンテンツ海外販売作品数の増加に寄与する。	「2025年度までに放送コンテンツの海外販売作品数を5,000本に増加させる」との目標の達成に向け、海外の効果的なメディア等において、日本の魅力を発信する事業を実施し、放送コンテンツ海外販売作品数の増加に寄与する。	5,000本 【令和7年度】	—	
				3,903本		3,539本	—			
	テレワー クの推進 等により、地方 創生や働き方改革 を実現の ため、周知・広報 等を実施	3	(1)テレワーク導入企業の割合 (常用雇用者100人以上の企業) (2)テレワーク制度等に基づく 雇用型テレワーカーの割合 ＜アウトカム指標＞	(1)11.5% 【平成24年度】 (2)7.7% 【平成28年度】 ※指標に該当するテレワーカーの割 合は、平成28年度より取得を開始	(1)テレワーク導入企業の割合：平成 30年度の値以上 (2)テレワーク制度等に基づく雇用型 テレワーカーの割合：平成30年度の 値以上	(1)テレワーク導入企業の割合：34.5 (%) (2)テレワーク制度等に基づく雇用型 テレワーカーの割合：15.4(%)			(1)平成24年度比で3倍 (2)平成28年度比で倍増 【令和2年度】	イ
障害や年 齢による デジタル・ デバイド を解消す るため、 情報バ リアリ ー環境を整 備	4	「デジタル・デバイス解消に向けた技術等研究開発支援」事業で3年以上前に終了した案件の事業化率 ＜アウトカム指標＞	平成26年度までの案件の事業化率： 33.3% (対象助成件数6件) 【平成30年度】	平成27年度までの案件の事業化率： 25%	平成28年度までの案件の事業化率： 25%	平成29年度までの案件の事業化率： 25%		平成29年度までの案件の事業化率： 25% 【令和3年度】	イ	
				55.5% (対象助成件数9件)	58.3% (対象助成件数12件)	58.3% (対象助成件数12件)				
ICTによる 社会課題 の解決	Lアラート により、 災害時に 必要とな る情報が 住民に迅 速かつ確 実に届く 環境を整 備	5	Lアラート高度化システムを整 備している都道府県の数 ＜アウトカム目標＞	0都道府県 【平成30年度】	令和2年度までに15都道府県				15都道府県 【令和2年度】	イ
				0都道府県	0都道府県	21都道府県				

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	測定指標の1、3、4及び5については目標を達成したこと、測定指標2については「政策の分析(達成・未達成に関する要因分析)」に記載のとおり目標年度までの目標達成が可能であると考えられることから、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p><施策目標>ICTIによる新たな産業・市場を創出すること</p> <p>・測定指標1については、2019年の情報通信業の名目国内生産額は108.4兆円（全産業に占める割合は10.4%）で、引き続き、我が国産業中で最大となっている。</p> <p>・測定指標2については、自然、文化、農産品・地場産品等の日本の魅力を伝える放送コンテンツを制作・海外発信等する取組を支援し、その海外販売作品数の増加を図ることにより、我が国の放送コンテンツ産業の新たな市場の獲得や、日本の地域産品・サービスの輸出拡大等、地域における新たな産業・市場の創出に寄与していると考えられる。目標年度が令和7年度であるため、現時点で達成・未達成の評価を行っていないが、以下の理由から目標達成は可能であると分析している。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 放送コンテンツの海外展開を測る指標としては、主に海外販売作品本数と海外輸出額の二つがある。 - このうち本施策の測定指標である「海外販売作品本数」については、近年の動画配信サービス市場の伸張等に伴い、多数の過去作品を一括で契約する等、新たな取引形態が拡大していることから、年度によって大きな増減が発生する状況になっており、本指標をもって施策の進展を適正に判断するためには、前年度との単純な比較ではなく、長期のスパンで観測してトレンドを評価する必要が出てきている。 - 一方、もう一つの指標である「海外輸出額」は、日本の放送コンテンツの海外における市場価値を端的に示す指標であり、また、上述の新たな取引形態の拡大による数値の増減も少ないと考えられるため、測定時点での施策の進展の度合いや日本のコンテンツの実力を明瞭に確認することができるものとなっている。 - 「海外輸出額」は、前年度から大きく伸びており（前年度比約9%増）、日本の魅力を紹介する放送コンテンツの制作や発信等は着実に進んでいることから、2025年度までに目標を達成できると考えられる。 <p>・測定指標3については、テレワークマネージャー相談事業やテレワーク・サポートネットワークによるテレワーク導入支援やテレワーク先駆者百選やテレワーク・デイズなどの普及啓発事業を実施したこと、新型コロナウイルス感染防止対策としてテレワークへの注目が集まったこともあり、2020年度のテレワーク導入企業の割合が47.5%、テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合が19.7%と伸長し、目標を達成している。こうしたテレワークの推進によりテレワーク実施企業が増加した結果、遠隔での業務を円滑に行えるためのweb会議システム等やDXの推進に寄与し、テレワーク関連業務アプリケーション市場が増加した。また、テレワークが進むことで、結婚による転居や出産を契機とした離職の防止等にも寄与したと考えられる。</p> <p>・測定指標4については、平成29年度までの助成件数12件中、7件が事業化に至っており、目標を達成している。事業化した事例として、駅構内に設置したQRコードからの情報とメガネ型ウェアラブルデバイスから得た情報をスマートフォンで統合し、クラウドサービスを利用しながら、道案内、駅構内情報、危険回避、さらには広告の提示などを実現するシステムがある。本システムを始めとして、「デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発支援」事業によって、情報バリアフリー環境の整備及び市場創出に寄与したと考えられる。</p> <p><施策目標>ICTIによる社会課題の解決</p> <p>・測定指標5について、Lアラートは平成31年4月に全都道府県で運用を開始しており、更なる活用推進に向け、Lアラートの高度化のためLアラート地図化の標準仕様等を策定、地方公共団体職員等の利用者を対象とした研修やセミナーを通じ、普及啓発を図ってきた。こうした取組等を進めた結果、令和2年度時点でLアラート高度化システムを整備している都道府県の数は目標値(15都道府県)を上回る21都道府県となった。なお、令和3年度には同都道府県の数は44都道府県となっており、災害時における情報伝達の緊急性が高い地域を中心として、おおよその整備が完了している。これにより、災害時におけるより迅速かつ効率的な情報伝達が可能となり、地域防災等のICTIによる社会課題の解決に寄与、目標を達成したと考えられる。</p>	
	評価結果	<p>・測定指標1については、引き続き同指標を設定し、効率的・効果的な業務運営を行うこととする。</p> <p>・測定指標2は、動画配信サービスの伸長等によりコンテンツを取り巻く環境が大きく変化していることから、情報通信審議会の答申(令和4年6月)を踏まえ、コンテンツを通じた他の産業・サービス分野への文化的影響力や経済的波及効果を含め、放送コンテンツの市場規模の拡大、地域産品・サービスの輸出拡大等への寄与を総合的に評価する指標として、コンテンツの影響力や発信力を表す市場での取引価格が反映される「海外売上高」を次期目標として設定する。</p> <p>・測定指標3については、目標は達成したものの一過性のものにならないために引き続き計測が必要と思われるため、令和3年時点調査の通信利用動向調査(令和4年5月)の結果を踏まえて必要な見直しを行い、導入企業の割合及びテレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合を指標として設定する。また、テレワークを推進するためには基盤となる関連サービスの普及及び市場の形成が必要で、相当の関連性があったため、令和3年度まではこれらの関連サービスの市場創出を紐づく施策目標としてきたが、令和4年度の事前分析表からは、女性や介護者等の多様な個人々が、それぞれの事情に応じて柔軟な働き方を選択できる社会を実現するという社会課題の解決手段として位置付けることとし、これに紐づく施策目標を「ICTIによる社会課題の解決を推進すること」に変更する。</p> <p>・測定指標4については、引き続き同指標を設定し、情報バリアフリー環境を整備に向けて、「デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発支援」を実施していく必要がある。</p> <p>・測定指標5については、政府目標達成によりLアラート高度化システム整備の推進に係る役割を終えたため、指標から削除する。</p>
次期目標等への反映の方向性	(令和5年度予算概算要求に向けた考え方)	
	I 予算の拡大・拡充	
	令和5年度予算概算要求への主な反映内容	<p>放送コンテンツの海外展開及びそれを通じた情報発信の強化により海外の需要を積極的に取り込み、新たな市場の獲得や地域における新たな産業・市場の創出を促進するため、我が国の放送コンテンツがグローバルに通用するものとなるよう、動画配信サービスの伸長等の環境の変化を踏まえ、情報発信基盤の整備、人材育成等を推進する。</p> <p>テレワーク導入率の維持向上に向け、既存の支援事業や周知啓発を継続していくほか、新技術を活用したコミュニケーション課題解決による導入済企業の定着、テレワークによる地方課題の解決モデル創出による、地方部におけるテレワークの更なる普及を目指す。</p> <p>デジタル活用支援推進事業については、デジタル活用不安のある高齢者等の解消に向けて、全国の携帯ショップ等で、オンラインによる行政手続等のスマートフォンの利用方法などデジタル活用に関する助言・相談等の対応支援を行う「講習会」を実施することに加えて、携帯ショップがない市町村を念頭に、講師派遣の実施を拡充するため、予算の増額要求を行う。</p>
税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—	

学識経験を有する者の知見等の活用	令和4年4月から7月にかけて、「総務省の政策評価に関する有識者会議」と「総務省行政事業レビュー外部有識者会合」の合同会合等において、測定指標の次期目標等への反映の方向性欄や政策分析欄の記載内容などについて、有識者より御意見をいただき、当該意見を踏まえた評価書への反映と次期目標等の設定を行った。
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年版情報通信白書 (https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/r03.html) 令和2年通信利用動向調査 (https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05.html) 一般財団法人マルチメディア振興センター運営諮問会議資料 (https://www.fmmc.or.jp/commons/publish/committee.html)
-------------------------------	--

担当部局課室名	情報流通行政局 情報通信政策課等	作成責任者名	情報流通行政局 情報通信政策課 課長 山路 栄作	政策評価実施時期	令和4年8月
---------	------------------	--------	--------------------------------	----------	--------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」: 目標達成、「ロ」: 目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」: 目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「-」: 目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	放送分野における利用環境の整備			番号	⑪					
評価方式	総合・実績・事業	政策目標の達成度合い		モニタリング実施(評価は未実施)		(千円)				
	予算科目				他に記載のある個別票の番号	予算額				
	会計	組織/勘定	項	事項		4年度 当初予算額		5年度 概算要求額		
政策評価の対象となっているもの	一般会計	総務本省	情報通信技術高度利活用推進費	情報通信技術の利活用高度化に必要な経費	⑩	-		269,921		
	一般会計	総務本省	情報通信技術利用環境整備費	情報通信技術の利用環境整備に必要な経費	⑫	5,003,202		5,844,178		
	一般会計	総合通信局	情報通信技術高度利活用等推進費	情報通信技術の利用環境整備に必要な経費	⑫	12,230		12,230		
	小計				一般会計	5,015,432		6,126,329		
						< >の内数	< >の内数	< >の内数	< >の内数	
					特別会計	< >の内数	< >の内数	< >の内数	< >の内数	
政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの										
	小計				一般会計	< >の内数	< >の内数	< >の内数	< >の内数	
						< >の内数	< >の内数	< >の内数	< >の内数	
					特別会計	< >の内数	< >の内数	< >の内数	< >の内数	
合計					一般会計	5,015,432		6,126,329		
						< >の内数	< >の内数	< >の内数	< >の内数	
					特別会計	< >の内数	< >の内数	< >の内数	< >の内数	

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-①)

政策 ^(※1) 名	政策11:放送分野における利用環境の整備		担当部局課室名	情報流通行政局 総務課 他5課室	作成責任者名	情報流通行政局 総務課長 林 弘郷	
政策の概要	メディアの多様化や、放送サービスの高度化等を踏まえ、多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送政策に資する放送制度の在り方について検討・実施する。				分野【政策体系上の位置付け】	情報通信(ICT政策)	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:技術革新やそれに伴う環境変化が急速である放送分野において国民生活の利便性等の向上を図るとともに、我が国の対外情報発信力を強化する。 [中間アウトカム]:放送制度の必要な見直しを検討・実施するとともに、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることにより、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させ、日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させるため、国として必要な国際放送の実施を日本放送協会(NHK)へ要請する。				政策評価実施予定時期	令和6年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値) 年度ごとの実績(値) ^(※2)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
施策手段		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
放送が基幹メディアとしての公共的役割を適切に果たしつつ国民視聴者の多様なニーズに応えるために必要な制度整備・運用等による環境整備	放送制度の在り方等の検討、必要な制度整備・運用等による環境整備	① 施策目標を達成するための放送制度の在り方等についての検討・実施 <アウトプット指標>	社会経済状況等の変化を踏まえ、放送が基幹メディアとしての公共的役割を適切に果たしつつ国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施	社会経済状況等の変化を踏まえ、放送が基幹メディアとしての公共的役割を適切に果たしつつ国民視聴者の多様なニーズに応えるため、外資規制の在り方に関する検討会において策定された「情報通信分野における外資規制の在り方に関する取りまとめ」等を踏まえ、外資規制の見直し、NHK受信料の適正かつ公平な負担を図るための制度を整備する等の「電波法及び放送法の一部を改正する法律案」を国会へ提出(令和4年2月)	社会経済状況等の変化を踏まえ、放送が基幹メディアとしての公共的役割を適切に果たしつつ国民視聴者の多様なニーズに応えるため、外資規制の実効性確保のためのガバナンス強化等、必要な制度整備及び組織体制の強化を実施	社会経済状況等の変化を踏まえ、放送が基幹メディアとしての公共的役割を適切に果たしつつ国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施	放送分野は技術革新やそれを踏まえた環境変化が急速であるとともに、国民のニーズも多様化しているところ、これらに適時適切に対応していくことが求められている。このような現状を踏まえ、放送制度の在り方等の検討、必要な制度整備・運用等を実施することは、国民生活の利便性の向上等に寄与することから、指標として設定 なお、基準値及び基準年度については、放送法の一部を改正する法律の附則第9条「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新法第九十三条第一項の認定に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」の規定に基づき設定 【参考】 調査結果を活用した法令等の見直し等の件数 令和3年度:4件 令和2年度:6件 令和元年度:16件 平成30年度:5件 平成29年度:7件 平成28年度:8件 平成27年度:4件

<p>総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては地方公共団体等が行う送信点調査や運用訓練等に活用し、災害時には地方公共団体等に対して貸し出すことにより、災害時における臨時災害放送局等の迅速な開設を図るとともに、運用体制を整備する。</p>	<p>臨時災害放送局等の開設の円滑化のため、送信点調査や運用訓練等、運用研修・訓練を実施するとともに、テレビ放送を途絶させないために、運用体制の整備を図るための可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練を行う。</p>	<p>2</p> <p>臨時災害放送局等の開設の円滑化を図るための送信点調査や運用訓練等、運用研修・訓練の実施回数 〈アウトプット指標〉</p>	<p>大規模災害の発生時に地方公共団体等が迅速に臨時災害放送局(※)を開設できるよう、平時から送信点調査や運用訓練等を実施するとともに、テレビの中継局や共聴施設が被災した場合に備えて、可搬型予備送信設備等を配備し、総合通信局等において可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練の実施についての検討</p> <p>※ 暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的に地方公共団体を免許人として臨時に開設される超短波(FM)放送局。東日本大震災に際しては、28の市町において開設された。</p>	<p>平成29年度</p>	<p>機器設備の総合通信局等(11局)において、少なくとも各年度2回の送信点調査や運用訓練等を実施。また、テレビの中継局や共聴施設が被災した場合に備えて可搬型予備送信設備等を配備し、総合通信局等において可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練を実施</p>	<p>令和5年度</p>	<p>送信点調査、運用訓練等及び運用研修・訓練の実施回数 26回以上 (臨災局:11局×2回) (可搬型:4局×1回)</p>	<p>送信点調査、運用訓練等及び運用研修・訓練の実施回数 26回以上 (臨災局:11局×2回) (可搬型:4局×1回)</p>	<p>送信点調査、運用訓練等及び運用研修・訓練の実施回数 26回以上 (臨災局:11局×2回) (可搬型:4局×1回)</p>	<p>東日本大震災に際しては、被害情報、避難情報等の提供手段として各地方公共団体が臨時災害放送局を開設し、被災者の生活安定等に大きく寄与したが、開設までに時間を要する地方公共団体もあつたところ。そうした現状にあることを踏まえ、地方公共団体等が大規模災害時に避難情報等一刻を争う情報などの迅速な提供を行うためには、平時において事態を想定した訓練や効率的な運用を可能とする送信設備の設置場所等の選定が重要であることから、送信点調査及び運用訓練等の実施回数について指標として設定</p> <p>また、熊本地震では、地上テレビ放送の中継局が被災した際、復旧までに時間を要したことから、本格復旧までの応急措置として、国が可搬型予備送信設備等を地方公共団体等に使用させることを可能とする体制を平成30年度から整備し、大規模災害時においてテレビの中継局や共聴施設が被災した場合に備えた運用研修・訓練の実施も目標値に追加した。</p> <p>【参考】臨時災害放送局の円滑な開設に向けた地方公共団体(※)における準備状況(機器の独自購入、開設マニュアルの作成、関係事業者との取決めの締結等)</p> <p>令和2年度:15.6%(11総合通信局等) 令和元年度:15.1%(11総合通信局等) 平成30年度:14.6%(6総合通信局) 平成29年度:14.6%(6総合通信局) 平成28年度:11.7%(4総合通信局) 平成27年度:9.5%(九州を除く3総合通信局) 平成26年度:6.1%(4総合通信局)</p> <p>(※)平成28年度までは、機器を配備した北海道、信越、四国及び九州の4総合通信局管内の地方公共団体。平成29年度からは、上記に加え、北陸及び中国の2総合通信局管内の地方公共団体も含めた6総合通信局管内の地方公共団体。なお、令和元年度は、当該機器が未配備である5総合通信局等(東北、関東、東海、近畿及び沖縄)に配備したことから、11総合通信局等の地方公共団体が該当</p>
<p>我が国の対外情報発信力を強化するため、テレビ国際放送の充実を図ること</p>	<p>放送法第65条第1項の規定に基づきNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、同法第67条第1項の規定により実施に必要な費用を要請放送交付金として交付</p>	<p>3</p> <p>放送法第65条第1項の規定に基づきNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、同法第67条第1項の規定により実施に必要な費用を要請放送交付金として交付 【平成29年度】</p>	<p>放送法第65条第1項の規定に基づきNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、同法第67条第1項の規定により実施に必要な費用を要請放送交付金として交付</p>	<p>令和2年度</p>	<p>引き続きNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請</p>	<p>令和5年度</p>	<p>NHKに対しテレビ国際放送の実施を要請</p>			<p>海外視聴者を増やして外国人向けテレビ国際放送の充実を図るためには、NHKに対しテレビ国際放送の実施を要請することが重要であることから、指標として設定</p> <p>【参考】NHKにおける各年度の受信環境整備状況 令和2年度:約3.2億世帯</p>
<p>放送を通じ、災害時等において確実かつ安定的な情報伝達の確保等に寄与すること</p>	<p>ケーブルテレビネットワークの光化</p>	<p>4</p> <p>ケーブルテレビの光化率 〈アウトプット指標〉</p>	<p>28.7%</p>	<p>令和2年度</p>	<p>50%程度</p>	<p>7年度末を を目途</p>	<p>7年度末を を目途に光化率50%程度の達成を目指す。</p>			<p>放送を通じ、災害時等において確実かつ安定的な情報伝達の確保等を するに当たり、耐災害性強化に資する光化の推進が重要であることから、 ケーブルテレビネットワークの光化率(ケーブルテレビ加入世帯のうち、 FTTH方式の加入世帯数割合)を指標として設定</p> <p>ケーブルテレビネットワークの光化率50%程度という目標は、甚大な被害 をもたらす自然災害が近年相次ぎ、光化の必要性・重要性が高まっている ことを踏まえ、省内において検討し、策定した目標値である。</p> <p>【事業スキーム】 災害時に、放送により確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、条 件不利地域等に該当する地域におけるケーブルテレビネットワークの光化 に要する費用の一部を補助する。</p> <p>〈事業主体〉市町村、市町村の連携主体又は第三セクター ※ これらの者の所有するケーブルテレビネットワークの譲渡を受ける等 により、ケーブルテレビの業務の提供についてこれらの者が担ってきた役 割を継続して果たす者(承継事業者)を含む。</p> <p>〈補助率〉市町村及び市町村の連携主体(承継事業者):1/2 第三セクター(承継事業者):1/3</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等	令和4年度行政事業 レビュー事業番号	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度				
(1)	放送ネットワーク整備支援事業(平成26年度)	※5			-	※5	0099	
(2)	放送政策に関する調査研究(平成19年度)	※5			1	※5	0100	
(3)	国際放送の実施(昭和26年度)	※5			3	※5	0101	
(4)	地域ICT強靱化事業(平成26年度)	※5			2	※5	0102	
(5)	「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業(平成30年度)	※5			4	※5	0103	
(6)	放送コンテンツ製作取引における相談・紛争解決促進事業(令和元年度)	※5			1	※5	0104	
(7)	ケーブルテレビネットワーク光化による耐災害性強化事業(令和元年度)	※5			-	※5	0105	
(8)	BS右旋帯域の再編等に係る経費(令和2年度)	※5			-	※5	0106	
(9)	ケーブルテレビネットワークの構築におけるローカル5G活用技術に関する調査研究(令和3年度)	※5			-	※5	0107	
(10)	地上放送のインフラの存り方に関する調査研究(令和3年度)	※5			-	※5	0108	
(11)	放送法(昭和25年)	-	-	-	1	<p>放送法第1条において、次のとおり規定されている。</p> <p>放送法(抜粋) (目的) 第一条 この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。 <p>当該法律に基づき、国民生活の利便性等の向上を図ることを目的に、放送制度の必要な見直しを検討・実施</p>		
政策の予算額・執行額(※3)		7,537百万円 (6,959百万円)	6,638百万円 (5,873百万円)	5,015百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						-	-	-

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。

※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyou4.html)を参照

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	情報通信技術利用環境の整備			番号	⑫				
評価方式	総合・実績・事業	政策目標の達成度合い		モニタリング実施(評価は未実施)		(千円)			
	予算科目				他に記載のある個別票の番号	予算額			
	会計	組織/勘定	項	事項		4年度 当初予算額		5年度 概算要求額	
政策評価の対象となっているもの	一般会計	総務本省	情報通信技術利用環境整備費	情報通信技術の利用環境整備に必要な経費	⑪	856,214		899,439	
	一般会計	総合通信局	情報通信技術高度利活用等推進費	情報通信技術の利用環境整備に必要な経費	⑪	8,417		8,417	
	東日本大震災復興特別会計	復興庁	生活基盤行政復興政策費	情報通信技術の利用環境整備に必要な経費		83,127		52,185	
	小 計				一般会計	864,631		907,856	
						< > の内数	< > の内数		
					特別会計	83,127		52,185	
						< > の内数	< > の内数		
政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの					一般会計				
						< > の内数	< > の内数		
					特別会計				
						< > の内数	< > の内数		
合 計					一般会計	864,631		907,856	
						< > の内数	< > の内数		
					特別会計	83,127		52,185	
						< > の内数	< > の内数		

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-12)

政策 ^(※1) 名	政策12: 情報通信技術利用環境の整備			担当部局課室名	総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 他6課室 電波部 電波政策課 他4課室	作成責任者名	総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課長 飯村 博之 電波部電波政策課長 荻原 直彦
政策の概要	電気通信事業分野における公正競争の促進、電波利用環境の維持・改善により利用者利便の向上を図るとともに、電気通信サービスの安心・安全な利用環境の確保を実現することにより、世界最高水準の情報通信技術(ICT)インフラ環境の更なる普及・発展を実現する。					分野【政策体系上の位置付け】	情報通信(ICT政策)
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]: 世界最高水準のICTインフラ環境の更なる普及・発展 [中間アウトカム]: 電気通信事業分野の一層の競争促進を図る取組を実施することにより、料金低廉化・サービス多様化や、利用者利便の向上を実現するとともに、電波利用環境の維持・改善による無線システムの高度化や新規導入のニーズへの対応、利用者からの苦情・相談への対応、情報通信ネットワークの安全・信頼性の向上等により電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現する。					政策評価実施予定時期	令和6年8月
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	年度ごとの目標(値)				測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
			年度ごとの実績(値)(※2)				
施策手段		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
							<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信市場検証会議において、年次レポートを公表し電気通信事業の制度・運用の改善を図る。 電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討
							<ul style="list-style-type: none"> 電気通信市場に関する動向の分析・検証を充実させ、電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化等を図るに当たり、「電気通信市場検証会議」を開催し、令和3年8月、「電気通信事業分野における市場検証(令和2年度)年次レポート」を策定・公表 移動系通信分野における競争の進展、固定系通信市場と移動系通信市場との関係の変化、グローバル競争の激化その他の市場環境の変化等を踏まえ、電気通信市場における公正競争の確保等の観点から検討を行うため、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」を開催し、令和3年10月、「公正競争確保の在り方に関する検討会議 報告書」を取りまとめ
							<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業分野における市場検証を毎年度実施し「電気通信事業分野における市場検証年次レポート」を公表

<p>電気通信事業分野の競争促進による利用者利便の向上</p>	<p>電気通信事業分野の公正な競争環境の整備</p>	<p>① 公正な競争促進に向けた取組の実施 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>・電気通信事業の公正な競争を促進するため、以下の取組を実施 ・接続ルール改善等のため、制度整備を実施 ・利用者利益の向上のための検討を行い、通信料金の適正化やサービス改善に向けた課題を抽出 ・帯域制御等及びゼロレーティングサービスについて、各ガイドラインを踏まえた対応状況等に関するモニタリングを実施 ・固定ブロードバンドサービスの品質測定手法の確立に向けた検討を実施【令和2年度】</p>	<p>令和2年度</p> <p>・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信事業の制度・運用の改善を促進 ・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等の検討を促進【令和5年度】</p>	<p>令和5年度</p> <p>・情報通信審議会において、IP網への移行後における音声接続料の在り方、IP網への移行過程における加入電話の音声接続料の在り方及びIP網への移行を踏まえた接続制度の在り方について検討を実施。令和3年9月の最終答申を受けて、音声接続料について、IP網への移行過程における加入電話の接続料に関する規定等の整備のため、第一種指定電気通信設備接続料規則等を改正(令和4年4月1日施行(一部の規定は、公布の日(令和4年3月1日)から施行))。また、接続制度については、「電気通信事業法の一部を改正する法律案」を第208回通常国会に提出(令和4年6月成立) ・固定電話網に係るコストに関する情報収集等のため、最新の設備・通信技術等について調査研究を行い、その成果を踏まえ、第一種指定電気通信設備接続料規則に基づき、NTT東日本・西日本に対して、令和4年度の接続料算定に必要なLRICモデルを通知 ・電気通信事業の公正な競争促進のため、「接続料の算定等に関する研究会」において検討を行い、令和3年9月に第五次報告書を取りまとめ、同報告書を踏まえ、電気通信事業法施行規則等を改正(令和3年12月24日施行及び令和4年1月1日施行) ・令和元年10月に施行した改正電気通信事業法の効果を分析・検証することを目的に「競争ルールの検証に関するWG」を令和2年4月から開催し、本事業で行っている調査研究の成果のデータも分析に活用しつつ、同年10月に「競争ルールの検証に関する報告書2021」を、令和3年9月に「競争ルールの検証に関する報告書2021」を取りまとめた。また、同報告書の内容も踏まえて、各種ガイドライン等の見直し、改正を行った。 ・卸協議の適正性の確保に係る制度整備について、令和4年2月に「接続料の算定等に関する研究会」において行った取りまとめ・IP網への移行を踏まえた接続制度の在り方についての最終答申(情報通信審議会、令和3年9月)を踏まえた「電気通信事業法の一部を改正する法律案」を第208回通常国会に提出(令和4年6月成立)</p>		<p>電気通信事業分野は技術革新のスピードが速く、急速な市場の変化に柔軟かつ迅速に対応することが求められている現状を踏まえ、公正競争促進のため、電気通信市場の競争機能の有効性や競争の阻害要因等についての検証及びサービスに対する利用者の利便性の状況についての検証を行い、電気通信市場や利用者への影響の観点から重要となる課題を抽出し、競争環境の変化に応じた制度改正等につなげることが重要であることから、公正な競争促進に向けた取組の実施を指標として設定</p> <p>【参考(調査結果を活用した法令等の見直し等の件数)】 令和3年度:5件 令和2年度:16件 令和元年度:10件</p>
---------------------------------	----------------------------	--	--	---	--	--	--

<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の着実な執行</p>	<p>2</p>	<p>特定電子メール法に基づく迷惑メール対策への取組の進捗 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づいて迷惑メールについて、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施</p>	<p>令和2年度</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づいて迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施</p>	<p>令和5年度</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づいて迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づいて迷惑メールについての収集・分析及び同法に基づく事業者への指導等を行うことは、電子メールの送受信上の支障を防止し、電気通信サービスである電子メールを安心・安全に利用できる環境の実現に資するため、指標として設定</p> <p>【参考】 （令和3年度値） 行政指導（警告メール） 約6,400通、報告徴収 0件 （令和2年度値） 行政指導（警告メール） 約7,000通、報告徴収 1件 （令和元年度値） 行政指導（警告メール） 約6,000通、報告徴収 0件 （平成30年度値） 行政指導（警告メール） 約5,700通、報告徴収 4件</p>
<p>電気通信サービスの利用者の苦情・相談対応及びその内容の分析等を踏まえた電気通信サービスを安心・安全に利用する環境の整備</p>	<p>③</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談対応、相談内容等からの課題の抽出・分析、消費者利益確保のための政策の見直し・検討等の取組の進捗 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、課題抽出のため、電気通信サービスの契約現場への覆面調査等を実施し、事業者における利用者への説明義務の執行状況を確認。その調査結果等を踏まえ、説明が不十分とされた事項について、必要な改善指導やガイドライン改定の制度整備を行うとともに、事業者の改善状況のフォローを実施</p>	<p>令和2年度</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施</p>	<p>令和5年度</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施</p> <p>・「電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容を抽出・分析した結果等について、「消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」で報告を行い、「評価・総括」を取りまとめた。本取りまとめ等を踏まえて、対象事業者等へ各種調査結果に関する改善指導を実施</p> <p>・「消費者保護ルールの在り方に関する検討会」を開催し、モニタリングの結果等を踏まえた制度の見直し等について検討し、令和3年9月に「消費者保護ルールの在り方に関する検討会報告書2021」を取りまとめた。</p> <p>・同報告書を踏まえ、令和4年2月に電気通信事業法施行規則等を公布し、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の改正を実施</p> <p>・さらに、個別の事業者との間では円滑に解決に至らない消費者トラブルを効果的に解決し得る体制の在り方について検討を行うため令和3年10月に「苦情相談処理体制の在り方に関するタスクフォース」を設置</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>電気通信サービスに係る苦情・相談件数が増加、高止まりの現状にあることを踏まえると、電気通信サービス利用者の苦情・相談対応、相談内容等からの課題の抽出・分析、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し・検討等の取組は、電気通信サービスの利用者が安心・安全に利用する環境の実現に重要であると考えられるため、指標として設定</p> <p>【参考（各年度の相談受付件数）】 令和2年度：15,833件 令和元年度：15,971件 平成30年度：10,466件 平成29年度：8,848件 平成28年度：9,093件 平成27年度：10,125件 平成26年度：6,952件 平成25年度：7,012件 平成24年度：6,811件 平成23年度：7,873件</p>

電気通信サービスの安心・安全な利用環境の実現

情報通信ネットワークの安全・信頼性基準等の見直し	④ 電気通信ネットワークの安全・信頼性向上のための制度見直し等の実施 ＜アウトプット指標＞	100% (1/1)	令和2年度	100% (安全・信頼性基準への反映件数／これまで認識していない新たな原因等の件数)	令和5年度	電気通信事故の分析・評価を電気通信事故検証会議等において実施し、分析等の結果、これまでに認識していない新たな原因が判明した場合は安全・信頼性基準への反映を実施(100%)	100% (0/0)	-	-	<p>電気通信事故が大規模化・長時間化・多様化が進んでいる現状にあることを踏まえて、事業者の自主的な取組による対策を基本としつつ、その取組を適切に確保する制度的枠組みを整備することは、電気通信ネットワークの安全・信頼性向上に資するため、指標として設定</p> <p>【参考】 (令和3年度) 重大事故: 7件 電気通信事故検証会議開催件数: 6回 (令和2年度) 重大事故: 4件 電気通信事故検証会議開催回数: 6回 (令和元年度) 重大事故: 3件 電気通信事故検証会議開催回数: 5回 (平成30年度) 重大事故: 4件 電気通信事故検証会議開催回数: 6回 (平成29年度) 重大事故: 4件 電気通信事故検証会議開催回数: 6回</p> <p>(注) 重大事故とは、以下の要件に該当する事故をいう。 ・電気通信役務の提供を停止又は品質を低下させた事故で、次の基準に該当するもの 一 緊急通報を取り扱う音声伝送役務: 継続時間1時間以上かつ影響利用者数3万以上のもの 二 緊急通報を取り扱わない音声伝送役務: 継続時間2時間以上かつ影響利用者数3万以上のもの又は継続時間1時間以上かつ影響利用者数10万以上のもの 三 電気通信事業報告規則第一条第二項第十七号に規定するLPWAサービス: 継続時間12時間以上かつ影響利用者数3万以上のもの又は継続時間2時間以上かつ影響利用者数100万以上のもの 四 利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けないインターネット関連サービス(一から三までに掲げる電気通信役務を除く): 継続時間24時間以上かつ影響利用者数10万以上のもの又は継続時間12時間以上かつ影響利用者数100万以上のもの 五 一から四までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務: 継続時間2時間以上かつ影響利用者数3万以上のもの又は継続時間1時間以上かつ影響利用者数100万以上・衛星、海底ケーブルその他これに準ずる重要な電気通信設備の故障の場合は、その設備を利用する全ての通信の疎通が2時間以上不能であるもの</p>

電気通信機器の技術基準適合性の確保	5	前年度の市場調査の結果、技術基準への不適合が明らかとなった端末機器の台数のうち、同調査を行った年度の翌年度までに是正対応をした端末機器の台数の比率 ＜アウトカム指標＞	100% (8/8)	令和2年度	100%	令和5年度	100%	100%	100%	市場に流通する端末機器の中には、技術基準に適合しない機器が確認されており、当該機器による利用者への不測の被害が危惧されている。そのため、電気通信機器の技術基準への適合性を確保することに資するものとして、前年度の市場調査の結果、技術基準への不適合が明らかとなった端末機器の台数のうち、同調査を行った年度の翌年度までに是正対応をした端末機器の台数の比率及び関係者間で情報交換するMRA国際研修会（我が国で開催される通信機器等の相互承認協定に関する研修会）の参加者数を指標として設定。MRA国際研修会については、過年度実績を基に目標値を設定
							100% (5/5)	-	-	
	6	MRA国際研修会の参加者数 ＜アウトプット指標＞ ※MRA(Mutual Recognition Agreement)：相手国向けの機器の認証(機器が技術上の要件を満たしていることの検査・確認)を自国で実施することを可能とする二国間の協定	310人	令和2年度	300人以上	令和5年度	300人以上	300人以上	300人以上	【参考(過年度実績)】 (令和2年度値) ・市場調査機器台数:41台(うち不適合5台) ・MRA国際研修会参加者数:310人 (令和元年度値) ・市場調査機器台数:40台(うち不適合8台) ・MRA国際研修会参加者数:新型コロナウイルス感染症対策の基本方針(令和2年2月25日)の趣旨を踏まえ、令和元年度のMRA国際研修会は中止 (平成30年度値) ・市場調査機器台数:40台(うち不適合2台) ・MRA国際研修会参加者数:228人 (平成29年度値) ・市場調査機器台数:40台(うち不適合1台) ・MRA国際研修会参加者数:240人 (平成28年度値) ・市場調査機器台数:39台(うち不適合8台) ・MRA国際研修会参加者数:243人
							372人	-	-	
地域データセンターの整備推進	7	地域データセンターの整備について事業者への周知・啓発活動の年間の実施回数 ＜アウトプット指標＞	4件	令和2年度	4件	令和3年度	年4件			地域データセンターの整備促進のため、地域データセンター整備促進税制及び地域データセンター整備助成の施策を推進している。助成事業については、令和2年10月～12月に最終公募を行ったところであるが、税制については令和3年度末まで応募を受け付けており、より多くの地域データセンター事業者が税制を利用してもらえるよう施策の周知を引き続き行っていく必要がある。
							0件			
	8	地域データセンター整備促進税制利用事業者数 ＜アウトカム指標＞	0件	令和2年度	1件	令和3年度	1件			測定指標7がアウトプット指標であることから「地域データセンター整備促進税制利用事業者数」をアウトカム指標として追加で設定。令和2年度実績が0件であることから税制の利用を目標として令和3年度は1件を設定 【参考】 令和2年度 0件 令和元年度 1件 平成30年度 0件
							0件			
無線システムの高度化や新規導入のニーズに適切に対応した情報通信基盤の利用環境の維持・改善	⑨	新たな電波利用システムの実現に必要な技術基準等の策定 ＜アウトプット指標＞	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施	令和2年度	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施	令和5年度	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施			ICTの進展等に伴う通信速度の高速化や高機能化等の電波利用ニーズに応えるため、新たな電波利用システムの実用化を図ることは、情報通信基盤の利用環境の維持・改善に寄与することから、実用化に必要な制度整備の実施を指標として設定
							2.3GHz帯における移動通信システムの導入のための制度整備など8件	-	-	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等	令和4年度行政事業 レビュー事業番号
		令和2年度	令和3年度	令和4年度			
(1)	電気通信事業分野における事業環境の整備のための調査研究(昭和62年度)	※5			1	※5	0109
(2)	電気通信事業分野における消費者利益確保のための事務経費(平成6年度)	※5			2,3	※5	0110
(3)	電気通信事業分野における安全・信頼性確保のための事務経費(平成12年度)	※5			4,5,6	※5	0111
(4)	電気通信消費者権利の保障等推進経費(地方)(平成22年度)	※5			2,3	※5	0112
(5)	インターネット上の権利保護対策に係る検討経費(令和2年度)	※5			2	※5	0113
(6)	販売代理店届出制度の電子受付対応に係るシステム整備(令和2年度)	※5			2	※5	0114
(7)	データセンター、海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業(令和3年度)	※5			-	※5	0115
(8)	電気通信事故に関する原因究明機能等の強化事業(令和4年度)	※5			4	※5	新22-0005
(9)	情報通信基盤災害復旧事業費補助金(平成24年度)(復興庁からの移替え)	※6			-	※6	2022-復興庁 -21-0018
(10)	電気通信事業法(昭和59年)	-	-	-	1,3,4,6	電気通信事業の公共性に鑑み、その運営を適正かつ合理的なものとするともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もって電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進する。	
(11)	有線電気通信法(昭和28年)	-	-	-	4	有線電気通信設備の設置及び使用を規律し、有線電気通信に関する秩序を確立することによって、公共の福祉の増進に寄与する。	
(12)	日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年)	-	-	-	1	1 日本電信電話株式会社は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする株式会社とする。 2 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は、地域電気通信事業を営営することを目的とする株式会社とする。	
(13)	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年)	-	-	-	2	一時に多数の者に対してされる特定電子メールの送信等による電子メールの送受信上の支障を防止する必要性が生じていることに鑑み、特定電子メールの送信の適正化のための措置等を定めることにより、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与する。	
(14)	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成17年)	-	-	-	3	携帯音声通信事業者による携帯音声通信役務の提供を内容とする契約の締結時等における本人確認に関する措置、通話可能端末設備等の譲渡等に関する措置等を定めることにより、携帯音声通信事業者による契約者の管理体制の整備の促進及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止を図る。	
(15)	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成13年)	-	-	-	5,6	相互承認協定の適確な実施を確保するため、国外適合性評価事業の実施に必要な事項を定めるほか、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)、電波法(昭和25年法律第131号)及び電気用品安全法(昭和36年法律第234号)の特例を定める等の措置を講じ、もって特定機器に係る製造、輸出入、販売その他の事業活動の円滑化に資する。	
(16)	電波法(昭和25年)	-	-	-	9	電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進する。 当該法律に基づき、周波数割当て等を実施	

(17)	地域データセンター整備促進税制(法人税、固定資産税)(平成30年度)	-	-	-	7.8	電気通信事業者が対象設備(サーバー、ルーター又はスイッチ、電源装置)を取得した場合における取得価額の15%の法人税の特別償却及び固定資産税の3年間の課税標準を4分の3とする。 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 首都圏以外に整備して設置地域近傍からの利用を行う設備投資に対する法人税の特別償却・首都圏のデータセンターのバックアップを行うための設備投資に対する固定資産税減免を適用することにより、地域へのデータセンター整備が促進されることから、情報の円滑な流通に資する。 ※法人税の特別償却は令和2年3月31日で終了。固定資産税の課税標準の特例は令和4年3月31日まで延長
(18)	固定系電気通信事業者に係る事業所税の特例措置(事業所税)(平成22年度)	-	-	-	1	固定系電気通信事業用に供する施設のうち、事務所、研究施設及び研修施設以外の施設に係る事業所税を非課税とする。 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 固定系電気通信事業用に供する施設のうち、事務所、研究施設及び研修施設以外の施設に係る事業所税を非課税にすることにより、当該事業の提供のための施設整備が促進されることから、低廉かつ高速のブロードバンド環境や電気通信サービスの健全な発展の促進を実現することに寄与する。

政策の予算額・執行額(※3)	989百万円 (859百万円)	51,127百万円 (50,951百万円)	948百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					経済財政運営と改革の基本方針2022	令和4年 6月7日	第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 (5) デジタルトランスフォーメーション(DX)への投資 ・携帯電話市場における、公正な競争環境の整備を進め、料金の低廉化を図る。 2. 社会課題の解決に向けた取組 (3) 多極化・地域活性化の推進 (デジタル田園都市国家構想) ・地域における情報通信格差が生じないよう5G・光ファイバをはじめとした通信インフラの更なる整備、データセンター地方拠点/海底ケーブル等の整備、地域協議会の設置
					新しい資本主義のブランドデザイン及び実行計画	令和4年 6月7日	V. 経済社会の多極集中化 1. デジタル田園都市国家構想の推進 (1) デジタル田園都市国家の実現に向けた基盤整備
					デジタル田園都市国家構想基本方針	令和4年 6月7日	第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性 1. 取組方針 (2) デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備 ① デジタルインフラの整備 第3章 各分野の政策の推進 2. デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備 (1) デジタルインフラの整備
					デジタル社会の実現に向けた重点計画	令和4年 6月7日	第6 デジタル社会の実現に向けた施策 5. デジタル社会を支えるシステム・技術 (3) デジタル化を支えるインフラの整備
					知的財産推進計画2022	令和4年 6月3日	5. デジタル時代のコンテンツ戦略 (4) 海賊版・模倣品対策の強化

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。

※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyoku4.html)を参照

※6 復興庁 令和4年度行政事業レビュー(<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20220428110351.html>)を参照

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	電波利用料財源による電波監視等の実施			番号	⑬				
評価方式	総合・実績・事業		政策目標の達成度合い	モニタリング実施(評価は未実施)		(千円)			
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額			
	会計	組織/勘定	項	事項		4年度 当初予算額		5年度 概算要求額	
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	総務本省	電波利用料財源電波監視等実施費	電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費		43,022,949		46,961,583	
	一般会計	総務本省	電波利用料財源電波監視等実施費	電波利用料財源電波利用技術の研究開発等に必要な経費		28,860,107		30,204,489	
	一般会計	総合通信局	電波利用料財源電波監視等実施費	電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費		3,112,665		3,450,433	
	小 計				一般会計	74,995,721		80,616,505	
						< > の内数	< > の内数	< > の内数	< > の内数
					特別会計	< > の内数	< > の内数	< > の内数	< > の内数
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの					一般会計	< > の内数	< > の内数	< > の内数	< > の内数
					特別会計	< > の内数	< > の内数	< > の内数	< > の内数
						< > の内数	< > の内数	< > の内数	< > の内数
	合 計				一般会計	74,995,721		80,616,505	
						< > の内数	< > の内数	< > の内数	< > の内数
					特別会計	< > の内数	< > の内数	< > の内数	< > の内数

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-⑬)

政策 ^(※1) 名	政策13:電波利用料財源による電波監視等の実施				担当部局課室名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室 等	作成責任者名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室長 寺岡 秀礼			
政策の概要	電波監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)を実施し、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を推進すること」を実現する。						分野【政策体系上の位置付け】	情報通信 (ICT政策)			
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進する。 [中間アウトカム]:近年、有限希少な国民共有の資源である電波の更なる有効利用を図ることが益々重要となっていることを踏まえ、電波監視等無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進し、電波の適正な利用を確保する。						政策評価実施予定時期	令和5年8月			
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
		基準年度	目標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度					
不法電波の監視、無線局監理事務の迅速化・効率化、電波の人体への影響調査等を通じ、良好な電波利用環境の整備・維持を図ること	電波監視の確実な実施	1	重要無線通信妨害事案を免許人申告受付から3日以内に解決した割合 <アウトプット指標>	84.8% (391件/461件)	令和元年度	85% (重要無線通信妨害の申告のうち3日以内に解決した件数/重要無線通信妨害の申告件数)	令和4年度	85%	85%	85%	電波利用分野が拡大する中で、電波の適正利用や電波利用環境維持が必要であるという現状を踏まえ、電波の適正利用及び電波利用環境維持に向け、国民生活や社会活動の安心・安全に大きく関わる航空・海上無線、消防無線、携帯電話など重要無線通信への妨害に確実かつ早期に対応することは電波監視業務において根幹であるため、重要無線通信妨害事案を免許人申告受付から3日以内に解決した割合を指標として設定 【参考】 重要無線通信妨害事案を免許人申告受付から3日以内に解決した割合(重要無線通信妨害の申告のうち3日以内に解決した件数/重要無線通信妨害の申告件数) ・令和元年度 84.8%(391件/461件) ・平成30年度 80.6%(332件/412件) ・平成29年度 82.6%(431件/522件)
	総合無線局監視システムの安定的な運用	②	総合無線局監視システムの稼働率(計画停止を除く。) <アウトカム指標>	99.98%	令和元年度	無線局数の増加に影響されことなく99.9%以上確保(各機能ごとの年間のシステム稼働時間の平均)	令和4年度	99.99% ((99.97+99.992+100.00)/3)	99.99% ((99.8+100+100)/3)	—	無線局数が年々増加する中、無線局の免許申請処理、周波数管理等の電波監理事務の迅速かつ効率的な実施を支援する全国規模の業務処理システムである総合無線局監視システムの予期せぬシステム停止は、無線局監理に重大な影響を及ぼすため、システム稼働率を指標として設定 【参考】 総合無線局監視システムの稼働率(計画停止を除く。) 令和元年度実績 99.98% 平成30年度実績 99.99% 平成29年度実績 99.99%
	電波が人体等に与える影響を解明するための調査を実施	3	電波の人体等への影響に関する調査について、外部専門家による評価における、研究成果の評価点の平均点 <アウトプット指標>	7.4	令和元年度	7.5	令和4年度	7.5	7.5	7.5	電波の利用形態の多様化が進む中、電波が人体等に与える影響を科学的に解明する必要があるという現状を踏まえ、研究の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定 【参考】 令和元年度実績 7.4 平成30年度実績 7.6 平成29年度実績 7.3
	電波の適正利用に関する理解度向上のための周知活動を実施	4	「電波教室」参加者アンケートにおいて、電波の適正利用について理解したという回答の割合	66%	令和元年度	70%	令和4年度	70%	70%	70%	電波の適正利用について理解度を客観的に評価するため、「電波教室」の参加者アンケートの質問項目「電波を正しく利用することの大切さがわかりましたか。」において、「よくわかった」と回答した割合を指標として設定 【参考】 令和元年度実績 66% 平成30年度実績 68% 平成29年度実績 71%

電波有効利用技術の研究開発、条件不利地域等における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用を推進すること	電波資源拡大のための研究開発を実施	⑤	電波資源拡大のための研究開発における、外部専門家による評価点数の平均 <アウトプット指標>	課題設定型: 3.7 課題提案型: 19.7	令和 元年度	課題設定型: 3.5以上 (最大5.0) 課題提案型: 21.0以上 (最大30.0)	令和 4年度	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 21.0以上	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 21.0以上	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 21.0以上	通信量増大に伴う周波数需要の拡大に対応するため、電波を有効に利用する技術について研究開発を行うとともに、その技術の早期導入を図る必要がある。このような現状を踏まえ、当該研究開発等の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定
	携帯電話の利用環境の整備を支援	6	道路メッシュカバー率(道路を含むメッシュ※のうち、携帯電話サービスが提供済みのメッシュの割合) ※平成27年度国勢調査に関する地域メッシュ統計のうち2分の1地域メッシュ(約500m四方)	84.1%	令和 元年度	88% (令和6年度までに90%)	令和 4年度	86%	87%	88%	携帯電話が国民に広く普及している中、地理的条件や事業採算上の問題等により携帯電話を利用することが困難な地域が存在しており、昨今は、緊急時等における道路等の非居住エリアでの携帯電話利用ニーズが高まっていることから、当該エリアについて補助事業を実施することとしている。このため道路を含むメッシュのうち、携帯電話サービスが提供済みのメッシュの割合を指標として設定した。
	高度無線ネットワークを支える光ファイバ網の整備を推進	7	光ファイバ未整備世帯(利用不可能世帯)の減少 <アウトカム指標>	約66万世帯	平成 30年度	約5万世帯	令和 9年度	約37万世帯	約17万世帯	—	—
達成手段 (開始年度)			予算額(執行額)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等			令和4年度行政事業 レビュー事業番号	
			令和2年度	令和3年度	令和4年度						
(1)	電波の監視等に必要経費(平成5年度)		※5			1	※5			0116	
(2)	総合無線局監視システムの構築と運用(平成5年度)		※5			2	※5			0117	
(3)	総合無線局監視システムの制度改正等対応(平成5年度)		※5			2	※5			0118	
(4)	電波の安全性に関する調査及び評価技術(平成9年度)		※5			3	※5			0119	
(5)	無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備事業)(平成17年度)		※5			6	※5			0120	
(6)	無線システム普及支援事業(地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援)(平成20年度)		※5			—	※5			0121	
(7)	電波遮へい対策事業(トンネル等)(平成11年度)		※5			6	※5			0122	
(8)	周波数の使用等に関するリテラシーの向上(平成21年度)		※5			4	※5			0123	

(9)	電波資源拡大のための研究開発(平成17年度)	※5	5	※5	0124
(10)	周波数逼迫対策技術試験事務(平成8年度)	※5	-	※5	0125
(11)	無線技術等の国際標準化のための国際機関等との連絡調整事務(平成21年度)	※5	-	※5	0126
(12)	周波数の国際協調利用促進事業(平成29年度)	※5	-	※5	0127
(13)	標準電波による無線局への高精度周波数の提供(平成11年度)	※5	-	※5	0128
(14)	無線システム普及支援事業(民放ラジオ難聴解消支援事業)(平成26年度)	※5	-	※5	0129
(15)	衛星放送用受信環境整備事業(平成29年度)	※5	-	※5	0130
(16)	公衆無線LAN環境整備支援事業(平成29年度)	※5	-	※5	0131
(17)	公共安全LTEの実現のための安定性・信頼性向上に向けた技術的検討(令和元年度)	※5	-	※5	0132
(18)	電波伝搬の観測・分析等の推進(令和元年度)	※5	-	※5	0133
(19)	無線システム普及支援事業(高度無線環境整備推進事業)(令和元年度)	※5	7	※5	0134
(20)	無線システム普及支援事業(地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業)(令和元年度)	※5	-	※5	0135
(21)	IoTの安心・安全かつ適正な利用環境の構築(令和元年度)	※5	-	※5	0136
(22)	仮想空間における電波模擬システム技術の高度化(令和2年度)	※5	-	※5	0137
(23)	課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証(令和2年度)	※5	-	※6	0138
(24)	電波の利用状況調査・公表(令和2年度)	※5	-	※5	0139
(25)	5G高度化等に向けた総合的・戦略的な国際標準化・知財活動の促進(令和3年度)	※5	-	※5	0140
(26)	5G高度化等に向けた国際連携推進事業(令和3年度)	※5	-	※5	0141
(27)	電波法(昭和25年度)	-	-	1~7	電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進する。 当該法律に基づき、電波監視等電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進することにより、電波の適正な利用を確保する。

政策の予算額・執行額（※3）	87,776百万円 (71,980百万円)	111,800百万円 (99,604百万円)	74,996百万円	政策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分（抜粋）
					新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画	令和4年 6月7日	V. 経済社会の多極集中化 1. デジタル田園都市国家構想の推進 (1) デジタル田園都市国家の実現に向けた基盤整備
					デジタル田園都市国家構想基本方針	令和4年 6月7日	第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性 1. 取組方針 (2) デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備 ① デジタルインフラの整備 第3章 各分野の政策の推進 2. デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備 (1) デジタルインフラの整備 (b) 光ファイバ整備
					経済財政運営と改革の基本方針2022	令和4年 6月7日	第2章 新しい資本主義に向けた改革 2. 社会課題の解決に向けた取組 (3) 多極化・地域活性化の推進 (デジタル田園都市国家構想) (前略) ポスト5G／Beyond5Gの2025年以降の社会実装と国際標準化に向けた取組（中略）を進める。
					デジタル社会の実現に向けた重点計画	令和4年 6月7日	第4 デジタル社会の実現に向けての理念・原則 1. 誰一人取り残されないデジタル社会の実現 ⑥ 情報通信ネットワークの利用環境に係る格差の是正 第6 デジタル社会の実現に向けた施策 5. デジタル社会を支えるシステム・技術 (3) デジタル化を支えるインフラの整備 ① 光ファイバ、5Gインフラの整備等 (4) デジタル社会に必要な技術の研究開発・実証の推進 研究開発・実証の推進に関する具体的な施策 ① 高度情報通信環境の普及促進に向けた研究開発・実証

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績（値）」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績（値）の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「－」となることもある。

※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyoku4.html)を参照

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	ICT分野における国際戦略の推進			番号	⑭						
評価方式	総合・実績・事業		政策目標の達成度合い	モニタリング実施(評価は未実施)							
						(千円)					
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額					
	会計	組織/勘定	項	事項		4年度 当初予算額		5年度 概算要求額			
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	総務本省	情報通信国際戦略推進費	情報通信技術の国際戦略に必要な 経費		1,362,114			6,855,088		
	小 計				一般会計	< 1,362,114 >	の内数	< 6,855,088 >	の内数		
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの											
	小 計				一般会計	< >	の内数	< >	の内数		
合 計				一般会計	< 1,362,114 >	の内数	< 6,855,088 >	の内数			
合 計				特別会計	< >	の内数	< >	の内数			

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-⑭)

政策(*1)名	政策14:ICT分野における国際戦略の推進						担当部局課室名	国際戦略局 国際戦略課他5課室			作成責任者名	国際戦略局 国際戦略課長 大森 一顕	
政策の概要	政策の基本目標達成に向けて、二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて円滑な情報流通等国際的な政策協調に貢献するとともに、トップセールスによる官民ミッション団の派遣、国内外におけるセミナーの実施、要人の招へい等を通じて我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献する。									分野【政策体系上の位置付け】	情報通信 (ICT政策)		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:ICT分野における我が国の国際競争力強化や諸外国との協力関係の構築・強化及び政策協調を通じた、我が国の経済成長の促進及び国際社会への貢献 [中間アウトカム]:二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて円滑な情報流通等国際的な政策協調に貢献するとともに、国内外におけるセミナーの実施、官民ミッション団の派遣、要人の招へい、モデルシステムの構築等を通じて我が国ICT企業の海外展開を支援し、ICTIによる各国の課題解決を図る。									政策評価実施予定時期	令和6年8月		
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)				年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠			
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値)(※2)								
施策手段					令和3年度	令和4年度	令和5年度						
二国間・多国間における協議を通じた、諸外国との協力関係の構築・強化及び政策的協調	①	二国間での定期協議、政策協議への参画及び意見交換の実施回数 <アウトプット指標>	政策協議等:41回 (平成30年度~令和2年度の平均)	令和2年度	政策協議等:41回程度	令和5年度	年度ごとに政策協議等:41回程度			円滑な情報流通等のための国際的な政策協調や我が国のICT企業の海外展開のための環境整備を図ることは、我が国のICT分野における国際競争力強化やプレゼンス向上を図る上で重要である。 二国間の協議や国際機関等の会議への参画・意見交換を実施することにより、諸外国との協力関係の構築・強化及び政策的協調を図ることが可能となり、その結果、円滑な情報流通や我が国のICT企業の海外展開のための環境整備に資することとなるため、指標として設定 【参考】 令和2年度:42回(政策協議等:17回 国際会議:25回) 令和元年度:79回(政策協議等:50回 国際会議:29回) 平成30年度:87回(政策協議等:56回 国際会議:31回) ※ 当方は新型コロナウイルス感染症の影響が見込まれるため、新型コロナウイルス感染症の影響が見られる令和2年度の値を含め次期目標の基準値を算出することとする。			
	②	国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施回数 <アウトプット指標>	国際会議:28回 (平成30年度~令和2年度の平均)	令和2年度	国際会議:28回程度	令和5年度	年度ごとに国際会議:28回程度						
二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開に貢献すること	3	我が国ICTシステムを活用した課題解決手法の紹介等を通じた、各国との協力関係の構築・強化 ICT分野に関する協力強化について合意した各国との案件数 <アウトプット指標>	45件 (政務レベル19件) (平成30年度~令和2年度の平均)	令和2年度	45件程度 (政務レベル19件程度)	令和5年度	年度ごとに45件程度 (うち政務レベル19件程度)			我が国のICTシステムに係るノウハウや知見の諸外国への移転は、我が国のICT分野における国際競争力強化やICT企業の海外展開を推進する上で重要である。 ICT分野における協力強化等を目的とした、各国との二国間協定や覚書の締結等により、我が国ICTシステムを活用した課題解決手法を紹介し、先方に導入を促すこと等は、ICT分野における諸外国、取り分けインフラ需要の増加が続く各国との協力関係を構築・強化し、我が国ICT企業の海外展開のための環境整備に資することとなるため、指標として設定 【参考】 令和2年度:13件(政務レベル5件) 令和元年度:55件(政務レベル19件) 平成30年度:67件(政務レベル33件) ※ 政務レベルで行う案件においては、合意文書である覚書等の締結を行い原則総務省ホームページ等において報道発表するものであり、その他事務方による案件においては意見交換等により協力を確認している案件である。 ※ 当方は新型コロナウイルスの影響が継続することが見込まれるため、新型コロナウイルス感染症の影響が見られる令和2年度の値を含め次期目標の基準値を算出することとする。			

リスクマネー供給による、海外における電気通信事業、放送事業又は郵便事業等への民間資金の誘発(プロジェクトへの参加を促進)	④	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の支援案件における民間企業等との連携 ＜アウトカム指標＞	累計16社 (目標値:12社)	令和2年度	累計18社	令和5年度	累計14社	累計16社	累計18社	<p>JICTのように海外展開を支援するファンドは、エコシステムへの貢献が大切であることから、これを測る指標として、JICTの支援対象事業に対し、共同投資や経営参画等を通じて経営支援を実施した民間企業等の累計数をKPIとして設定するもの。</p> <p>なお、2019年10月の官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会において、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」の改正についての議論がなされ、会計検査院の指摘や幹事会における委員からの発言等を踏まえ、官民ファンドのKPIについて①設置期限到来時、②各マイルストーンの到来時、のそれぞれのタイミングで達成すべきKPIを設定することにより、各ファンドの運営状況について適切に評価・検証を行うことができるよう見直すこととされ、2020年4月以降に適用されることとなった。前期評価書の目標値も当該幹事会のKPIとの整合を図ったものであったことから、当該幹事会においてKPIが見直されたことに伴い、本評価票の目標値についても同見直しを反映することとした。</p> <p>【参考】 令和2年度:1社/件 令和元年度:2.33社/件 平成30年度:2.25社/件</p>
		民間からの資金の誘発(呼び水効果) ＜アウトプット指標＞	5.5 (目標値:4.5) (誘発された民間投融資額/JICTからの実投融資額)	令和2年度	3.4 (誘発された民間投融資額/JICTからの実投融資額)	令和5年度	4.1 (誘発された民間投融資額/JICTからの実投融資額)	3.7 (誘発された民間投融資額/JICTからの実投融資額)	3.4 (誘発された民間投融資額/JICTからの実投融資額)	<p>2019年10月の官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会において、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」の改正についての議論がなされ、会計検査院の指摘や幹事会における委員からの発言等を踏まえ、官民ファンドのKPIについて①設置期限到来時、②各マイルストーンの到来時、のそれぞれのタイミングで達成すべきKPIを設定することにより、各ファンドの運営状況について適切に評価・検証を行うことができるよう見直すこととされ、2020年4月以降に適用されることとなった。</p> <p>JICTの支援は、JICTが供給するリスクマネーを「呼び水」として民間資金を誘発(プロジェクトへの参加を促進)することを狙いの一つとするものであることから、その政策効果である「民間資金の誘発」を測る指標として、「誘発された民間投融資額」÷「JICTからの実投融資額」(ファンド設置以降の累積値)をKPIとして設定</p>
	⑤	国内外におけるセミナー・シンポジウム等の実施回数 ＜アウトプット指標＞	セミナー等:33回 (平成30年度～令和2年度の平均)	令和2年度	セミナー等: 33回程度	令和5年度	年度ごとにセミナー等:33回程度			<p>新興国を中心とした世界のインフラ需要は膨大であり、急速な都市化と経済成長により、今後も更なる市場の拡大が見込まれている。このため、我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、世界のインフラ需要を積極的に取り込むことにより、我が国の力強い経済成長につなげていくことが喫緊の課題となっている。こうした現状を踏まえ、国内外におけるセミナー・シンポジウム等の開催等の実施により、その実施国に対して官民一体となって我が国が強みを有する質の高いICTインフラの技術的優位性・信頼性について理解の促進を図り、我が国のICT企業の国際展開・案件受注の支援や各国の課題解決への貢献に資するため、指標として設定。事業終了後の案件の進捗に関するフォローアップを含め、アウトカム指標との関連性の整理、分析を評価時に実施</p> <p>【参考】 令和2年度:セミナー等38回 令和元年度:セミナー等35回 平成30年度:セミナー等25回</p>
							36回	-	-	

諸外国への我が国のICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献すること	我が国の質の高いICTインフラの技術的優位性・信頼性についての理解の促進	6	ICT海外展開の推進に向けたモデルシステム構築等に係る調査研究等の実施 <アウトプット指標>	14回程度 (平成30年度～令和2年度の平均)	令和2年度	14回程度	令和5年度	年度ごとに14回程度			インフラシステムの海外展開・案件受注のためには、相手国の実情を十分に踏まえ、様々な課題を複合的に解決できるソリューション提案を行い、我が国提案のコンセプトや技術の優位性・信頼性について理解を深めることが重要となる。このため、案件の構想段階から参画するための実証事業やモデルシステムの構築・運営等の充実・強化が課題となっている。こうした状況を踏まえて、モデルシステムの構築・運営により、各国の政府・事業者等に対して我が国が強みを有する質の高いICTインフラの技術的優位性・信頼性について理解の促進を図り、我が国のICT企業の国際展開・案件受注の支援や各国の課題解決への貢献に資するため、指標として設定。事業終了後の案件の進捗に関するフォローアップを含め、アウトカム指標との関連性の整理、分析を評価時に実施
		7	諸外国への我が国のICT企業の海外展開支援により事業化した日本企業の受注等件数 <アウトカム指標>	5件程度 (平成30年度から令和2年度の平均)	令和2年度	5件程度	令和5年度	年度ごとに5件程度			相手国ニーズに応じたICTインフラプロジェクト・システムの提案、我が国の成功事例の他国への横展開や新規分野の開拓、重点国への戦略的支援を推進し、我が国のICT企業の案件受注を目指すことが、我が国のICT企業の国際展開や各国の課題解決に資するため、諸外国への我が国のICT企業の海外展開支援により事業化した日本企業の受注等件数を指標として設定
達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等			令和4年度行政事業 レビュー事業番号		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度							
(1)	国際会議への対応(平成17年度)	※5			1,2,3	※5			0142		
(2)	国際電気通信連合(ITU)分担金・拠出金(昭和24年度)	※5			1,2	※5			0143		
(3)	経済協力開発機構(OECD)への拠出(平成13年度)	※5			1,2	※5			0144		
(4)	アジア・太平洋電気通信共同体(APT)分担金・拠出金(昭和54年度)	※5			1,2	※5			0145		
(5)	ICT発展に向けた日ASEAN共同調査・研究事業(平成21年度)	※5			3	※5			0146		
(6)	国際情報収集・分析、戦略的な国際情報発信等の実施(平成11年度)	※5			1,2,6	※5			0147		
(7)	ICT海外展開パッケージ支援事業(平成27年度)	※5			5,6	※5			0148		
(8)	グローバルICTインフラの構築の促進に向けた諸外国との戦略的連携の推進(令和元年度)	※5			5,6	※5			0149		
(9)	多国間枠組におけるデータ流通等に係る連携強化事業(令和4年度)	※5			1,2	※5			新22-0006		

(10)	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法(平成27年度)	-			4	我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行う枠組み(支援機構の設立、業務の範囲等)を定める。		
(11)	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構への出資(財政投融資)等(平成27年度)	産投出資: 26,600百万円 (26,300百万円) 政府保証: 15,700百万円 (10,000百万円)	産投出資: 19,000百万円 (1,350百万円) 政府保証: 9,500百万円 (—)	産投出資: 25,000百万円 政府保証: 15,500百万円	4	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構が、海外において通信・放送・郵便事業を行う者等を支援するために必要となる産投出資金及び政府保証枠を確保する。		
政策の予算額・執行額(※3)		2,491百万円 (1,978百万円)	2,717百万円 (2,268百万円)	1,362百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						「インフラシステム海外展開戦略2025」の追補	令和4年 6月3日	第2章 具体的施策の柱 1. ポストコロナを見据えたより良い回復の着実な実現 (1)海外におけるサプライチェーン等リスクへの対応力強化 (2)デジタル技術を活用したインフラシステム案件の組成推進 (3)デジタル変革による課題解決と中小企業・スタートアップ支援 (A)デジタル技術の特性を踏まえたソフトインフラ整備 (B)公的金融と民間投資の連携等を通じた中堅・中小、スタートアップ支援 (C)国内・海外双方向での事業展開を見据えた先進イノベーション技術への支援 (4)国際標準への対応と策定過程への積極関与 (A)国際標準に対応した受注実績の拡大支援 (B)国際標準の策定過程への積極関与(海外向け標準仕様の展開を含む) (C)データの自由な流通に係る国際ルール・規範の策定等 2. 脱炭素社会に向けたトランジションの加速 3. 「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえたパートナーシップの促進 (1)日本の強みを活かした相手国のニーズに対応した多様なインフラ整備支援の手法 (2)質高インフラ投資 G20 原則の実践と本邦優位技術の明確化 (3)政府発の構想の国際連携による具体案件化 4. コアとなる技術・価値の確保 (1)我が国企業のグローバル化の推進 (2)我が国企業の重要分野における技術開発の推進 5. 売り切りから継続的関与への多様化の促進 6. 質高インフラに向けた官民連携の推進 (1)トップセールスと発信力・提案力・交渉力の強化 (3)公的金融等による支援強化
						成長戦略フォローアップ	令和3年 6月18日	14. 新たな国際競争環境下における活力ある日本経済の実現 (3)日本企業の国際展開支援 i)インフラシステム海外展開
						経済財政運営と改革の基本方針2021	令和3年 6月18日	第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～ 5. 4つの原動力を支える基盤づくり (7)戦略的な経済連携の強化

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。

※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyoku4.html)を参照

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	郵政行政の推進			番号	⑮				
	評価方式	総合・実績・事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり		(千円)			
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額			
	会計	組織／勘定	項	事項		4年度 当初予算額		5年度 概算要求額	
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	総務本省	郵政行政推進費	郵政行政の推進に必要な経費		800,639		910,424	
	小 計				一般会計	< 800,639 > の内数	< 910,424 > の内数		
					特別会計	< > の内数	< > の内数		
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの									
	小 計				一般会計	< > の内数	< > の内数		
					特別会計	< > の内数	< > の内数		
合 計					一般会計	< 800,639 > の内数	< 910,424 > の内数		
					特別会計	< > の内数	< > の内数		

主要な政策に係る評価書(令和3年度実施政策)

(総務省R4-15)

政策 ^(※1) 名	政策15: 郵政行政の推進			分野	郵政行政	
政策の概要	<p>郵政民営化法等に基づき、民営化の成果を国民が実感できる事業展開の促進及び郵政事業のユニバーサルサービスの確保を図るため、日本郵政グループ各社に対する必要な監督を行う。 信書便事業については、民間事業者による信書の送達に関する法律に基づき、信書便事業者に対する必要な監督を行うとともに、信書制度及び信書便制度の周知・広報活動を推進することにより、信書便市場の活性化や、利用者利便の向上を図る。 さらに、各国との政策協議や万国郵便連合(UPU)への積極的貢献等を通じて、国際郵便に係る業務・制度の改善や日本型郵便インフラシステムの海外展開を促進する。</p>					
基本目標 【達成すべき目標】	<p>[最終アウトカム]: 郵政事業のユニバーサルサービスが安定的に供給され、国民が郵政民営化の成果を一層実感できるような社会を実現する。加えて、国際的な郵便制度・業務の改善等にも貢献する。 [中間アウトカム]: 日本郵政グループ三社の株式上場等によって、日本郵政グループによるユニバーサルサービスの安定的な提供、企業価値や利用者利便の向上等が重要な課題となっているため、日本郵政グループに対して適切に監督を行うことで、郵政民営化を着実に推進する。国際分野においては、郵便事業を取り巻くグローバルな環境の変化を踏まえ、国際的な郵便制度・業務の改善等に資するため、多国間・二国間協議等を通じ、新たな制度環境整備への取組や日本型郵便インフラシステムの海外展開等、積極的な対応を推進する。</p>					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	536	756	754	801
		補正予算(b)	0	△28	204	0
		繰越し等(c)	0	△48	△67	
		合計(a+b+c)	536	681	891	
執行額		513	585	853		

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に係る内 閣の重要政策(施政 方針演説等のうち主 なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	第208回国会(常会)における総務大臣所信 表明	(衆議院総務委員会) 第208回国会: 令和4年2月1日 (参議院総務委員会) 第208回国会: 令和4年3月3日	【第208回国会】 まず、郵政事業については、地域の重要な社会基盤として、国民の信頼に応えられるよう監督責任を果たすとともに、ユニバーサルサービスを確保します。また、デジタル時代における郵政事業の利用者の利便性向上等に資するため、日本郵政グループが保有するデータの公的分野における活用や、新たなビジネスモデルの構築について議論し、その取組を支援します。

施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)			
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)							
				令和元年度	令和2年度	令和3年度					
郵政民営化法等に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務運営を確保することにより、企業価値や利用者利便の向上を図るとともに、郵政事業のユニバーサルサービスを確保すること	①	郵政民営化の着実な推進 ＜アウトプット指標＞	<p>郵政民営化法(平成17年法律第97号)等に基づく監督</p> <p>「少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策」(平成30年7月情報通信審議会答申)</p> <p>「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」(平成30年12月) 【平成30年度】</p>	日本郵政グループの事業展開の促進	日本郵政グループの事業展開の促進	日本郵政グループの事業展開の促進	日本郵政グループの事業展開の促進 【令和3年度】	イ			
				<p>・日本郵政及び日本郵便について事業計画の認可等を行い、日本郵政グループの事業促進を実施した。</p> <p>・少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策の一環として、令和元年度においては、郵便局活性化に係る実証事業として、ICTを活用したみまもりサービス及び観光情報等の発信(岩手県遠野市)、買い物サービス支援(新潟県津南町)、農家の農作物配送支援(静岡県藤枝市)を実施した。</p>	<p>・日本郵政及び日本郵便について事業計画の認可等を行い、日本郵政グループの事業促進を実施した。</p> <p>・少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策の一環として、令和2年度においては、郵便局活性化に係る実証事業として、地域体験型観光コーディネート(北海道帯広市)、空き家の活用支援(宮城県東松島市)を実施した。</p>	<p>・日本郵政及び日本郵便について事業計画の認可等を行い、日本郵政グループの事業促進を実施した。</p> <p>・少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策の一環として、令和3年度においては、郵便局活性化に係る実証事業として、地域の見守りと防災対策の推進(広島県三次市)、デジタル技術を活用した行政手続サポート(熊本県八代市及び沖縄県石垣市)を実施した。</p> <p>・日本郵政グループにおいて不祥事が相次いでいることを踏まえ、「監督指針」の策定や「郵政行政モニタリング会合」の設置を行った。</p>					
				郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局) 【平成27年度】	郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)	郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)			郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)	郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)	イ
				24,341局	24,311局	24,284局			24,284局		
				郵便サービス水準の維持(郵便差出箱の本数:約180,000本) 【平成30年度】	郵便差出箱の本数:約180,000本				郵便サービス水準の維持(郵便差出箱の本数:約180,000本) 【令和3年度】	イ	
				179,129本	178,211本	176,683本			176,683本		
郵便物が差し出された日から三日以内に送達すること(送達日数達成率:全国平均97%以上) 【平成30年度】	送達日数達成率:全国平均97%以上 ※令和2年の郵便法改正に伴い、令和3年度より郵便の送達日数が3日以内から4日以内へサービス水準を変更			郵便物が差し出された日から四日以内に送達すること(送達日数達成率:全国平均97%以上) 【令和3年度】	—						
98.1%	98.4%	98.4%	98.4%								

信書便事業分野において健全な競争環境が整備されることにより、サービスの多様化等を通じた市場の活性化や利用者利便の向上が実現すること	信書便制度の周知活動の推進	3	事業者及び利用者への信書制度及び信書便制度の周知活動における理解度 <アウトプット指標>	信書便制度説明会での理解度：7割 【平成30年度】	7割	7割	7割	7割以上 【令和3年度】	イ
		④	信書便市場の売上高の増加率が事業者の増加率を上回ること <アウトカム指標>	平成29年度の信書便市場の売上高の対前年度増加率(1.07倍)が平成29年度末事業者数の対前年度末増加率(1.03倍)を上回った。 【平成29年度】	9割 (233/234)	10割 (41/41)	10割 (60/60)	信書便市場の売上高の対前年度増加率が事業者数の対前年度末増加率を上回ること 【令和3年度】	ロ
各国と政策協議等を実施し、我が国及び相手国の郵便制度・業務の改善を図ること	諸外国と郵政分野における協力関係を築き、定期的な政策協議を実施すること	⑤	二国間・多国間政策協議等への参画回数 <アウトプット指標>	5回 【平成26年度】	5回以上	5回以上	5回以上	5回以上 【令和3年度】	イ
					8回	7回	8回		
新興国・途上国における日本型郵便インフラシステムの海外展開を実現し、相手国の郵便業務の改善を図ること	新興国・途上国における日本型郵便インフラシステムの需要を把握し、相手国との協議・調整を行うこと	⑥	日本型郵便インフラシステムの海外展開に関する協力案件が実施されている国数 <アウトプット指標>	4か国 【平成27年度】	5か国以上	5か国以上	5か国以上	5か国以上 【令和3年度】	イ
					5か国	5か国	5か国		

万国郵便 連合 (UPU)に 積極的に 貢献して 我が国の 地位及び 発言力を 高めるこ とにより、 UPUが定 める国際 郵便の諸 制度に我 が国方針 を反映さ せること	UPU関連 会合への 積極的な 参画及び UPUへの 人材派遣 を行うこと	7	UPU活動への人的貢献 (職員の派遣数) <アウトプット指標>	2名 【平成27年度】	2名以上	2名以上	2名以上	2名以上 【令和3年度】	イ		
		⑧	重要議案における我が国方針 の達成率 <アウトプット指標>	94% 【平成27年度】	重要議案における我が国方針の達成 率80%以上	重要議案における我が国方針の達成 率80%以上	重要議案における我が国方針の達成 率80%以上	重要議案における我が国方針の達成 率80%以上(※) 【令和3年度】 ※上段:(((成立を支持する方針で あって、実際に成立した重要議案の 数)+(成立を支持しない方針であっ て、実際に成立しなかった重要議案 の数))÷(重要議案の数))=(重要 議案における我が国方針の達成率)	100% (125%)	97.6% (122%)	88% (110%)

	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
目標達成度の測定結果 (※4)	(判断根拠)	<p>測定指標④はデータ集計中であるが、その他の主要な測定指標①、⑤、⑥及び⑧を含む全ての測定指標で目標を達成していることから、「相当程度進展あり」と判断した。</p> <p>測定指標①は目標を達成している。 測定指標2は目標を達成している。 測定指標3は目標を達成している。 測定指標4は目標を達成していないが目標(値)に近い実績を示している。 測定指標⑤は目標を達成している。 測定指標⑥は目標を達成している。 測定指標7は目標を達成している。 測定指標⑧は目標を達成している。</p>
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)		<p><施策目標>郵政民営化法等に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務運営を確保することにより、企業価値や利用者利便の向上を図るとともに、郵政事業のユニバーサルサービスを確保すること 当該施策については、日本郵政及び日本郵便の事業計画認可に当たって、収益力の多角化・強化、経営の効率化、内部統制の強化やユニバーサルサービスの確実な提供を継続的に要請する等、郵政民営化法等に基づき日本郵政グループ各社に対して必要な監督を行うことで、郵便局ネットワーク水準や郵便サービス水準の維持等が図られた。また、少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上を図る観点からも、郵便局活性化に係る実証事業を通じて開発されたスマートスピーカーを活用した郵便局のみまもりサービスが令和4年1月より日本郵便の自治体向けのサービスとして展開され複数の自治体が導入を開始するなど、利用者利便の向上が図られたと考えられ、現在判明している範囲では、概ね施策目標を達成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標①については、事業計画の認可や郵便局活性化に係る実証事業の実施等により、目標を達成することができた。 ・測定指標2については、目標を達成している。また、令和2年の郵便法改正に伴い、令和3年度より郵便の送達日数が3日以内から4日以内へサービス水準を変更している。 <p><施策目標>信書便事業分野において健全な競争環境が整備されることにより、サービスの多様化等を通じた市場の活性化や利用者利便の向上が実現すること 当該施策目標については、信書便制度説明会の開催等による信書制度及び信書便制度の周知活動を推進したことで、信書便事業への新規参入事業者数が増加し、信書便事業市場の拡大も図られたことにより、健全な競争環境が整備された。よって、高いセキュリティが求められる信書便の提供等利用者のニーズに対応した多くの事業者による多様なサービスの提供が促進され、信書便事業の利用者利便の向上が図られたため、施策目標を達成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標3については、信書制度及び信書便制度の周知活動の推進により、令和3年度の信書制度説明会での理解度は10割と目標の7割以上を上回ることができた。 ・測定指標④については、データ集計中となっているが、信書便制度の周知広報活動等により、令和2年度には信書便市場の売上高の増加率(1.03倍)が事業者の増加率(1.03倍)と同程度となっており、概ね目標を達成できた。 <p><施策目標>各国と政策協議等を実施し、我が国及び相手国の郵便制度・業務の改善を図ること 当該施策目標については、令和3年8月に開催された第27回万国郵便会議に向けて各国と協議を実施するなど、グローバルレベルでの郵便業務の改善に寄与することができたため、目標を達成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標⑤に関しては、令和3年度に数多く開催されたUPUの会合等に積極的に参加した結果、我が国及び相手国の郵便業務の改善を図ることにつながり、目標を上回って達成することができた。 例えば、積極的に参加したUPUの会合において、カーボンニュートラル分野に郵便事業体を取り組んでいくためにUPUが具体的な目標や取組方針について検討すること等が決議され、決議に沿って、郵便事業体が自身の二酸化炭素排出量の測定・分析をすることができるツールの利用がより一層促されるとともに、郵便事業体間のカーボンニュートラルに関する取組事例の共有が促進され、主にカーボンニュートラルの観点から我が国や相手国の郵便業務の改善を図ることにつながったと考えられる。 <p><施策目標>新興国・途上国における日本型郵便インフラシステムの海外展開を実現し相手国の郵便業務の改善を図ること 当該施策目標については、ODAプロジェクトによる専門家派遣や、日本企業によるコンサルティング契約締結及び区分機・関連機材の受注を支援すること等により、郵便協力を進めている相手国の郵便業務の改善に寄与することができたため、目標を達成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標⑥に関しては、総務省が日本企業等と協力しつつ郵便事業の近代化・高度化に取り組む国々に積極的に働きかけた結果、目標を上回って達成することができた。 <p><施策目標>万国郵便連合(UPU)に積極的に貢献して我が国の地位及び発言力を高めることにより、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させること 当該施策目標については、令和3年開催の第27回万国郵便大会議にて、目時政彦氏が事務局長に選出された。また、引き続き我が国の拠出金やノウハウの提供により、UPUによって災害対策に関するプロジェクトが実施され、郵便分野における災害対策に関する知識を有する人材を育成することに等により、災害時における被害を最小限にするための取組を行っている。近年、災害は全世界で恒常的な頻度で起こっており、その対策は重要性が高いと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標7に関しては、増員に向けた取組として、我が国(総務省及び日本郵便株式会社)の人材に対して、国際郵便業務に関する知識・経験の習得、国内外の関連の会合・交渉への参加等の機会を計画的に与えることにより、国際機関での勤務に必要な政策立案能力・問題解決能力・英語によるコミュニケーション能力の形成を中長期的な視野に立って進めてきた。その結果、UPU事務局への我が国出向者を4名に増員することができ、目標を達成することができた。その結果、①官房部局に目時事務局長(令和4年1月着任)を支えるためのスタッフを派遣したことにより、事務局との緊密な連携が図られ、UPU全体の方針や各国の動向を機動的に把握することが可能となった、②それにより、UPUの各種会合に臨む際に、我が国としてより適切な対応を行うことが可能となった、③国際協力部局に専門家を派遣したことにより、UPUにおける国際協力プロジェクトの形成に当たって、我が国の知見・経験を有効に反映することが可能となった等の効果が得られているように認識している。 ・測定指標⑧に関しては、達成率110%となっており、引き続き目標を上回って達成することができた。
評価結果		

次期目標等への反映の方向性	<p>測定指標①は、測定指標としてより適切な「郵政民営化の着実な推進に関する事業実績」に修正 測定指標②は、測定指標としてより適切に状況を図る指標とするため、「郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数)」、「郵便サービス水準の維持(郵便差出箱の本数)」及び「郵便物が差し出された日から四日以内に送達すること(送達日数達成率)」の三つを指標に追加 測定指標③は目標を達成しているため、同指標の目標値を7割から9割に引き上げるとともに、新たに説明の参加者数及び信書便制度に関する地方自治体における認知度について目標値を設定する。 測定指標④は、信書便事業者数の増加は、施策目標である「サービスの多様化等を通じた市場の活性化や利用者利便の向上が実現」に資するものと考えられるため、測定指標を「信書便事業者数が対前年度末を上回ること」へ修正 測定指標⑤は目標を達成しているため、引き続き同指標を設定し、効率的・効果的な業務運営を行うこととする。 測定指標⑥は目標を達成しているため、引き続き同指標を設定し、効率的・効果的な業務運営を行うこととする。 測定指標⑦は目標を達成しているため、引き続き同指標を設定し、効率的・効果的な業務運営を行うこととする。 測定指標⑧は目標を達成しており、指標については我が国の方針が反映されたことを数値的により明確に示すよう、「((成立を支持する方針であって、実際に成立した重要議案の数)+(成立を支持しない方針であって、実際に成立しなかった重要議案の数))÷(我が国の力点を置いた重要議案の数)=我が国の力点を置いた重要議案における我が国方針の達成率」に変更し、引き続き効率的・効果的な業務運営を行うこととする。</p>	
	(令和5年度予算概算要求に向けた考え方)	
	I 予算の拡大・拡充	
	令和5年度予算概算要求への主な反映内容	「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」の成果を踏まえ、郵便局と地方自治体等の地域の公的基盤が連携して地域課題を解決するモデルケースを創出し全国に展開するための予算について増額要求を行う。 UPUへの更なる貢献として、郵便通関業務の一層の効率化及び質の向上を実現するための国際カンファレンス(各国の税関当局、郵便当局及び郵便事業者並びに関係の国際機関が参加)を日本でホストするために必要な予算の新規要求を行う。
税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—	

学識経験を有する者の知見等の活用	令和4年7月に行政経営コンサルタントの田淵雪子氏から、政策の分析欄の記述について御意見をいただき、評価書に反映させた。
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・「少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策」(平成30年7月情報通信審議会答申) ・「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」(平成30年12月)
-------------------------------	---

担当部局課室名	情報流通行政局 郵政行政部 企画課他6課室	作成責任者名	情報流通行政局 郵政行政部 企画課長 松田 昇剛	政策評価実施時期	令和4年8月
---------	--------------------------	--------	-----------------------------	----------	--------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-⑩)

政策 ^(※1) 名	政策16:一般戦災死没者追悼等の事業の推進		担当部局課室名	大臣官房総務課管理室		作成責任者名	大臣官房総務課管理室長 加藤 剛		
政策の概要	一般戦災死没者に対して追悼の意を表す事務等を実施する。					分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	<p>【最終アウトカム】:先の大戦に係る特定の課題に対する適切な対応がなされること。 【中間アウトカム】:一般戦災死没者に対して追悼の意を表すほか、兵士、戦後強制抑留者及び海外からの引揚者の労苦(以下「関係者の労苦」という。)についての幅広い世代の人々の理解を深める等の対応が適切になされること。</p>					政策評価実施予定時期	令和5年8月		
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) ^(※2)				
施策手段					令和2年度	令和3年度	令和4年度		
一般戦災死没者に対して追悼の意を表すこと等が適切になされること	一般戦災死没者の追悼その他先の大戦に係る事業の確実な実施	① 一般戦災死没者の追悼その他先の大戦に係る事業への対応度 <アウトプット指標>	4事業/4事業	令和元年度	4事業/4事業	令和4年度	4事業/4事業	4事業/4事業	以下の4事業を確実に実施することが、一般戦災死没者に対して追悼の意を表すことを始めとする先の大戦に係る特定の課題に対応することにつながることから、指標として設定 ・一般戦災死没者の追悼(都道府県から推薦された全国戦没者追悼式等に参列する一般戦災死没者遺族代表に対して旅費を支給) 【参考:一般戦災死没者遺族代表の国費参列者数】 平成29年度:180人 平成30年度:182人 令和元年度:179人 ・引揚者特別交付金支給事務費の交付(引揚者特別交付金の支給対象となる引揚者等からの申請に基づき当該支給に係る認定事務等を行う都道府県から請求があった場合に、当該認定事務等に係る事務費を交付) 【参考:過去の執行額】 平成29年度:0百万円 平成30年度:0百万円 令和元年度:0百万円 ・旧日本赤十字社救護看護婦等への慰労給付金の支給等(日本赤十字社が行う旧日本赤十字社救護看護婦等への慰労給付金支給事業に要する経費、戦後強制抑留者に係る慰藉事業を全国規模で実施することができる者が行う当該慰藉事業に要する経費及び一般財団法人太平洋戦全国空爆犠牲者慰霊協会が行う太平洋戦全国戦災都市空爆死没者慰霊塔を通じた一般戦災死没者に対する追悼に関する事業に要する経費について補助金を交付) 【参考:過去の執行額】 平成29年度:145百万円 平成30年度:140百万円 令和元年度:130百万円 ・不発弾等処理交付金の交付(埋没不発弾等を処理するための探査及び発掘を行う地方公共団体から請求があった場合に、不発弾等処理交付金を交付) 【参考:過去の執行額】 平成29年度:2.4百万円 平成30年度:0.1百万円 令和元年度:0百万円
					4事業/4事業	4事業/4事業	4事業/4事業	4事業/4事業	
					4事業/4事業	4事業/4事業	4事業/4事業	4事業/4事業	

旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した関係者の労苦に関する資料を後の世代に確実に引き継いでいくこと及び当該労苦について幅広い世代の人々の理解を深める機会を提供すること	平和祈念展示資料館の所蔵資料の展示等	②	平和祈念展示資料館の来館者数 ＜アウトカム指標＞	46,793名	令和元年度	20,000名以上	令和4年度	新型コロナウイルス感染症の影響から設定困難(注1)	新型コロナウイルス感染症の影響から設定困難(注2)	20,000名以上(注3)	平和祈念展示資料館への来館は、関係者の労苦について理解を深める機会を提供することにつながることから、過去の来館者数を踏まえ、指標として設定(来館促進につながる取組として、企画展の開催、語り部お話し会等の館内イベントの実施及び団体・グループ見学の誘致活動、インターネット・SNSによる情報発信その他各種媒体による広報等を実施) (注1)令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、前年度2月28日から6月8日まで臨時休館としていたが、開館後の来館者数も前年度比で大幅に減少しているところであり、今後の新型コロナウイルス感染症の収束状況も読めない中では、年度ごとの目標の設定は困難である。 (注2)令和3年度については、緊急事態宣言による新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、4月25日から5月31日まで臨時休館したところであり、開館後の新型コロナウイルス感染症の収束状況も読めない中では、年度ごとの目標設定は困難である。 (注3)令和4年度については、前年度と比較しても来館者数が増加の兆しを見せつつあることから、第1四半期の実績(約5,000人)を維持する規模を本年度の目標として設定した。 【参考:最近の来館者数】 平成29年度:46,377名 平成30年度:51,426名 令和元年度:46,793名 ※平成29年度はフロア移転に伴う休館期間(約2か月)あり。 ※令和元年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために臨時休館期間(約1か月。春休みイベントの中止を含む。)あり。
				7,244人	9,967人	—					
達成手段(開始年度)			予算額(執行額)			関連する指標(※4)	達成手段の概要等			令和4年度行政事業レビュー事業番号	
			令和2年度	令和3年度	令和4年度						
(1)	引揚者特別交付金支給事務費(昭和42年度)		※5			1	※5				0161
(2)	引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和42年)		—			—	引揚者及びその遺族並びに引揚前死亡者の遺族に対する特別交付金の支給に関し必要な事項を規定する。				
(3)	旧日本赤十字社救護看護婦処遇等経費(昭和54年度)		※5			1	※5				0162
(4)	不発弾等処理交付金(昭和48年度)		※5			1	※5				0163
(5)	一般戦災死没者の慰霊事業経費(昭和52年度)		※5			1	※5				0164
(6)	平和祈念展示等経費(平成22年度)		※5			2	※5				0165
政策の予算額・執行額(※3)			562百万円(507百万円)	595百万円(523百万円)	515百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)		
							—	—	—		

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyoku4.html)を参照

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	恩給行政の推進			番号	⑩				
評価方式	総合・実績・事業		政策目標の達成度合い	モニタリング実施、評価は未実施		(千円)			
	予算科目				他に記載のある個別票の番号	予算額			
	会計	組織/勘定	項	事項		4年度 当初予算額		5年度 概算要求額	
政策評価の対象となっているもの	一般会計	総務本省	恩給費	文官等に対する恩給支給に必要な経費		4,492,815		3,937,631	
	一般	総務本省	恩給費	旧軍人遺族等に対する恩給支給に必要な経費		108,866,956		89,004,602	
	一般	総務本省	恩給費	恩給支給事務に必要な経費		726,025		710,193	
	小 計				一般会計	114,085,796		93,652,426	
						< > の内数	< > の内数		
					特別会計	< > の内数	< > の内数		
						< > の内数	< > の内数		
政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの					一般会計	< > の内数	< > の内数		
					特別会計	< > の内数	< > の内数		
						< > の内数	< > の内数		
合 計					一般会計	114,085,796		93,652,426	
						< > の内数	< > の内数		
					特別会計	< > の内数	< > の内数		
						< > の内数	< > の内数		

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-⑰)

政策(※1)名	政策17: 恩給行政の推進		担当部局課室名	政策統括官(恩給担当)付 恩給管理官室	作成責任者名	政策統括官(恩給担当)付恩給管理官 柿原 謙一郎			
	政策の概要	恩給請求の適切・迅速な処理、恩給相談対応の充実等を通じ、高齢化した受給者等に対するサービスの向上を図る。				分野【政策体系上の 位置付け】	国民生活と安心・安全		
基本目標【達成すべき目標及び目標 設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]: 高齢化が進んでいる恩給受給者とその御家族が、安心して生活していただける社会の実現に寄与 [中間アウトカム]: 恩給受給者の平均年齢は90歳を超えており、その御家族も含め高齢化が進んでいる現状を踏まえ、国家のために生命を賭して尽くされた旧軍人等とその遺族の方々の生活を支えるとともに、安心して恩給を受給していただくため、受給者等に対して、より一層の行政サービスの向上を図る。						政策評価実施予定 時期	令和6年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
				基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値)(※2)			
施策手段				令和3年度	令和4年度	令和5年度			
部内会議で恩給請求処理状況を適宜把握し、必要に応じて改善を行うことにより、恩給請求の適切な処理を図ること	① 標準処理期間における処理率 (標準処理期間内処理件数/ 総処理件数) <アウトプット指標>	86.5% (令和2年度実績値)	令和2年度	令和4年度実績値以上	令和5年度	86.5%以上	令和3年度実績値以上	令和4年度実績値以上	<p>受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、安心して恩給を受給していただくためには、恩給請求に対し、迅速かつ適切に処理することが重要であることから、標準処理期間(申請を受領してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間)における処理率を測定指標として設定した(一件当たりの処理に期間を要する重度障害の子からの請求についても、標準処理期間内の処理に向け、的確・効率的な処理に努める予定)。</p> <p>また、基準値については、新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ処理した実績とすることとし、「令和2年度実績値」と設定した。令和3年度の目標値については、引き続き、令和2年度同様に緊急事態宣言が発令されたことから、感染防止対策を講じつつ、処理の改善を図ることとし、「令和2年度実績値以上」を目標値とした。令和4年度及び令和5年度の目標値については、それぞれ、前年度の実績値以上としている。</p> <p>標準処理期間内の処理とするため、恩給請求の処理状況については部内会議で毎月把握し、必要に応じて改善を図ることとする。</p> <p>【参考】総務省における標準処理期間(主なもの) ・普通扶助料: 1.0月(ただし、重度障害の子からの請求は1.5月) ・公務関係扶助料: 1.0月(同上) ・普通恩給: 1.5月 ・傷病恩給: 3.5月</p>
				令和4年度実績値以上	令和5年度	91.9% (680件/740件)	-	-	
相談電話混雑時間帯の相談体制の強化など恩給電話相談対応の充実を図ること	② 恩給相談電話対応率 (対応件数/着信件数) <アウトプット指標>	89.7% (平成30年度～令和2年度の 平均値)	令和2年度	令和2年度～令和4年度の 平均値以上	令和5年度	89.7%以上	令和元年度～3年度の 平均値以上	令和2年度～4年度の 平均値以上	<p>受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、安心して恩給を受給していただくためには、恩給相談対応の充実を図ることが重要である。恩給相談のツールは電話、来庁、メールによることが可能であるが、そのほとんどが電話によるものとなっており、主たる相談ツールである恩給相談電話への対応率を高めることを通じ、相談者の待ち時間を減らすことができると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定した(過去3年間の実績の平均値(基準値を下回る場合には、基準値を用いる。)を基準として目標値を設定)。 (参考)恩給受給者数(予算人員) 平成30年度: 325千人、令和元年度: 272千人、令和2年度: 226千人、令和3年度: 188千人</p>
				令和2年度	令和5年度	91.9% (51,646件/56,183件)	-	-	

恩給受給者等
に対するサー
ビスの向上

	恩給相談に的確かつ丁寧に対応するための体制整備	3	恩給相談対応の技術向上に向けた取組 <アウトプット指標>	個人情報の保護の徹底を図りつつ、受給者等に親切・丁寧に対応するという課題があるため、相談対応職員に対し、トピック的な事項（受給者宛に送付した通知、恩給年額の改定など）に重点を置いた研修の実施（計7回。延べ受講者数は98人）のほか、特殊な案件の毎朝のミーティングによる情報共有を実施した結果、恩給相談に対する説明対応に係る苦情は0件であった。	令和2年度	相談対応職員の技術向上に向けた取組を実施	令和5年度	相談対応職員の技術向上に向けた取組を実施	相談対応職員の技術向上に向けた取組を実施	相談対応職員の技術向上に向けた取組を実施	相談対応職員の技術向上に向けた取組を実施	受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、安心して恩給を受給していただくためには、恩給相談に的確かつ丁寧に対応する体制を整備することが重要である。相談に対応する職員の恩給相談技術の向上に努めることを通じ、的確な相談対応が可能になると考え、指標として設定した。
達成手段 (開始年度)				予算額(執行額)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等				令和4年度行政事業 レビュー事業番号
				令和2年度	令和3年度	令和4年度						
(1)	恩給支給事業(昭和元年度以前)			※5			1~3	※5				0161
(2)	恩給法(大正12年)			-			1~3	恩給の受給対象者、種類、諸手続等について規定するもの。				
政策の予算額・執行額 (※3)				164,761百万円 (159,546百万円)	135,855百万円 (131,049百万円)	114,086百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)		
							-	-	-			

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyoyou4.html)を参照

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	公的統計の体系的な整備・提供			番号	⑱				
評価方式	総合・実績・事業	政策目標の達成度合い	モニタリング実施(評価は未実施)						
(千円)									
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額			
	会計	組織/勘定	項	事項		4年度 当初予算額		5年度 概算要求・要望額	
政策評価の対象と なっているもの	一般	総務本省	統計調査費	統計調査等の実施に必要な経費		23,357,781		29,813,380	
	小 計				一般会計	23,357,781		29,813,380	
						< > の内数	< > の内数		
					特別会計				
						< > の内数	< > の内数		
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの	一般	総務本省	独立行政法人統計センター運営 費	独立行政法人統計センター運営費交 付金に必要な経費		7,906,235		7,723,641	
	小 計				一般会計	7,906,235		7,723,641	
						< > の内数	< > の内数		
					特別会計				
						< > の内数	< > の内数		
合 計					一般会計	31,264,016		37,537,021	
						< > の内数	< > の内数		
					特別会計				
						< > の内数	< > の内数		

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-⑱)

政策 ^(※1) 名	政策18:公的統計の体系的な整備・提供		担当部局課室名	統計局総務課 他10課室(指標2～7) 政策統括官(統計制度担当)付 統計企画管理官室(指標1)	作成責任者名	統計局総務課長 阿向 泰二郎 政策統括官(統計制度担当)付統計企画 管理官 稲垣 好展			
政策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年6月2日に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。)に掲げられた施策を着実に推進・実現することにより、公的統計を体系的かつ効率的に整備し、統計の品質管理を徹底する。 ・統計制度の企画・立案、基準の設定、統計調査の審査・調整及び社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計の作成を行う。 ・統計ユーザーの利便向上に対応する統計情報の的確な提供を実施する。 				分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全			
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	<p>[最終アウトカム]:公的統計が整備されることにより、精度の高い統計情報を用いて国民・企業等が様々な意思決定を行うことが可能となり、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上が実現する</p> <p>[中間アウトカム]:基本計画に掲げられた諸施策が実現するとともに、統計需要や調査環境の変化に対応した統計調査が行われることで、「社会の情報基盤」である公的統計が体系的かつ効率的に整備される</p>				政策評価実施予定時期	令和5年8月			
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
				年度ごとの実績(値) ^(※2)					
施策手段		基準年度	目標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
公的統計の体系的・効率的な整備を進めるとともに、統計の品質管理を徹底すること	① 基本計画に掲げられた諸施策の実現 ① 第Ⅲ期基本計画の別表に掲げられた具体的な取組の実施率 <アウトプット指標>	0% (第Ⅲ期基本計画別表全184事項中0事項)	平成29年度	100% (202事項/第Ⅲ期基本計画別表全202事項)	令和4年度	80%以上 (161事項以上/第Ⅲ期基本計画別表全202事項) 78% (158事項以上/第Ⅲ期基本計画別表全202事項)	86%以上 (174事項以上/第Ⅲ期基本計画別表全202事項) (令和3年度の実績は未定)	100% (202事項/第Ⅲ期基本計画別表全202事項)	<p>今般の不適切統計問題を受けて、公的統計の品質管理と再発防止等の観点から、再発防止策(令和元年9月統計委員会)及び総合的対策(令和元年12月統計改革推進会議統計行政新生部会)が取りまとめられたところ。これらの提言の内容を具体化し、再発防止のみならず、公的統計の品質向上を図り国民の信頼を回復するための取組を確実に実施するため、平成30年に策定した第Ⅲ期基本計画の終期(令和4年度末)を待たずして、令和2年6月2日に基本計画を一部変更した。</p> <p>このため、施策目標との関係は、基本計画の取組の進展をもって評価することが適当であり、基本計画では、令和4年度までに講ずべき具体的な措置・方策が別表に一覧で整理されていることから、測定指標は、具体的な措置・方策の実施率(実施済、継続実施である事項の割合)とすることが適当である。</p> <p>なお、目標値については、基本計画別表のうち、当該目標年度末までに実施(検討)する事項の全事項に対する割合とした。</p>

統計リテラシーの向上と統計調査に対する協力意識の醸成	インターネットによるオンライン講座を実施	②	データサイエンス・オンライン講座の各講座の受講者数 <アウトプット指標>	受講者数 22,800人	令和 元年度	受講者数 25,100人以上	令和 4年度	31,700人以上 ※「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」期間中の特殊な増加分(約6,600人)を加味したものの(右欄参照)	25,100人以上	25,100人以上	基本計画において、国民の統計リテラシーの向上が重要であり、統計リテラシーの向上は、国民や事業者の統計調査に対する協力意識の醸成にも効果的であるとされていることから、当該施策では、統計リテラシーを有する者の増加と統計調査に対する協力意識の醸成につながる指標として、基準年実績と直近過去2回の増減を基に、今回の新型コロナウイルス感染症対策による社会情勢の変化に伴い、今後のオンライン学習の需要増を見込んで1割増で設定した(22,800×1.1)。 ただし、令和2年度においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項に基づく「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」(令和2年4月7日新型コロナウイルス感染症対策本部長)の発出や、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指した外出自粛の方針により、全国的に在宅者・在宅時間が激増する極めて異例な社会情勢の一時的変化があり、当該緊急事態宣言の解除(令和2年5月25日)までの期間における受講登録者の推移が例年にならない増加を示したところ、当該影響が目標設定時点において確定的に把握されたことから、当該影響分について特別に勘案した目標とした。
								37,301人	22,227人	—	講座は「社会人のためのデータサイエンス入門」、「社会人のためのデータサイエンス演習」及び「誰でも使える統計オープンデータ」から構成され、令和元年度から年間を通じて3講座の再開講を行っており、令和2年度以降においても各講座それぞれ1回の再開講を予定している。これまでは提供する講座のスケジュールが毎年異なっていたが、令和2年度以降は3講座の再開講のみを対象とすることとし、基準値及び目標値を再設定している。 また、令和元年度の開講の際のアンケート結果をみると、86%の受講者が受講により役立つ知識が得られたとし、公的統計の有用性・協力の必要性についても90%以上の者が重要・必要であると回答している。 ※ データサイエンス・オンライン講座とは、MOOC(Massive Open Online Courses)の略。インターネット上で誰でも無料で参加可能な、大規模でオープンな講義のこと。)の手法を用いて実施する講座
社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に作成し、国民に遅滞なく提供すること	国勢の基本となる統計の確実な作成・提供	③	統計局所管統計について、前評価期間中に明らかになった不適切な事務処理への再発防止策を踏まえ、令和元年度以降実施している経済・社会の環境変化に対応した調査を確実に実施し、各年度中に公表が予定されている統計データを遅滞なく公表したデータの割合 <アウトプット指標>	100% (180件/180件)	令和 元年度	100%	令和 4年度	100%	100%	100%	公的統計は「社会の情報基盤」として、今日の行政運営や企業の意思決定などに必要不可欠なものであるため、社会経済情勢の変化に対応した有用で信頼される統計を作成し、それを適時的確に提供することが重要である。 最後の工程たる公表を予定どおりに行うことが、確実な統計の作成及び提供に必須であるため、指標として設定(目標値:同程度)
								100% (172件/172件)	100% (182件/182件)	—	

統計情報を的確に提供することにより統計利用者の利便性の向上を図ること	統計情報の適時・的確な提供	4	統計局所管統計について主要5紙(朝日、読売、毎日、日経、産経)に掲載された記事数(基準年度を含む直近5か年の平均) 〈アウトプット指標〉	785件 (平成27年度～令和元年度の平均) ※	令和元年度	790件以上	令和4年度	790件以上	790件以上	790件以上	統計調査の実施の広報及び結果の公表に当たり、報道機関に分かりやすく正確にその内容が掲載されることにより、調査に関する国民の理解を深めることが期待できることから指標として設定(複数年に一度実施する大規模周期調査の周期を勘案し、過去5年の実績の平均を基準として、目標値を設定(同程度))。実績値は目標年度を含む直近5か年の平均とする。 【参考(実績件数)】 令和3年度:765件 令和2年度:809件 令和元年度:683件 平成30年度:647件 平成29年度:656件 平成28年度:938件 平成27年度:1,002件 ※ 掲載される記事数は社会情勢等による影響を受けるものと考えられるため、従来の目標値(830件)を適用するのではなく、令和元年度実績に基づく目標値を設定するものとする。
		5	統計局所管統計について各府省の年次報告書(白書)に掲載された件数(基準年度を含む直近5か年の平均) 〈アウトプット指標〉	477件 (平成27年度～令和元年度の平均) ※	令和元年度	480件以上	令和4年度	480件以上	480件以上	480件以上	各府省の年次報告書(白書)は、各種施策の現状や経済社会の実態等について国民に広く周知するものである。統計が白書に掲載されることは、行政施策の企画・立案・評価や企業の意思決定など、幅広い統計の利活用促進につながるため、指標として設定(大規模周期調査の周期を勘案し、過去5年の実績の平均を基準として、目標値を設定(同程度))。実績値は目標年度を含む直近5か年の平均とする。 【参考(実績件数)】 令和3年度:411件 令和2年度:394件 令和元年度:407件 平成30年度:450件 平成29年度:506件 平成28年度:408件 平成27年度:615件 ※ 白書作成を担う各府省の意向に影響を受けるものと考えられるため、従来の目標値(510件)を適用するのではなく、令和元年度実績に基づく目標値を設定するものとする。
統計情報を的確に提供することにより統計利用者の利便性の向上を図ること	e-Statから提供する統計表の充実を図る	⑥	「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の統計表データの利用件数 〈アウトプット指標〉	8,581万件 (平成30年度～令和元年度の平均) ※	令和元年度	19,039万件以上	令和4年度	9,000万件以上	9,500万件以上	19,039万件以上	統計利用者からの要望等を踏まえ、統計利用者の利便性の向上やコンテンツの充実を図ることにより、統計情報の利用の促進が見込まれることから指標として設定 目標値は、これまでの実績から想定される今後の推移を勘案して設定 【参考(実績件数)】 令和元年度:13,813万件(外れ値除外後:9,615万件)※ 平成30年度:9,762万件(外れ値除外後:7,547万件)※ ※ 測定指標の対象は、「統計表ダウンロード件数」、「データベース利用件数」、「APIリクエスト件数」の3つの合計値。「APIリクエスト件数」については、平成31年4月の統一地方選挙に関し、e-Stat API機能を利用し各地域の人口表示等を行う、外部サイトの影響を強く受けていることから、平成31年3～4月分の実績を外れ値として除外した値から目標値を設定するものとする。なお、年度によって実績値に大きな変動がある点等を考慮し、平成30年度及び令和元年度の平均値を採用 【令和4年度目標値の見直しについて】 令和3年度実績値が目標値を大きく上回ったことを踏まえ、4年度目標値を見直すこととする。 見直しに当たっては、年度によって実績値に大きな変動がある点等を考慮し、令和2年度及び3年度の平均値を採用
								12,729万件	25,349万件	—	

	統計局ホームページのリニューアルを実施し、利用者の利便性向上を図る	⑦	統計局ホームページのアクセス件数 <アウトプット指標>	5,284万件 (平成28年度～元年度の平均)	令和元年度	6,000万件	令和4年度	5,500万件	5,750万件	6,000万件	ホームページは国民にとって統計数値を得る身近な手段であることから、幅広い統計の利活用促進につながるため、ホームページのアクセス件数を指標として設定 目標値は、アクセス件数についてのこれまでの実績から想定される今後の推移を勘案して設定 【参考(実績件数)】 令和元年度:6,505万件 平成30年度:6,681万件 平成29年度:3,907万件 平成28年度:4,045万件
達成手段 (開始年度)				予算額(執行額)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等			令和4年度行政事業 レビュー事業番号
				令和2年度	令和3年度	令和4年度					
(1)	統計調査の実施等事業(経常調査等) (昭和21年度)			※5			3~5,7	※5			0167
(2)	統計調査の実施等事業(周期調査) (大正9年度)			※5			3~5	※5			0168
(3)	統計体系整備事業 (昭和22年度)			※5			1	※5			0169
(4)	国連アジア太平洋統計研修所運営事業 (昭和45年度)			※5			1	※5			0170
(5)	統計調査等業務の最適化事業 (平成18年)			※5			2,6	※5			0171
(6)	統計法(平成19年)			-			-	公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに鑑み、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与する。			
政策の予算額・執行額 (※3)				97,601百万円 (95,782百万円)	32,102百万円 (30,783百万円)	23,358百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	
								公的統計の整備に関する基本的な計画	令和2年 6月2日	※全般的に関係	
								経済財政運営と改革の基本方針	令和3年 6月18日	第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革 7. 経済・財政一体改革の更なる推進のための枠組構築・EBPM推進 (経済・財政一体改革の点検、EBPMの推進等) (前略)EBPMの推進の観点から、エビデンスによって効果が裏付けられた政策やエビデンスを構築するためのデータ収集等に予算を重点化する(後略)。政策評価等の基盤であるデータ活用を加速するため、全ての基幹統計をデータベース型で原則公表するよう、データ公表様式の標準化方針を策定する。	
								デジタル社会の実現に向けた重点計画	令和3年 6月18日	第3部 施策集 V. 包括的データ戦略 [No. 5-16] 統計データのオープン化の推進・高度化 ・統計データの更なる利活用促進や社会の高度かつ多様な分析ニーズに対応していくためには、利便性の高い提供基盤を構築する必要。 ・政府統計の総合窓口である「e-Stat」に掲載される原則全ての統計データを、データの自動取得・更新・分析などの利用ができる高度利用型統計データに転換するとともに、主要なデータの時系列データを取得できるよう整備を推進。また、個人や企業等の情報保護を確保しつつ、調査票情報の二次的利用の推進、特にオンサイト利用の拡大に向けて、引き続き利用者の要望に応じて様々な集計が可能となるよう調査票情報に係る提供基盤を整備。また、行政保有データ(統計関連)の棚卸結果や、民間ニーズ等も踏まえ、データの公開を推進。 ・これらにより、統計データの高度利用を一層促進し、証拠に基づく政策立案(EBPM)の実現とともに、新たなサービスの創出に寄与	

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。

※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyou4.html)を参照

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	消防防災体制の充実強化			番号	⑱					
評価方式	総合・実績・事業		政策目標の達成度合い	評価未実施(モニタリング)		(千円)				
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額				
	会計	組織/勘定	項	事項		4年度 当初予算額		5年度 概算要求額		
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	消防庁	消防防災体制等整備費	消防防災体制等の整備に必要な経費		8,627,400			10,380,646	
	一般会計	消防庁	消防防災体制等整備費	消防防災体制等の整備に係る技術研究開発に必要な経費		493,927			504,117	
	東日本大震災復興特別	復興庁	生活基盤行政復興政策費	消防防災体制等の整備に必要な経費		217,004			249,851	
	東日本大震災復興特別	復興庁	生活基盤行政復興事業費	消防防災体制等の整備に必要な経費		132,589				
	小 計				一般会計	9,121,327			10,884,763	
						< > の内数	< > の内数			
					特別会計	349,593			249,851	
						< > の内数	< > の内数	< > の内数	< > の内数	
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの					一般会計					
						< > の内数	< > の内数			
					特別会計					
						< > の内数	< > の内数	< > の内数	< > の内数	
合 計					一般会計	9,121,327			10,884,763	
						< > の内数	< > の内数	< > の内数	< > の内数	
					特別会計	349,593			249,851	
						< > の内数	< > の内数	< > の内数	< > の内数	

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-19)

政策(※1)名	政策19: 消防防災体制の充実強化						担当部局課室名	消防庁総務課 他13課室等	作成責任者名	消防庁総務課長 門前 浩司	
	政策の概要									分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]: 国民の身体、生命及び財産を火災から保護し、水火災、地震等の災害を防除し、これらの災害の被害の軽減等を図る。 [中間アウトカム]: 消防団及び自主防災組織等を中心とした地域防災力の向上 常備消防を中心とした自治体の消防・防災及び危機管理機能の強化 緊急消防援助隊の登録隊数の増加を中心とした大規模災害時等の広域応援体制の充実						政策評価実施予定時期	令和5年8月			
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
				基準年度	目標年度		年度ごとの実績(値)(※2)				
						令和2年度	令和3年度	令和4年度			
緊急消防援助隊の機能を強化すること	大規模災害等が発生した場合のため緊急消防援助隊の充実強化を実施	①	緊急消防援助隊の登録隊数 ＜アウトカム指標＞ ※緊急消防援助隊とは、大規模災害等において、被災都道府県からの要請等により、消防庁長官の出勤の求め又は指示に基づき、消防の応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する部隊をいう。	6,441隊 (令和2年4月1日現在)	令和元年度	6,600隊程度	令和5年度	6,600隊程度(令和5年度末まで)			東日本大震災における緊急消防援助隊の活動を踏まえ、今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震等の国家的非常災害への対応力を高めるため、第4期基本計画(令和元年～5年度)に基づき部隊規模を6,600隊に増隊することとし、緊急消防援助隊の充実強化を行う。なお、令和5年度末までに6,600隊に増隊することが目標である。 【参考】 6,441隊(令和2年4月1日現在)
常備消防力の強化などにより、地方公共団体における消防防災体制を充実強化すること	消防防災体制の充実強化のため消防の広域化を推進	②	消防組織法に基づき広域化が実現した市町村の組合せ数(ブロック数)(累計値) ＜アウトカム指標＞	54ブロック (令和2年3月31日現在)	令和元年度	実現ブロック数(累計値)の増加	令和6年度	実現ブロック数(累計値)の増加(令和6年度まで)			一般論として、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましいことから、消防の広域化は消防力の維持・強化に当たって最も有効な方策と言える。このことを踏まえ、広域化の実現が施策目標の達成につながるものと考えられることから、広域化が実現した市町村の組合せ数(ブロック数)を測定指標として設定 なお、広域化の実現に当たっては、市町村等における合意形成に相当の時間を要することを踏まえ、年度ごとの目標は定めず、消防の広域化の推進期限である令和6年度までに、これまで以上に実現ブロック数を増加させることとした。 【参考】 54ブロック(令和2年3月31日現在) 50ブロック(平成30年3月31日現在) 40ブロック(平成28年3月31日現在)
	大規模地震時の消防水利確保のため、耐震性貯水槽の整備を推進	3	耐震性貯水槽の整備数及び整備計画の把握 ＜アウトプット指標＞ 耐震性貯水槽の整備数(累計値) ＜アウトカム指標＞	年1回 120,515基 (平成31年4月1日現在)	令和元年度	令和元年度値以上 整備数(累計値)の増加	令和4年度	令和元年度値以上＜アウトプット指標＞ 整備数(累計値)の増加＜アウトカム指標＞			大規模地震発生時には、地震動による配水管の破損、水道施設の機能喪失等により消火栓の使用不能状態が想定され、消火活動に大きな支障を生ずることが予想される。こうした大規模災害から、住民生活の安心・安全を確保するため、消防施設の整備を促進することが重要であることから、指標として設定 【参考】 117,340基(平成30年4月1日現在) 113,009基(平成29年4月1日現在)
								120,050基 (465基減)	122,773基 (2,723基増)	-	

常備消防力の強化などにより、地方公共団体における消防防災体制を充実強化すること	救急救命体制の充実強化及び救命率の向上を推進	4	受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の重症以上傷病者搬送事案)の割合 ＜アウトカム指標＞	2.4% (平成30年中)	令和元年度	事案割合の減少 (対前年度減)	令和4年度	事案割合の減少 (対前年度減)	事案割合の減少 (対前年度減)	事案割合の減少 (対前年度減)	<p>救急搬送において、受入医療機関の選定困難事案が発生している状況を踏まえ、平成21年に厚生労働省と共同で都道府県に実施基準の策定と実施基準に関する協議会の設置の義務付け等を内容とする消防法改正を行った。この改正消防法による実施基準に基づく救急業務の実施等、救急救命体制の充実により、受入医療機関の選定困難事案(例として、受入照会回数4回以上の搬送事案)の割合の低下につながると考えられることから指標として設定</p> <p>※「受入照会回数4回以上」については、消防白書等において、選定困難事案の基準として採用している。</p> <p>※消防庁では、各都道府県の救急業務に関する取組状況や課題の把握、効果的な運用を図っている地域の取組事例等の紹介といったフォローアップに取り組むとともに、メディカルコントロール体制の強化、緊急度判定などの施策を通じ搬送・受入体制の強化を図り選定困難事案の解消にも努めており、それら施策の指標として、受入医療機関の選定困難事案の割合は有効である。</p> <p>【参考】 (平成29年中) 重症以上傷病者搬送事案 2.2% 産科・周産期傷病者搬送事案 3.3% 小児傷病者搬送事案 1.7% 救命救急センター等搬送事案 2.5% (平成28年中) 重症以上傷病者搬送事案 2.3% 産科・周産期傷病者搬送事案 3.5% 小児傷病者搬送事案 2.0% 救命救急センター等搬送事案 2.6%</p>	
			受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の産科・周産期傷病者搬送事案)の割合 ＜アウトカム指標＞	3.6% (平成30年中)	令和元年度	事案割合の減少 (対前年度減)	令和4年度	事案割合の減少 (対前年度減)	事案割合の減少 (対前年度減)	事案割合の減少 (対前年度減)		事案割合の減少 (対前年度減)
			受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の小児傷病者搬送事案)の割合 ＜アウトカム指標＞	1.7% (平成30年中)	令和元年度	事案割合の減少 (対前年度減)	令和4年度	事案割合の減少 (対前年度減)	事案割合の減少 (対前年度減)	事案割合の減少 (対前年度減)		事案割合の減少 (対前年度減)
			受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の救命救急センター搬送事案)の割合 ＜アウトカム指標＞	2.6% (平成30年中)	令和元年度	事案割合の減少 (対前年度減)	令和4年度	事案割合の減少 (対前年度減)	事案割合の減少 (対前年度減)	事案割合の減少 (対前年度減)		事案割合の減少 (対前年度減)
		5	心肺機能停止傷病者への応急手当実施率(救急現場において住民により実施されたもの) ＜アウトカム指標＞	50.7% (平成30年中)	令和元年度	応急手当実施率の向上 (対前年度増)	令和4年度	応急手当実施率の向上 (対前年度増)	応急手当実施率の向上 (対前年度増)	応急手当実施率の向上 (対前年度増)		<p>119番通報を受けてから救急隊が現場に到着するまでに要する時間は、平均8.7分(平成30年中)であり、この間に現場に居合わせた人による応急手当が実施されることで大きな救命効果が期待される。救急業務の一環として、応急手当の普及啓発を図り、心肺機能停止傷病者への救急現場近くの住民による応急手当の実施により、救命率の向上が期待できることから指標として設定</p> <p>【参考】 49.9%(平成29年中) 48.9%(平成28年中)</p>
								2.4% (0%) 令和元年中	3.0% (0.6%増) 令和2年中	—		
								3.6% (0%) 令和元年中	3.8% (0.2%増) 令和2年中	—		
								1.7% (0%) 令和元年中	1.9% (0.2%増) 令和2年中	—		
	6	海外被災地において効果的に捜索救助活動をするため、国際消防救助隊員に対する教育訓練を実施	国際消防救助隊の教育訓練参加隊員数 ＜アウトカム指標＞	年間224人	令和元年度	年間200人	令和4年度	年間200人	年間200人	年間200人	<p>国際消防救助隊員として登録されている者が599名いることから、3年の間で、一度は大規模な訓練や研修に参加できるよう、年間200名の目標を設定</p> <p>【参考】 231人(平成30年度) 209人(平成29年度)</p>	
								116人	215人	—		

常備消防力の強化などにより、地方公共団体における消防防災体制を充実強化すること	防災拠点となる公共施設等の耐震化を推進	7	耐震化の状況を調査し、耐震化の推進の必要性について通知等により周知 <アウトプット指標> 防災拠点となる公共施設等の耐震化率 <アウトカム指標>	年1回 94.2% (平成31年3月31日現在)	令和元年度	令和元年度以上耐震化率の増加(対前年度増)	令和4年度	令和元年度以上<アウトプット指標> 耐震化率の増加(対前年度増)<アウトカム指標>			公共施設は、多数の利用者が見込まれるほか、地震災害の発生時には災害応急対策の実施拠点や避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たすものであり、防災拠点となる公共施設等の耐震化率の増加が、地域における総合的な防災力の強化につながることから、指標として設定
			1回 95.1% (0.9%増)	令和4年10月頃確定予定	—	【参考】 93.1% (平成30年3月31日現在) 92.2% (平成29年3月31日現在)					
消防団等地域防災力を強化すること	消防団の充実強化や自主防災組織の活動の活性化のため、地方公共団体への助言・各種予算事業を実施	⑧	女性消防団員数 <アウトカム指標>	26,625人 (平成31年4月1日現在)	令和元年度	団員数の増加	令和4年度	団員数の増加(対前年度増)	団員数の増加(対前年度増)	団員数の増加(対前年度増)	日本各地で様々な災害や火災が相次いでおり、災害の多様化、複雑化が一層進むことも想定され、大規模な災害への対応が急務となっている中、我が国の人口減少、少子高齢化などにより、地域防災力の中核的役割を果たす消防団の団員数は減少傾向にある。 こうした中で、地域住民の安心・安全の確保のために、消防団員の確保など、地域防災力の充実強化を一層図ることが肝要であり、女性や学生、被雇用者の入団促進に向けた取組を推進することにより、消防団員の確保及び地域における総合的な防災力の強化につながることから、当該目標を指標として設定
			27,200人 (575人増)	27,317人 (117人増)	—	(消防団協力事業所表示制度を導入している市町村の割合) 「消防団協力事業所表示制度」とは、従業員が消防団に相当数入団していたり、消防団に資機材等を提供するなど、消防団活動に協力する事業所を顕彰する制度。一部の地方公共団体においては、入札における加点等の消防団協力事業所に対する支援策が設けられている。					
		学生消防団員数 <アウトカム指標>	5,189人 (平成31年4月1日現在)	令和元年度	団員数の増加	令和4年度	団員数の増加(対前年度増)	団員数の増加(対前年度増)	団員数の増加(対前年度増)	【参考】 (平成30年4月1日現在) 女性消防団員数 25,981人 学生消防団員数 4,562人 消防団協力事業所表示制度を導入している市町村の割合 76.4% (平成29年4月1日現在) 女性消防団員数 24,947人 学生消防団員数 3,995人 消防団協力事業所表示制度を導入している市町村の割合 74.6%	
		5,404人 (215人増)	5,387人 (17人減)	—							
		消防団協力事業所表示制度を導入している市町村の割合 <アウトプット指標>	77.1% (平成31年4月1日現在)	令和元年度	100% (消防団協力事業所表示制度を導入している市町村数/市町村数)	令和4年度	84.7%	92.3%	100%	【参考指標】 ○消防団等充実強化アドバイザー派遣回数 令和元年度27回、平成30年度28回、平成29年度29回 ○女性消防団員が所属している消防団の割合(女性消防団員が所属している消防団数/消防団数) 令和元年度72.8%、平成30年度71.7%、平成29年度69.1% ○学生消防団活動認証制度を導入している市町村の割合(学生消防団活動認証制度を導入している市町村数/大学等が管内に所在する市町村数) 令和元年度49.5%、平成30年度45.4%、平成29年度32.2%	
		77.3%	78.0%	—							
9	自主防災組織の組織活動カバー率 <アウトカム指標>	84.1% (平成31年4月1日現在)	令和元年度	カバー率の増加(対前年度増) (自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数/全世帯数)	令和4年度	カバー率の増加(対前年度増)	カバー率の増加(対前年度増)	カバー率の増加(対前年度増)	特に大規模災害時には、道路、橋りょう等の交通インフラが寸断されることで、常備消防を始めとする防災関係機関等の災害対応に支障を来す可能性があることを踏まえて、自主防災組織の充実強化など、災害被害軽減のための地域レベルの取組を推進することにより、大規模災害発生に備えた地域防災力の向上につながるから、指標として設定 ※「自主防災組織の組織活動カバー率」とは、全世帯のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合をいう。		
84.3% (0.2%増)	84.4% (0.1%増)	—	【参考】 83.2% (平成30年4月1日現在) 82.7% (平成29年4月1日現在)								

Jアラートや防災行政無線の整備により緊急情報の伝達体制を強化すること	災害時に住民へ防災情報を伝達し警戒を呼び掛けるため防災行政無線の整備を実施	10	市町村防災行政無線(同報系)の整備率 <アウトプット指標>	86.6% (平成31年3月31日現在)	令和元年度	整備率の増加 (対前年度増)	令和4年度	整備率の増加 (対前年度増)	整備率の増加 (対前年度増)	整備率の増加 (対前年度増)	<p>市町村防災行政無線(同報系)は、市町村庁舎と地域住民とを結ぶ無線網である。災害時には、一刻も早く住民に警報等の防災情報を伝達し、警戒を呼び掛けることが、住民の安全・安心を守る上で極めて重要であるが、まだ未整備の地方公共団体も存在している。市町村防災行政無線(同報系)の整備率の向上は、災害時の住民への情報伝達体制を強化し、消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。なお、市町村防災行政無線は、各地方公共団体が整備することから、具体的な数値目標を立てられないため、市町村が適切に災害情報等を市民に伝達できるよう消防庁が実施しているアドバイザーの派遣について参考として実施市町村数を以下に示す。</p> <p>【参考1】 ○市町村防災行政無線(同報系)の整備率 86.6%(平成31年3月31日現在) 84.1%(平成30年3月31日現在) 83.8%(平成29年3月31日現在)</p> <p>【参考2】 ○アドバイザー派遣 実施市町村数 令和3年度 39箇所 令和2年度 37箇所 令和元年度 29箇所 平成30年度 25箇所 平成29年度 37箇所</p>
消防庁の危機管理機能を効率化も図りつつ充実・確保すること	消防庁の危機管理機能を効率化も図りつつ充実・確保するためのシステムのコスト削減	11	消防庁所管システムの運用・保守経費 <アウトカム指標>	687,750千円	平成25年度	3割以上の削減 (対基準年度)	令和3年度	<p>基準年度と比較して3割以上の減少 (令和3年度までの目標値)</p>			<p>情報システムの効率的な運用が求められている現状を踏まえて、消防防災業務を支援する業務・システムについて、それぞれのシステムの更新に際し、一元化等を通じ、運用・保守経費の低減・効率化を行うとともに、一元化に併せて必要なシステムに限定して機能強化・高度化を図ることが重要であることから指標として設定。なお、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月16日eガバメント関係会議決定)及び「総務省デジタル・ガバメント中長期計画」(平成30年6月22日総務省行政情報化推進委員会決定)において、主要測定指標(KPI)として「運用コストを平成25年度比で3割削減」とされたことを受け、これに合わせ目標値を設定</p> <p>【参考】 641,192千円(平成30年度) 630,133千円(平成29年度)</p>
火災予防対策を推進すること	住宅火災における被害軽減のため防火対策に関する啓発を実施	13	住宅火災件数 <アウトカム指標>	10,269件 (平成30年中)	令和元年度	件数の減少 (対前年度減)	令和4年度	件数の減少 (対前年度減)	件数の減少 (対前年度減)	件数の減少 (対前年度減)	<p>我が国の住宅防火対策は、平成19年に策定された「住宅防火対策のさらなる推進に関する具体的実践方策等について」に基づき継続的に進めているところであり、「住宅防火防災推進シンポジウム」への参画、高齢者に対し火災予防の注意喚起を行う「住宅防火・防災キャンペーン」の実施、広報用映像資料の制作・配布等住宅防火対策の一層の推進により、住宅火災件数の減少が見込まれる。住宅火災による死者数を減らすためにも住宅火災件数を減少させることが必要であることから、住宅火災件数を指標として設定</p> <p>【参考】 住宅火災件数 10,489件、住宅火災死者数 889人(平成29年中) 住宅火災件数 10,523件、住宅火災死者数 885人(平成28年中) ※住宅火災件数については放火を、住宅火災死者数については放火自殺者等を除く。</p>
								719,932千円 (5%増)	680,157千円 (1%減)	-	
								63回	65回	-	<p>消防庁の危機管理能力の向上を図るとともに、消防庁と地方公共団体の消防機関が連携した災害対応能力の向上を図る必要があることから、指標として設定。訓練実施回数については、年度によって差が生じるものの、例年80回前後で推移していることを踏まえ、平成30年度の実績値である80回を基準値とする。</p> <p>【参考】 84回(令和元年度) 80回(平成30年度) 82回(平成29年度)</p>

危険物事故対策を推進すること	国民の安全確保のため危険物事故対策を実施	14	危険物施設における事故(震度6以上の地震により発生したものを除く。)の件数(基準・目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数) ＜アウトカム指標＞	580件 (平成27年～令和元年度の平均)	令和元年度	件数の減少 (対前回比減)	令和4年度	件数の減少 (対前回比減)	件数の減少 (対前回比減)	件数の減少 (対前回比減)	危険物施設における事故件数は、近年は高水準で推移している現状を踏まえて、危険物等事故防止対策情報連絡会の開催等危険物施設における事故防止対策の推進により、危険物施設における事故件数の減少が見込まれ、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定
				581件 (1件増) (平成28年～令和2年の平均)	596件 (15件増) (平成29年～令和3年の平均)			—	【参考】 581件(平成26年～平成30年の平均) 572件(平成25年～平成29年の平均)		
コンビナート災害対策等を推進すること	国民の安全確保のためコンビナート災害対策等を実施	15	石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所の事故(地震により発生したものを除く。)の件数(基準・目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数) ＜アウトカム指標＞	267件 (平成27年～令和元年度の平均)	令和元年度	件数の減少 (対前回比減)	令和4年度	件数の減少 (対前回比減)	件数の減少 (対前回比減)	件数の減少 (対前回比減)	平成6年以降、事故件数は増加傾向にあり、近年は250件前後で推移している現状にあることを踏まえて、石油コンビナート等特別防災区域における事故防止対策の推進は、その防災区域のみならず、周辺の事業所や周辺の住民の安心・安全の確保につながり、対策の結果として特別防災区域における事故件数の減少が見込まれ、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定
				273件 (6件増) (平成28年～令和2年の平均)	282件 (9件増) (平成29年～令和3年の平均)			—			
消防防災分野の科学技術に関する研究開発を行い、その成果を技術基準等の改正や政策等へ反映すること	技術基準等の改正や政策等への科学技術の反映のため研究開発を実施	16	社会実装に向けて研究段階が進行した研究開発の件数 ＜アウトカム指標＞ 【参考指標】消防防災に関する技術シーズとニーズのマッチングイベントへの参画回数	4件 【参考指標】1回	令和元年度	件数の増加 (対基準年度増)	令和4年度	件数の増加 (対基準年度増)	件数の増加 (対基準年度増)	件数の増加 (対基準年度増)	消防防災活動や防火安全対策等を実施する上で生じた課題や東日本大震災、集中豪雨、台風等の災害において明らかになった課題を解決するため、災害の予防、被害の軽減、原因の究明等の消防防災分野の科学技術に関する研究開発を行い、その成果を技術基準等の改正や政策等へ反映するとともに、消防防災の現場等に活用されるよう成果の普及を行うことが重要であることから、指標として設定
				2件 (2件減) 【参考指標】2回	3件 (1件減) 【参考指標】2回			—			
達成手段 (開始年度)				予算額(執行額)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等			令和4年度行政事業 レビュー事業番号
				令和2年度	令和3年度	令和4年度					
(1)	緊急消防援助隊の機能強化 (平成16年度)			※5			1	※5			0167
(2)	常備消防力の強化等地方公共団体における消防防災体制の充実強化 (昭和28年度)			※5			2～7	※5			0168
(3)	消防団等地域防災力の充実強化 (平成20年度)			※5			8・9	※5			0169
(4)	Jアラートによる緊急情報の伝達体制の強化 (平成21年度)			※5			10	※5			0170
(5)	消防庁危機管理機能の充実・確保 (平成19年度)			※5			11・12	※5			0171
(6)	火災予防対策の推進 (平成20年度)			※5			13	※5			0172
(7)	危険物事故防止対策の推進 (平成20年度)			※5			14	※5			0173
(8)	コンビナート災害対策等の推進 (平成20年度)			※5			15	※5			0174
(9)	消防防災分野の研究開発に必要な経費 (平成15年度)			※5			16	※5			0175
(10)	震度情報ネットワークシステムの整備に必要な経費 (令和3年度)			—	※5	—	11	※5			0176
(11)	消防防災施設等の災害復旧に必要な経費 (復興庁からの移替え) (平成24年度)			※6			—	※6			復興庁21-0019

(12)	福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域での消防活動等に要する経費(原子力災害避難指示区域消防活動費交付金)(復興庁からの移替え)(平成25年度)	※6	—	※6	復興庁21-0020
(13)	緊急消防援助隊の出動経費(緊急消防援助隊活動費負担金)(復興庁からの移替え)(平成25年度)	※6	—	※6	復興庁21-0021
(14)	消防組織法(昭和22年)消防法(昭和23年)	—	1~16	火災を予防し、警戒し、及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資する。	

政策の予算額・執行額 (※3)	21,714百万円 (19,661百万円)	16,929百万円 (15,268百万円)	9,471百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					経済財政運営と改革の基本方針2019	令和元年 6月21日	被災者の迅速な救命・救助や被害の最小化を図るため、ISUTなどのICTを活用した情報共有、域外からの緊急援助体制や広域化を始めとした消防体制の強化を行うとともに、応援体制に加え、受援等災害対応の運用の基盤の確立を図る。国及び地方自治体の災害救助体制や消防団を中核とした地域防災力の充実強化、行政・NPO・ボランティア等の三者連携の強化及びコーディネート人材の育成、自主防災組織等の育成・教育訓練、防災拠点等となる学校等公共施設等の耐震化などの防災・避難所機能強化、新技術を活用した河川管理の高度化・避難の迅速化等により、地域の災害対応力の向上を図る。被災地の早急な復旧・復興に向けて、緊急災害対策派遣隊の体制・機能の拡充・強化、地方自治体職員の中長期派遣体制整備に取り組む。被災者の速やかな生活再建を図るため、被災者支援制度の充実や福祉との連携を検討する。南海トラフ地震に備えた計画的避難体制を確立するとともに、国民の正しい理解につなげる広報の充実を図る。 安全なまちづくりに向け、住宅・建築物の耐震化や地盤の強化、木造密集市街地の改善、無電柱化、民間投資の活用を進める。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修を促進するため、着実な支援の実施、不動産証券化手法の活用等に努める。災害派遣医療チームの強化された司令塔機能の活用等を進めるとともに、医療活動訓練等において医療モジュールの実証を推進する。「世界津波の日」を通じて、国内外において津波防災の重要性を普及啓発する。
					第198回国会総務大臣所信表明	平成31年 2月14日	昨年は、大阪北部地震、七月豪雨、台風第二十一号、北海道胆振東部地震など、大規模な災害が相次ぎました。こうした状況に鑑み、第二次補正予算において、七億円を特別交付税の総額に加算しました。災害からの復旧・復興に向け、被災地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、適切に対応します。 また、南海トラフ地震、大規模風水害及び放射性物質、生物剤又は化学剤などによるテロ災害に対応するための緊急消防援助隊の強化、消防団の団員の入団促進や処遇の改善、さらに、災害時における、より効果的な活動を図るための救助用資機材の更なる配備などによる地域防災力の充実強化などを推進し、消防力を強化します。 加えて、G20大阪サミットや東京オリンピック・パラリンピックなどの開催に向けた安心・安全対策や、聴覚・言語機能障害者が音声によらない一〇九番通報を行うことができるシステムの全国展開、災害時の情報伝達手段の強化などを進めます。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※5 総務省令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyou4.html)を参照

※6 復興庁令和4年度行政事業レビュー(<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20220428110351.html>)を参照